明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

# 官報　号外

平成十三年十一月六日

## ○第百五十三回国会　衆議院会議録　第十三号

平成十三年十一月六日（火曜日）

議事日程　第九号
平成十三年十一月六日
午後一時開議
第一　商法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　商法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

午後一時三分開議

○議長（綿貫民輔君）　これより会議を開きます。

日程第一　商法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第一、商法等の一部を改正する法律案、日程第二、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長保利耕輔君。

商法等の一部を改正する法律案及び同報告書
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○保利耕輔君　〔保利耕輔君登壇〕　ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、商法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、会社の円滑な資金調達を可能にし、新規事業の育成等に資するとともに、高度情報化社会に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、会社は、株式をあらかじめ定めた価額で取得できる権利として、新株予約権を発行することができるものとし、その単独発行を認め、ストックオプション制度を新株予約権の有利発行として整理し、付与対象者や付与できる株式数、権利行使期間に関する規制を廃止するものとすること、

第二に、株主総会における新株の有利発行の決議の有効期間を延長する等、新株の発行に関する規制を緩和するものとすること、

第三に、会社は、その作成すべき会社関係書類を電磁的方法により作成することができるものとするとともに、会社または株主等から行う商法上の通知、請求等について、電磁的方法によることができるものとすることなどであります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法等の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

両案は、去る十月二十六日本委員会に付託され、同日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月三十日から質疑に入り、十一月二日質疑を終局し、討論、採決の結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席国務大臣
法務大臣　森山　眞弓君

○議長の報告
（通知書受領）

一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

銀行法等の一部を改正する法律

一、去る二日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第四〇四号

平成十三年十一月二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

私は、平成十三年十一月四日(日)午後五時羽田空港発、十一月六日(火)午後十時四十五分同空港着の予定で、ブルネイ・ダルサラーム国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

**（報告書受領）**

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくコソヴォ国際平和協力業務実施計画の報告書

**（議席変更）**

一、昨五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一三　阿部　知子君

二三　日森　文尋君

**（常任委員辞任及び補欠選任）**

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

谷川　和穗君　伊藤信太郎君

法務委員

辞任　補欠

熊代　昭彦君　後藤田正純君

中川　昭一君　林　省之介君

吉野　正芳君　松島みどり君

水島　広子君　山田　敏雅君

山花　郁夫君　松原　仁君

藤井　裕久君　佐藤　公治君

不破　哲三君　塩川　鉄也君

山田　敏雅君　水島　広子君

後藤田正純君　熊代　昭彦君

林　省之介君　中川　昭一君

松島みどり君　吉野　正芳君

松原　仁君　山花　郁夫君

佐藤　公治君　藤井　裕久君

塩川　鉄也君　不破　哲三君

議院運営委員

辞任　補欠

七条　明君　西川　京子君

保坂　展人君　中川　智子君

西川　京子君　七条　明君

中川　智子君　日森　文尋君

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任　補欠

七条　明君　伊藤信太郎君

小池百合子君　井上　喜一君

井上　喜一君　小池百合子君

**（議案受領）**

一、去る二日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

**（議案付託）**

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)　総務委員会　付託

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)　財務金融委員会　付託

**（議案送付）**

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案

**（議案通知書受領）**

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

銀行法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

**（答弁書受領）**

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢和秋君提出わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問に対する答弁書

衆議院議員東門美津子君提出在日米軍兵士の行動と日米地位協定に関する質問に対する答弁書

---



平成十三年九月二十七日提出

質問第三号

**わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問主意書**

提出者　小沢　和秋

わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問主意書

昨年十一月に福岡県苅田港から引き揚げられた旧軍の爆弾について、政府はこれが老朽化した化学兵器にあたり、化学兵器禁止条約にしたがって無害化処理するとの方針を明らかにした。苅田港及び新門司港において進められている公共工事の現場では、引き続き多数の遺棄毒ガス弾の存在が懸念されており、早急にすべての回収・無害化をすすめることが住民や港湾関係者、工事従事者の安全を守るために焦眉の課題となっている。

また、既に一九九七年四月に発効した化学兵器禁止条約にもとづく中国大陸での遺棄化学兵器の処理が日中両国政府の合意の下で進められつつあるが、わが国においては広島県大久野島における忠海兵器製造所と北九州市の曽根兵器製造所を中心に毒ガス兵器が大量に製造され、第二次世界大戦終結前後にそれらが埋設または海洋投棄処分されたことが政府答弁等で明らかにされている。これら遺棄毒ガス兵器は、戦後長きにわたって、漁船の魚網にかかった際に有毒物質が漏出して死傷者を出したり、埋設処分地の土壌が砒素汚染されるなどの被害をひろげてきた。

一九七三年に政府は旧軍の毒ガス弾についての全国調査を行い、その後国会答弁において終戦時、国内十八箇所で毒ガス兵器を貯蔵し、その後

八箇所の海域に投棄処分したことを明らかにした。しかし、調査の全容は現在まで明らかにされておらず、その後の処理についても政府は公表しないまま推移している。

そこで、次の事項について質問する。

一　化学弾が発見された苅田港や新門司港について、確認されたものの無害化処理を急ぐとともに、周辺域における遺棄弾の存在を徹底的に調査し、処理と万全な安全策を期すことが必要と考えるが、どうか。あわせて、現状と今後の見通しを関係自治体と住民に十分に説明すべきと考えるが、どうか。

二　国内での遺棄化学兵器の処理をすすめ、無用の被害を防止するために一九七三年にまとめられた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」の全容をすみやかに公表すべきと考えるが、どうか。また、この度の化学弾の発見が示すように、終戦時の処分はこの「全国調査」の後に明らかにされた八箇所の海域への投棄処分にとどまらないことは明白であり、あらためて全国的に調査を実施すべきではないか。

三　国会答弁等で明らかになっている別府湾、周防灘、大久野島周辺、高知沖、銚子沖、遠州灘、相模沖、新潟港、陸奥湾、浜名湖周辺等での海洋投棄やその後発見された屈斜路湖周辺での投棄・集積などについての経過や実態を調査すると共に、必要な無害化処理について具体化して計画を明らかにすべきと考えるが、どうか。

四　旧軍の化学兵器の研究開発の経過や仕組み、実戦での使用例などを調査し、公表すべきと考えるが、どうか。

五　わが国における化学兵器製造について、被害実態究明のためにも原料採掘や供給、輸送業務にあたった企業や人員、製造所などでの臨時工や学徒動員による人員の関与など開発、製造、流通の全分野における仕組みの全容を解明し、公表すべきと考えるが、どうか。

六　化学兵器製造や輸送業務に関わって後遺障害をもつようになったすべての関係者に対してはもちろん、戦後の処理業務や不測の事故によって被害をうけた人たちについても調査を行い、万全の補償を行うべきと考えるが、どうか。

右質問する。

---

内閣衆質一五三第三号

平成十三年十一月二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員小沢和秋君提出わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

**衆議院議員小沢和秋君提出わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問に対する答弁書**

一について

苅田港内で発見された旧日本軍（以下「旧軍」という。）の化学弾と認められるもの十八発並びに同港内及び関門港新門司区沖で発見された旧軍の化学弾の可能性のあるもの三十九発については、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（平成九年条約第三号。以下「化学兵器禁止条約」という。）の規定に従い、早期かつ安全に廃棄すべく、関係地方公共団体とも連携しつつ廃棄の計画等について所要の調整を行っているところであり、今後処理を進めていくに当たっては、現状と今後の見通しを含め、関係住民に必要な説明がなされるよう努めてまいりたい。

また、お尋ねの苅田港等の周辺海域の調査については、今後、実施の必要性を含め関係省庁等の間で連携を密にして検討してまいりたい。

二について

お尋ねの「旧軍毒ガス弾等の全国調査」（以下「旧軍毒ガス弾調査」という。）については、昭和四十八年に大久野島毒ガス問題関係各省庁連絡会議により取りまとめられた「旧軍毒ガス弾等の全国調査の結果について」等において、調査方法及び調査結果を既に公開しているところである。

旧軍毒ガス弾調査は、旧軍の化学兵器等の保有及び廃棄の状況に関する資料のほとんどが終戦時に処分されてしまっていたこと、また、旧軍の機密に属していたと考えられる化学兵器等に関する情報に関与し得た人々の多くが故人となっていたこと等により、終戦後の旧軍の化学兵器等の廃棄の状況を把握することが困難な中で、可能な限り情報を収集して行われたものであり、その当時から更に三十年近く経過した現在、改めて旧軍の化学兵器等の廃棄状況について全国的に調査を実施しても、当時以上の情報を入手することは困難であると考える。

三について

御指摘の「海洋投棄」については、旧軍毒ガス弾調査等において明らかにしたとおり、いずれの箇所についても化学兵器の有無の実地探査又は掃海等により、安全上何らの措置も講じていない箇所は残っておらず、また、屈斜路湖で調査の結果発見された老朽化した化学兵器については、化学兵器禁止条約の規定に従い、既に廃棄しているところである。

なお、今後も国内で旧軍の化学兵器が発見された場合には、化学兵器禁止条約の規定に従い、廃棄することとしている。

四について

旧軍関連の資料を保管している防衛研究所図書館には、例えば、陸軍科学研究所における化学兵器の研究経過の概要を示す資料や、くしゃみ剤など非致死性の化学剤を充てんした兵器を使用したことを示唆する資料等、旧軍の化学兵器の研究開発等に関する断片的な資料が存在するが、旧軍関連の資料の多くが終戦時に処分され断片的な資料しか残っていないことや、関係者の多くが故人となっていることなどにかんがみると、更なる調査を行い、旧軍による化学兵器の研究開発の全体像や実戦での使用例の全容を解明することは、極めて困難であると考えている。右に例示した資料を含め、防衛研究所図書館が保管する旧軍関連の資料については、プライバシーに配慮した上で原則として公開しているところである。

五について

我が国における化学兵器の開発、製造及び流

通の全分野において、いかなる企業や人員がいかなる体制及び態様で関与したか等については、調査した限りでは、政府内にこれらの全体像を把握することができる資料がないため、その全容を解明し、公表することは困難である。

六について

旧軍の化学兵器等の製造、輸送、処理等によって被害を受けた者については、化学兵器の製造等を行っていた旧陸軍造兵廠忠海製造所ほか三か所の従業員のうち、旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員であった者に対しては、「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭和二十九年二月十二日蔵計第二百八十号）等に基づき国家公務員共済組合連合会が、旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員であった者以外の者に対しては、終戦後当該四か所の施設で処理に従事した者と併せ、「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」（昭和五十九年四月十日衛発第二百六十六号）の「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」に基づき厚生労働省が、それぞれ医療費、特別手当及び健康管理手当の支給等を行うものとされており、また、右に述べた者以外の者に対しては、例えば、民間企業の従業員に関しては労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、公務員に関しては国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）等により、被害を補償するものとされている。

これらの制度に基づき、被害状況、被害内容等を調査・把握した上で、個々の事案に即して適切な措置が採られているものと考えている。

---

平成十三年十月十八日提出
質問第一六号

**在日米軍兵士の行動と日米地位協定に関する質問主意書**

提出者　東門美津子

在日米軍兵士の行動と日米地位協定に関する質問主意書

去る九月十一日の米国における同時多発テロ事件の発生以来、在日米軍専用施設の七十五％が集中する沖縄県では、有事の戒厳を一般民間人及び報道関係者に強要するような米軍の行動が発生し、地域への不安と緊張をもたらしている。沖縄においては、住宅が密集する地域に隣接して軍事基地が存在するため、日常生活、住民の安全にも深刻な影響を与えることが懸念されている。よって、以下質問する。

一　米軍兵士が銃を携行して、基地の外部、すなわち民間地域で警戒活動を行うことは日米地位協定に照らして問題はないか、説明されたい。

二　在日米軍の軍事警察権は、基地の外にも及ぶか。及ぶとすれば、その権利の行使にどのような条件があるのか、説明されたい。

三　日米地位協定第十七条第十一項は、「敵対行為」が生じた場合の同条規定の適用停止に関する権利が記されているが、これまでに同項が適用された事例、あるいは適用を検討した事例があるか、明らかにされたい。

四　日米安全保障条約第五条の規定が適用される「敵対行為」が発生し、日米地位協定第十七条の規定の適用が停止された場合、米軍の軍事裁判権、軍事警察権が拡大する可能性があるか、説明されたい。

右質問する。

---

内閣衆質一五三第一六号
平成十三年十一月二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員東門美津子君提出在日米軍兵士の行動と日米地位協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

**衆議院議員東門美津子君提出在日米軍兵士の行動と日米地位協定に関する質問に対する答弁書**

一及び二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第十七条第十項の規定により、アメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）の軍事警察は、日米地位協定第二条第一項にいう施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）の外部においては、必ず我が国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、我が国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとするとされている。

また、日米地位協定についての合意された議事録（以下「合意議事録」という。）の第十七条第十項に関する規定により、アメリカ合衆国の軍当局は、施設及び区域の近傍において、当該施設及び区域の安全に対する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従って逮捕することができるとされている。

お尋ねの「米軍兵士が銃を携行して、基地の外部、すなわち民間地域で警戒活動を行うこと」が日米地位協定に照らして問題がないかについては、少なくとも、右に述べた日米地位協定第十七条第十項の規定及び合意議事録の同項に関する規定の範囲内で合衆国軍隊の構成員が銃を携行して施設及び区域の外部で行動することは、それ自体が直ちに日米地位協定上問題になるものではない。

三について

お尋ねのような事例はない。

四について

日米地位協定第十七条第十一項にいう「敵対行為」が生じた場合に、我が国政府又はアメリカ合衆国政府が、同項の定めるところにより同条のいずれかの規定の適用を停止させる権利を行使するか否か、また、当該権利を行使する場合に同条のいずれの規定の適用を停止するかについては、その状況に応じ個別具体的に判断されるものであるため、答弁することは困難である。

---

**商法等の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

平成十三年十月五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

---

商法等の一部を改正する法律

（商法の一部改正）

第一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「取締役又ハ使用人ニ対スル新株ノ引受権ノ付与」を「新株予約権」に、「転換社債」を「新株予約権付社債」に改め、「第四款　新株引受権附社債」を削る。

第三十三条第一項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「貸借対照表」の下に「ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」を加え、同条第四項中「貸借対照表ニハ」を「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ二　商人ハ会計帳簿又ハ貸借対照表ヲ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ作ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貸借対照表ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ作成者之ニ署名ニ代フル措置ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ執ルコトヲ要ス

第三十四条中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に改める。

第三十六条第一項中「重要書類」を「重要ナル資料」に改める。

第五十六条第三項中「署名スル」を「署名又ハ第三十三条ノ二第二項ノ署名ニ代フル措置ヲ為ス」に改める。

第六十三条中「記載シ各社員之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条に次の二項を加える。

定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス

第六十四条第一項第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第百三十条第一項の次に次の二項を加える。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項ノ財産目録又ハ貸借対照表ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ清算人ハ第一項ノ財産目録又ハ貸借対照表ノ交付ニ代ヘテ前項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第一項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法（電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得但シ社員ノ請求アリタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ社員ニ交付スルコトヲ要ス

第百四十三条中「重要書類」を「重要ナル資料」に改める。

第百四十八条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第百五十三条第一項中「会社ノ貸借対照表ノ閲覧ヲ求メ」を「左ノ請求ヲ為シ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会社ノ貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　会社ノ貸借対照表ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧又ハ謄写ノ請求

第百六十六条第一項中「記載シ各発起人之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第百六十六条第一項の次に次の二項を加える。

定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各発起人之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス

第百六十八条第一項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第百六十九条中「書面」の下に「又ハ電磁的方法」を加える。

第百七十三条ノ二第一項中「証明書」を「証明ヲ記載又ハ記録シタル資料」に改める。

第百七十五条第一項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、「署名スル」を「署名シテ株式申込証ヲ作ル」に改め、同条第二項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、第四号ノ三を削り、第四号ノ四を第四号ノ三とし、同号の次に次の三号を加える。

四ノ四　第二百二十二条第四項又ハ第七項ノ場合ニ於テハ此等ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ定メタル事項

四ノ五　第二百二十二条ノ二第一項ノ場合ニ於テハ転換ノ請求ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ノ条件及転換ヲ請求シ得ベキ期間

四ノ六　第二百二十二条ノ八ノ場合ニ於テハ同条ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ定メタル事項

第百七十五条第三項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条第四項中「株式申込証ノ」の下に「用紙ノ株式申込人ニ対スル」を加え、同項ただし書中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同項の次に次の四項を加える。

発起人ハ株式申込証ノ用紙ノ株式申込人ニ対スル交付ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ株式申込人ノ承諾ヲ得テ株式申込証ノ用紙ノ内容タル事項ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ発起人ハ株式申込証ノ用紙ヲ株式申込人ニ交付シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ発起人ハ第四項ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ前項ノ株式申込証ノ用紙ニ記載スベキ情報ト共ニ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス

株式申込人ハ政令ニ定ムル所ニ依リ発起人ノ承諾ヲ得テ株式申込証ノ用紙ノ内容タル事項ヲ記録シタル電磁的記録ニ株式申込証ニ記載スベキ情報ヲ記録シテ作リタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ株式申込証ノ作成ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株式申込証ノ作成ニ代ヘテ作リタル電磁的記録ハ之ヲ株式申込証ト看做ス

第三十三条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ株式申込証ト看做サルル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ之ヲ準用ス

第百七十七条第二項中「又ハ」を「若ハ」に、「ニ記載シタル」を「ノ用紙又ハ同条第六項若ハ第五項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル此等ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ記載又ハ記録シタル」に改める。

第百八十条第三項中「第二百三十二条第一項第二項」を「第二百三十二条第一項乃至第三項」に、「第二百三十九条第二項第四項乃至第八項」を「第二百三十九条第二項第三項第五項乃至第七項」に改め、「第二百三十九条ノ二」の下に「乃至第二百三十九条ノ四」を加える。

第百八十一条第三項中「報告書」を「報告」に、「証明書」を「証明ヲ記載又ハ記録シタル資料」に改める。

第百八十四条第二項中「書類」を「資料」に改める。

第百八十七条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条第三項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加える。

第百八十八条第二項第四号を次のように改める。

四　削除

第百八十八条第二項に次の一号を加える。
十　第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ
第百九十一条中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。
第百九十八条中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条に後段として次のように加える。
発起人ニ非ズシテ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ其ノ旨ノ記録ヲ為スコトニ承諾シタル者ニ付亦同ジ
第二百四条ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第四項」に、「前項」を「第五項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
会社ハ第四項又ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ株主ノ承諾ヲ得テ此等ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ会社ハ第四項又ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為シタルモノト看做ス
第二百四条ノ二第一項の次に次の二項を加える。
株主ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ会社ノ承諾ヲ得テ其ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株主ハ同項ノ規定ニ依ル請求ヲ為シタルモノト看做ス
前項ノ株主ガ第二百三十二条第二項ノ承諾ヲ為シタル者ナル場合ニ於テハ会社ハ其ノ承諾ニ係ル株主総会ノ会日ノ属スル営業年度ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ正当ノ事由アルニ非ザレバ前項ノ承諾ヲ為スコトヲ拒ムコトヲ得ズ
第二百四条ノ三第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「添附スル」を「添付スル」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
第二項ノ場合ニ於テハ前項ニ規定スル供託ヲ証スル書面ハ第二項ニ於テ準用スル前条第二項ノ電磁的方法ニ依ル情報ノ提供ニ際シ之ヲ提出スルコトヲ要ス
第二百四条ノ三第一項の次に次の一項を加える。
前条第二項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス
第二百四条ノ三ノ二第一項及び第二項中「第二百四条ノ二第三項」を「第二百四条ノ二第五項」に改め、同条第五項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第八項中「第二百四条ノ二第四項」を「第二百四条ノ二第七項」に改める。
第二百四条ノ四第三項及び第五項中「第二百四条ノ三第二項」を「第二百四条ノ三第三項」に改め、同条第七項中「第二百四条ノ二第四項」を「第二百四条ノ二第七項」に改める。
第二百四条ノ五中「第二百四条ノ二第三項第四項」を「第二百四条ノ二第五項乃至第七項」に改め、同条に次の一項を加える。
第二百四条ノ二第二項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス
第二百六条第一項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項中「記載シタルトキ」の下に「（其ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録シタルトキヲ含ム）」を加える。
第二百九条第一項中「株主名簿ニ記載シ」を「株主名簿ニ記載又ハ記録シ」に改める。
第二百十条第六項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第七項中「記載サレタル」を「記載又ハ記録セラレタル」に、「第二百五十六条ノ三第六項」を「第二百五十六条ノ三第七項」に改め、同項の次に次の一項を加える。
第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス
第二百十条ノ二第一項中「若ハ第二百四条ノ五第一項ニ於テ準用スル同項」を「（第二百四条ノ五第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。
第二百十一条第三項中「第百七十五条第一項第三項乃至第五項」を「第百七十五条第一項第三項乃至第九項」に改める。
第二百十一条ノ二に次の二項を加える。
第一項及前項ニ規定スル議決権ニハ第二百二十二条第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式及有限会社法第三十九条第一項但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス
第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百四十一条第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主ハ其ノ株式ニ付同条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ、有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル第二百四十一条第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員ハ其ノ持分ニ付有限会社法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ有スルモノト看做ス
第二百十四条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。
第二百十五条第一項並びに第二百十九条第一項及び第三項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。
第二百二十条第一項中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に改める。
第二百二十条ノ二第一項各号列記以外の部分中「株式」を「取締役ハ株式」に改め、「之ニ付」の下に「端株原簿ヲ作リ之ニ」を加え、「端株原簿ニ記載スル」を「記載又ハ記録スル」に、「之ヲ記載スル」を「之ヲ記載又ハ記録スル」に改め、同項第四号中「転換株式」を「第二百二十二条ノ三ニ規定スル転換予約権付株式」に、「第二百二十二条ノ四」を「第百七十五条第二項第四号ノ五」に改め、同項に次の一号を加える。
五　第二百二十二条ノ九第一項ニ規定スル強制転換条項付株式ニ係ル端株ナルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ六ニ掲グル事項
第二百二十条ノ二第二項中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に、「記載セザル」を「記載又ハ記録セザル」に改め、同条第四項中「記載サレザル」を「記載又ハ記録セラレザル」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ端株原簿ニ之ヲ準用ス
第二百二十条ノ三第一項第四号中「第三百四十一条ノ二第二項第六号又ハ第三百四十一条ノ八第二項第八号」を「第二百八十条ノ二十第二項第十二号又ハ第三百四十一条ノ三第一項第九号」に改める。
第二百二十条ノ四第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。
第二百二十一条第四項中「第二百二十条ノ二第二項」を「第二百二十条ノ二第三項」に、「記載セザル」を「記載又ハ記録セザル」に改め、同条第六項中「第二百二十条ノ二第三項」を「第二百二十条ノ二第四項」に改める。
第二百二十二条第一項中「又ハ利益ヲ以テ株式ノ消却」を「、利益ヲ以テ株式ノ消却又ハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条第三項中「転換社債若ハ新株引受権付社債」を「新株予約権若ハ新株予約権付社債」に改め、同条第二項の次に次の六項を加える。
利益ノ配当ニ関シ内容ノ異ル種類ノ株式ニシテ会社ノ成立後発行スルモノノ内容中配当スベキ額ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第二百八十条ノ二第一項ノ株主総会又ハ取

締役会ガ之ヲ定ムル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ定款ヲ以テ配当スベキ額ニ付其ノ上限額其ノ他ノ算定ノ基準ノ要綱ヲ定メタルトキニ限ル会社ハ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項ニ付制限アル種類ノ株式（以下議決権制限株式ト称ス）ニ関シ之ヲ有スル株主ガ左ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ニ付議決権ヲ有セザルモノトスル旨ヲ定ムルコトヲ得

一　総株主ノ議決権ノ百分ノ一、百分ノ三又ハ十分ノ一以上ヲ有スル株主ノ権利ノ行使ニ付テノ規定

二　第二百四十五条ノ五第六項、第三百五十八条第八項、第三百七十四条ノ二十三第八項又ハ第四百十三条ノ三第八項ノ規定

議決権制限株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ拘ラズ一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ議決権制限株式ニ付テ存スル単元ノ数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ法令又ハ定款ノ定ニ依リ株主総会又ハ取締役会ニ於テ決議スベキ事項ノ全部又ハ一部ニ付其ノ決議ノ外或種類ノ株主ノ総会ノ決議ヲ要スルモノヲ定ムルコトヲ得

株主総会ニ関スル規定ハ前項ノ総会ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ二第二項及び第三項中「転換ニ」を「転換ノ請求ニ」に改める。

第二百二十二条ノ三中「転換ニ」を「転換ノ請求ニ」に、「転換株式」を「前条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式（以下転換予約権付株式ト称ス）」に改める。

第二百二十二条ノ四を次のように改める。

第二百二十二条ノ四　削除

第二百二十二条ノ五第三項を次のように改める。

株式ノ転換ヲ請求スル者ハ第一項ノ請求書ノ提出ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ会社ノ承諾ヲ得テ同項ノ請求書ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ者ハ同項ノ請求書ヲ提出シタルモノト看做ス

第二百二十二条ノ五に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ会社ノ承諾ニ、第二百四条ノ三第四項ノ規定ハ第一項本文ノ株券ニ、第三十三条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ六中「転換ハ」を「転換予約権付株式ノ転換ハ」に改め、「定款」の下に「又ハ取締役会ノ決議」を加え、同条に次の一項を加える。

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ニ株主ガ転換ノ請求ヲ為シタル時ハ其ノ議決権ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ期間満了ノ時ニ於テ転換アリタルモノト看做ス

第二百二十二条ノ七中「転換ニ」を「転換ノ請求ニ」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第二百二十二条ノ八　会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ定款ニ定ムル事由ガ生ジタルトキハ会社ガ其ノ発行シタル或種類ノ株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ノ条件ヲ定ムルコトヲ要ス

第二百二十二条ノ九　会社ガ前条ノ規定ニ依リ会社ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキ株式（以下強制転換条項付株式ト称ス）ノ転換ヲ為ス場合ニ於テハ転換セラルベキ強制転換条項付株式ハ取締役会之ヲ決ス

前項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、転換セラルベキ強制転換条項付株式及一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且其ノ強制転換条項付株式ニ付テノ株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

強制転換条項付株式ノ転換ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第二百十六条ノ規定ハ第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ十　第二百二十二条ノ二第三項ノ規定ハ強制転換条項付株式ノ発行ノ場合ニ、第二百二十二条ノ三並ニ第二百二十二条ノ六第一項但書及第二項ノ規定ハ強制転換条項付株式ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十三条中「株主名簿ニハ」を「取締役ハ株主名簿ヲ作リ之ニ」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五号中「転換株式ヲ発行シタルトキハ第二百二十二条ノ四」を「転換予約権付株式ヲ発行シタルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ五」に改め、同条に次の一号を加える。

六　強制転換条項付株式ヲ発行シタルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ六ニ掲グル事項

第二百二十三条に次の一項を加える。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ株主名簿ニ之ヲ準用ス

第二百二十四条第一項中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に、「住所ニ宛ツル」を「宛先ニ対シ発スル」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニ依リ前項ノ通知又ハ催告ヲ為ス場合ニ於テハ政令ニ定ムル所ニ依リ株主ノ承諾ヲ得テ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百二十四条ノ二第一項中「ニ宛テテ」を「又ハ宛先ニ対シ」に改める。

第二百二十四条ノ三第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二百二十五条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、同条第七号中「転換株式ナルトキハ第二百二十二条ノ四」を「転換予約権付株式ナルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ五」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　強制転換条項付株式ナルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ六ニ掲グル事項

第二百二十五条第八号を同条第六号とする。

第二百二十六条ノ二第一項中「記載シ」を「記載若ハ記録シ」に改め、「其ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同条第三項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二百三十二条第一項中「対シテ」の下に「書面ヲ以テ」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「議決権ナキ」を「其ノ総会ニ於テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ザル」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

総会ヲ招集スル者ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ノ発出ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ株主ノ承諾ヲ得テ電磁的方法ニ依リ通知ヲ発スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ発シタルモノト看做ス

第二百三十二条ノ二第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ第一項又ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第二百三十八条中「書類」を「モノ」に、「報告書」を「監査報告書」に改める。

第二百三十九条第二項ただし書中「代理人ハ」を「其ノ株主又ハ代理人ハ其ノ」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第五項中「書面」の下に「及第三項ニ於テ準用スル第二百二十二条ノ五第三項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」を加え、同条第六項中「前項ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　前項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧又ハ謄写ノ請求

第二百三十九条第二項の次に次の一項を加える。

第二百二十二条ノ五第三項及第二百四条ノ二第三項ノ規定ハ前項但書ノ書面ノ差出ニ之ヲ準用ス

第二百三十九条ノ二第一項の次に次の一項を加え、同条を第二百三十九条ノ四とする。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項後段ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第二百三十九条の次に次の二条を加える。

第二百三十九条ノ二　会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ総会ニ出席セザル株主ガ書面ヲ以テ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニハ其ノ旨ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

前項ノ定ヲ為シタル会社ニ於テハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ際シテハ書面ヲ以テ為ス議決権ノ行使ニ付参考トナルベキ事項トシテ法務省令ニ定ムルモノヲ記載シタル書類ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ会社ニ於テハ第二百三十二条第二項ノ承諾ヲ為シタル株主ニ対シ同項ニ定ムル電磁的方法ニ依ル通知ヲ為ストキハ前項ノ書類ニ記載スベキ情報ヲ其ノ通知ト共ニ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得但シ株主ノ請求アリタルトキハ同項ノ書類ヲ其ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第二項ノ会社ニ於テハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ際シ株主ノ議決権ノ行使ノ用ニ供セラルベキ書面ヲ交付スルコトヲ要ス

書面ニ依ル議決権ノ行使ハ前項ノ書面ニ必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ総会ノ会日ノ前日迄ニ第二項ノ会社ニ提出シテ行フ

書面ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ハ出席シタル株主ノ議決権ノ数ニ之ヲ算入ス

第四項ノ書面ノ様式ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

前条第六項及第七項第一号ノ規定ハ第五項ノ規定ニ依リ提出セラレタル書面ニ之ヲ準用ス

第二百三十九条ノ三　会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ総会ニ出席セザル株主ガ電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条第一項後段ノ規定ヲ準用ス

前条第二項及第三項ノ規定ハ電磁的方法ニ依ル議決権ノ行使ニ付参考トナルベキ事項トシテ法務省令ニ定ムルモノヲ記載シタル書類ニ之ヲ準用ス

第一項ノ定ヲ為シタル会社ニ於テハ第二百三十二条第二項ノ承諾ヲ為シタル株主ニ対シ同項ノ電磁的方法ニ依ル通知ヲ為ストキハ前条第四項ノ書面ノ内容タル事項ヲ其ノ通知ト共ニ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ要ス

前項ノ会社ニ於テハ第二百三十二条第二項ノ承諾ヲ為サザル株主ヨリ総会ノ会日ノ一週間前迄ニ前項ノ事項ノ電磁的方法ニ依ル提供ノ請求アリタルトキハ政令ニ定ムル所ニ依リ其ノ株主ノ承諾ヲ得テ其ノ事項ヲ直ニ電磁的方法ニ依リ其ノ株主ニ提供スルコトヲ要ス

電磁的方法ニ依ル議決権ノ行使ハ政令ニ定ムル所ニ依リ第三項ノ会社ノ承諾ヲ得テ前条第四項ノ書面ノ内容タル事項ヲ記録シタル電磁的記録ニ必要ナル情報ヲ記録シ之ヲ総会ノ会日ノ前日迄ニ電磁的方法ニ依リ其ノ会社ニ提供シテ行フ其ノ会社ノ承諾ニ付テハ第二百四条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

前条第六項ノ規定ハ電磁的方法ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ニ之ヲ準用ス

第二百三十九条第六項及第七項第二号ノ規定ハ第五項ノ規定ニ依リ提供セラレタル情報ガ記録セラレタル電磁的記録ニ之ヲ準用ス

第二百四十一条に次の一項を加える。

第二百十一条ノ二第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十二条を次のように改める。

第二百四十二条　削除

第二百四十四条第二項中「記載シ議長並ニ出席シタル取締役之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「謄本」の下に「(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)」を加え、同条第四項中「第二百六十三条第二項」を「第二百六十三条第三項」に、「書類」を「モノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ議長及出席シタル取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ第一項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

第二百四十五条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第二百四十五条ノ二に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第二百四十五条ノ三第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前条第一項及前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条ノ二」を「第二百四十五条ノ二第一項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二百四十五条ノ五第五項中「第二百四十五条ノ三第二項」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第二百四十六条第三項中「報告書」を「報告」に、「証明書」を「証明ヲ記載又ハ記録シタル資料」に改める。

第二百五十六条ノ三第六項中「書面」の下に「及第三項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前二項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百五十九条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項但書ノ取締役以外ノ取締役ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ第一項但書ノ取締役ノ承諾ヲ得テ其ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ提供ヲ為シタル取締役ハ前項ノ規定ニ依ル請求ヲ為シタルモノト看做ス

第二百六十条ノ三第四項中「第二百五十九条

第三項」を「第二百五十九条第四項」に改める。

第二百六十条ノ四第二項中「記載シ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第四項中「前項ニ掲グル議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第二百六十条の四第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ第一項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

第二百六十三条を次のように改める。

第二百六十三条　取締役ハ左ニ掲グルモノ（第三号ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）ヲ左ニ定ムル場所ニ備置クコトヲ要ス

一　定款　本店及支店

二　株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿　本店（名義書換代理人ヲ置キタル場合ニハ本店又ハ名義書換代理人ノ営業所）

三　前号ニ掲グルモノノ複本（名義書換代理人ヲ置キタル場合ニ於テ同号ニ掲グルモノヲ本店ニ備置キタルトキニ限ル）　名義書換代理人ノ営業所

四　端株原簿　本店（名義書換代理人ヲ置キタル場合ニハ本店又ハ名義書換代理人ノ営業所）

株主、会社ノ債権者、端株主及新株予約権ヲ有スル者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一　定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二　前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ請求

三　定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四　前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一　株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第二号第三号又ハ第四号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

端株主ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一　端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　端株原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第四号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

新株予約権ヲ有スル者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一　新株予約権原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ新株予約権原簿ノ複本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　新株予約権原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合又ハ新株予約権原簿ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第二号又ハ第三号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ニ対シ第二項各号又ハ第三項各号ニ掲グル請求（子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八条第一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求）ヲ為スコトヲ得

第二百六十六条ノ三第二項本文中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を、「新株引受権証書」の下に「、新株予約権申込証」を加え、「社債申込証、目論見書」を「社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」に、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に、「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を、「公告」の下に「（第二百八十三条第五項ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ）」を加え、同項ただし書中「記載」の下に「若ハ記録」を加える。

第二百六十七条第二項中「前項ノ請求」を「第一項ノ請求」に、「前項ノ株主」を「同項ノ株主」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百六十八条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」を「第二百六十七条第三項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第二百七十五条中「及書類」を「其ノ他ノモノ」に改める。

第二百七十五条ノ四中「受クル」を「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」に改める。

第二百八十条ノ二第一項に次の一号を加える。

九　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第二百八十条ノ五ノ二第一項但書ノ決議アルトキハ新株ノ割当ヲ受クル者並ニ之ニ対シ割当ツル株式ノ種類及数

第二百八十条ノ二第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第四項中「後最初ニ発行スル新株ニシテ其ノ日ヨリ六月」を「ノ日ヨリ一年」に、「モノ」を「新株」に改める。

第二百八十条ノ四第二項中「第二百二十条ノ二第二項」を「第二百二十条ノ二第三項」に、「記載セザル」を「記載又ハ記録セザル」に改め、同条第三項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二百八十条ノ六中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録シタル証書又ハ電磁的記録ニ依ル契約ヲ以テ新株ノ総数ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ

一　前項各号ニ掲グル事項

二　払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所

第二百八十条ノ六ノ二第二項第二号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二百八十条ノ十二中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二百八十条ノ十四第一項中「第五項」を「第九項」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ第二百八十条ノ六第二項ノ場合ニ於テハ第百七十五条第一項第三項乃至第八項ノ規定ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ十七第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二編第四章中第三節ノ三を次のように改める。

第三節ノ三　新株予約権

第二百八十条ノ十九　新株予約権トハ之ヲ有スル者（以下新株予約権者ト称ス）ガ会社ニ対シ之ヲ行使シタルトキニ会社ガ新株予約権者ニ対シ新株ヲ発行シ又ハ之ニ代ヘテ会社ノ有スル自己ノ株式ヲ移転スル義務ヲ負フモノヲ謂フ

新株予約権ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本節ノ定ムル所ニ依ル

第二百八十条ノ二十　会社ハ新株予約権ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　其ノ決議ニ基キ発行スル新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数

二　複数ノ新株予約権ニ分割シテ発行スルトキハ発行スル新株予約権ノ総数

三　各新株予約権ノ発行価額及払込期日但シ無償ニテ之ヲ発行スル場合ニ於テハ其ノ旨及之ヲ発行スル日

四　各新株予約権ノ行使ニ際シテ払込ヲ為スベキ額

五　新株予約権ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間

六　前二号ニ掲グルモノノ外新株予約権ノ行使ノ条件

七　会社ガ新株予約権ヲ消却スルコトヲ得ベキ事由及消却ニ依リ新株予約権者ノ受クベキ金銭其ノ他ノ消却ノ条件

八　新株予約権ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スルモノトスルトキハ其ノ旨

九　新株予約権者ノ請求アルトキニ限リ新株予約権証券ヲ発行スベキモノトスルトキハ其ノ旨

十　新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ於ケル其ノ新株ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

十一　前号ノ場合ニ於ケル利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ第二百八十条ノ三十七第一項ノ規定ニ依ル払込ヲ為シタル時ノ属スル営業年度又ハ其ノ前営業年度ノ終ニ於テ新株ノ発行アリタルモノト看做スモノトスルトキハ其ノ旨

十二　会社ニ対シ行使スルコトニ因リ其ノ会社ノ発行スル新株予約権ノ割当ヲ受ケタルコトトナル権利（以下新株予約権ノ引受権ト称ス）ヲ株主ニ与フルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権ノ引受権ノ目的タル新株予約権ノ数及其ノ新株予約権ノ発行ノ条件

十三　株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権ノ割当ヲ受クル者、之ニ対シ割当ツル新株予約権ノ数及其ノ新株予約権ノ発行ノ条件

十四　第八号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権ヲ発行スルトキハ新株予約権ノ割当ヲ受クル者及之ニ対シ割当ツル新株予約権ノ数

前項ノ決議ニ於テハ定款ニ同項第八号、第九号、第十一号及第十二号ニ掲グル事項ニ付定アルトキハ其ノ定ニ従フコトヲ要ス

新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ於テハ新株予約権ノ発行価額及第二項第四号ニ掲グル額トノ合計額ノ一株当リノ額ヲ其ノ新株一株ノ発行価額ト看做ス

第二百八十条ノ二十一　株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ新株予約権ニ付テノ前条第二項第一号、第二号及第四号乃至第八号ニ掲グル事項並ニ各新株予約権ノ最低発行価額（無償ニテ発行スル場合ニハ其ノ旨）ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主総会ニ於テ株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ新株予約権ニシテ決議ノ日ヨリ一年内ニ発行価額ノ払込（無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ発行）ヲ為スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十条ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十二　会社ハ第二百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ各新株予約権ノ発行価額其ノ他ノ発行ノ条件ヲ均等ニ定ムルコトヲ要ス

第二百八十条ノ二十三　会社ハ払込期日（無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ之ヲ発行スル日）ノ二週間前ニ第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第八号ニ掲グル事項、新株予約権ノ発行価額及其ノ行使ニ際シテ払込ヲ為スベキ額ノ算定ノ理由（無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ其ノ理由）並ニ募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ二十四　前二条ノ規定ハ第二百八十条ノ二十第二項第十二号ノ新株予約権ノ引受権ノ目的タル新株予約権及第二百八十条ノ二十一第一項ノ決議アリタル新株予約権ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百八十条ノ二十五　株主ガ有スル新株予約権ノ引受権ノ目的タル新株予約権ノ発行ノ条件ハ株主ガ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ株式ヲ取得スルコトヲ得ベキモノナルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ株主ハ一株ノ百分ノ一（第二百二十条ノ二第三項ノ規定ニ依リ異ル割合ヲ定メタル場合ハ其ノ割合）ニ満タザル端数ニ付テハ之ヲ取得スルコトヲ得ズ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載又ハ記録セザル旨ノ定アル場合ニ於ケル一株ニ満タザル端数ニ付亦同ジ

第二百八十条ノ四第三項ノ規定ハ株主ガ新株予約権ノ引受権ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十六　株主ガ新株予約権ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ有スル新株予約権ノ引受権ノ目的タル新株予約権ノ数、其ノ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数、第二百八十条ノ二十第二項第三号乃至第七号ニ掲グル事項並ニ一定ノ期日迄ニ新株予約権ノ引受権ノ行使ヲ為サザルトキハ之ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十七　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ新株予約権ノ引受権ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ二第三項及第二百八十条ノ二十一第二項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十八　新株予約権ノ申込又ハ新株予約権ノ引受権ノ行使ヲ為サントスル者ハ新株予約権申込証ノ用紙ニ其ノ引受クベキ新株予約権ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名シテ新株予約権申込証ヲ作ルコトヲ要ス

新株予約権申込証ノ用紙ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号

二　第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第

十一号ニ掲グル事項
三　第二百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ第三百五十二条第三項各号又ハ第三百六十四条第三項各号ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ其ノ事項
四　第百七十五条第二項第四号乃至第六号ニ掲グル事項
五　次条第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所
六　第二百八十条ノ三十七第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所
七　名義書換代理人ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ営業所
第百七十五条第五項ノ規定ハ新株予約権申込証ノ用紙ノ交付ニ、同条第七項及第八項ノ規定ハ新株予約権申込証ノ作成ニ之ヲ準用ス
会社ハ第一項ノ規定ニ依リ新株予約権ノ申込ヲ為シタル者中ヨリ新株予約権ノ割当ヲ受ケル者ヲ定メ且之ニ対シ割当ツル新株予約権ノ数ヲ定ムルコトヲ要ス
前各項ノ規定ハ第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載又ハ記録シタル証書又ハ電磁的記録ニ依ル契約ヲ以テ新株予約権ノ総数ヲ割当ツル場合ニハ之ヲ適用セズ
第二百八十条ノ二十九　新株予約権ノ割当ヲ受ケタル者ハ払込期日ニ各新株予約権ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス
新株予約権ノ割当ヲ受ケタル者ガ前項ノ払込期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ
第百七十七条第二項ノ規定ハ第一項ノ払込ニ之ヲ準用ス
第二百八十条ノ三十　会社ハ第二百八十条ノ二十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ、其ノ定ナキトキハ払込期日（無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ之ヲ発行スル日）後遅滞ナク新株予約権証券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス
新株予約権証券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス
一　新株予約権証券ナル旨ノ表示
二　新株予約権ノ数
三　新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数
四　第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項
五　第二百八十条ノ二十八第二項第一号、第三号及第六号ニ掲グル事項
六　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定
第二百八十条ノ三十一　取締役ハ新株予約権原簿ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス
一　新株予約権証券ノ番号並ニ各新株予約権証券ニ付テノ新株予約権ノ数及発行ノ年月日
二　第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第九号ニ掲グル事項
三　第二百八十条ノ二十八第二項第三号ニ掲グル事項
左ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニハ新株予約権者ノ氏名及住所、其ノ有スル新株予約権ノ数並ニ各新株予約権ノ取得ノ年月日ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス
一　第二百八十条ノ二十第二項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキ
二　第二百八十条ノ二十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テ新株予約権ニ付未ダ新株予約権証券ガ発行セラレザルトキ
前項第二号ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニハ第一項第一号ニ掲グル事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要セズ
第二百八十条ノ二十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テ新株予約権証券ガ発行セラレタルトキハ第二項第二号ノ新株予約権ニ付同項ノ規定ニ依リ新株予約権原簿ニ記載又ハ記録セラレタル事項ヲ抹消スルコトヲ要ス但シ同項第一号ノ場合ニハ此ノ限ニ在ラズ
第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ新株予約権原簿ニ、第二百二十四条第一項乃至第三項ノ規定ハ新株予約権原簿ニ記載又ハ記録アル新株予約権者ニ対スル通知ニ之ヲ準用ス
第二百八十条ノ三十二　新株予約権ヲ発行スルトキハ払込期日（無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ之ヲ発行スル日）ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ一週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
一　新株予約権ノ数
二　新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数
三　各新株予約権ノ発行価額（無償ニテ発行スル場合ニハ其ノ旨）
四　第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第七号ニ掲グル事項
第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス
第二百八十条ノ三十三　新株予約権ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ第二百八十条ノ二十第二項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ取締役会ノ承認ヲ要ス
前項但書ノ承認ノ申請ヲ為スニハ会社ニ対シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル新株予約権ノ数ヲ記載シタル書面ヲ提出スルコトヲ要ス
第二百二十二条ノ五第三項及第二百四条ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ承認ノ申請ニ、同条第四項第六項及第七項前段ノ規定ハ其ノ承認ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第二百八十条ノ三十四　新株予約権ヲ譲渡スニハ新株予約権証券ヲ交付スルコトヲ要ス
第二百五条第二項及第二百三十条並ニ小切手法第二十一条ノ規定ハ新株予約権証券ニ之ヲ準用ス
第二百八十条ノ三十五　第二百八十条ノ二十第二項第八号ニ掲グル事項ノ定アル新株予約権ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ新株予約権原簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ
第二百六条第二項ノ規定ハ新株予約権原簿ノ名義書換代理人ヲ置ク場合ニ之ヲ準用ス
第二百八十条ノ三十六　会社ハ第二百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ新株予約権ヲ消却スルコトヲ得ベキ事由ヲ定メタル事由ガ発生シタルトキニ限リ新株予約権ノ消却ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ消却セラルベキ新株予約権ハ取締役会之ヲ決ス
前項後段ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、消却セラルベキ新株予約権ノ一定ノ期間内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且新株予約権者ニ対シ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
消却セラルベキ新株予約権ニ付新株予約権証券ヲ発行セザリシトキハ前項本文ノ公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ
新株予約権ノ消却ハ第二項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第二百八十条ノ三十七　新株予約権ヲ行使スル者ハ請求書ニ新株予約権証券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出シ且第二百八十条ノ二十第二項第四号ニ掲グル額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス但シ新株予約権証券ヲ発行セザリシトキハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ
第二百二十二条ノ五第三項及第二百四条ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ請求書ノ提出ニ、第二百四条ノ三第四項ノ規定ハ前項本文ノ新株予約権証券ニ之ヲ準用ス
第一項ノ払込ハ第二百八十条ノ二十八第二項第六号ノ場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス
第百七十五条第一項及同条第八項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ

請求書ニ、第百七十八条及第百八十九条ノ規定ハ第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二条ノ七ノ規定ハ新株予約権ノ行使ニ因ル変更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ三十八　前条第一項ノ規定ニ依リ新株予約権ヲ行使シタル者ハ同項ノ払込ノ時ニ株主トナル

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ノ新株予約権ノ行使ニ因リテ取得シタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

第二百八十条ノ三十九　第二百三条第二項及第三項ノ規定ハ新株予約権ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八条ノ規定ハ新株予約権ノ消却アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ二第三項、第二百八十条ノ十及第二百八十条ノ十一ノ規定ハ新株予約権ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十一条第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項中「前項ノ書類」を「第一項ニ掲グルモノ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第一号又ハ第四号ニ掲グルモノニ之ヲ準用ス

取締役ハ第一項第二号若ハ第三号ニ掲グル書類又ハ同項ノ附属明細書ニ記載スベキ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ此等ノ書類ノ作成ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ電磁的記録ハ之ヲ此等ノ書類ト、其ノ電磁的記録ノ記録ハ之ヲ此等ノ書類ノ記載ト看做ス

第二百八十一条ノ二第一項中「書類」を「モノ」に改め、同条第二項中「書類」を「規定ニ依リ前条第一項各号ニ掲グルモノ」に、「前条第一項」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。

前条第二項又ハ第三項ノ規定ニ於テハ取締役ハ前二項ノ規定ニ依ル同条第一項各号ニ掲グルモノ又ハ前項ノ附属明細書ノ提出ニ代ヘテ前条第二項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第一項又ハ前条第三項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ取締役ハ前二項ノ規定ニ依リ同条第一項各号ニ掲グルモノ又ハ前項ノ附属明細書ヲ提出シタルモノト看做ス

前条第二項又ハ第三項ノ場合ニ於テ監査役ノ請求アリタルトキハ前三項ノ取締役ハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第一項及第二項ノ期間内ニ前項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ監査役ニ交付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同項後段ノ規定ヲ準用ス

第二百八十一条ノ三第一項中「書類」を「規定ニ依リ第二百八十一条第一項各号ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項第二号中「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第九号中「営業報告書ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同条に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ第一項ノ監査報告書ノ作成ニ、前条第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ監査報告書ノ提出ニ之ヲ準用ス

第二百八十二条　取締役ハ定時総会ノ会日ノ二週間前ヨリ第二百八十一条第一項ニ掲グルモノ及監査報告書ヲ五年間本店ニ、其ノ謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）ヲ三年間支店ニ備置クコトヲ要ス

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一　前項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二　前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求

三　前項ニ掲グルモノガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四　前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ニ対シ前項各号ニ掲グル請求（子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第四十三条ノ二第一項ニ掲グルモノニ係ル請求）ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第二百八十三条第一項中「書類」を「モノ」に改め、同条第二項中「ニハ」を「ニ際シテハ」に、「書類」を「モノ」に、「添附スル」を「交付スル」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

但シ次項ノ決議ヲ為シタル会社ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十三条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ謄本ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於テハ同項ノ謄本ノ交付ニ代ヘテ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ同項ノ通知ニ際シ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得但シ株主ノ請求アリタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第二百八十三条に次の一項を加える。

会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ガ第一項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表ニ記載又ハ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ同項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ経過スル日迄不特定多数ノ者ガ其ノ提供ヲ受クルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ルコトトスルコトヲ得

第二百八十五条中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に、「第二百八十五条ノ二」を「次条」に改める。

第二百八十六条ノ四に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ新株予約権ヲ発行シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十八条ノ二第一項第五号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第二百九十三条ノ五第六項中「第二百二十二条ノ六但書、第二百四十二条第一項第二項」を「第二百二十二条ノ六第一項但書（第二百二十二条ノ十ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十条ノ二十第二項第十一号」に、「、第二百九十三条及第三百四十一条ノ八第二項第七号」を「及第二百九十三条」に、「第二百二十二条ノ六但書及第三百四十一条ノ八第二項第七号」を「第二百二十二条ノ六第一項但書（第二百二十二条ノ十ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二百八十条ノ二十第二項第十一号」に改める。

第二百九十三条ノ六第一項中「会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会計ノ帳簿及資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　会計ノ帳簿及資料ガ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第二百九十三条ノ六に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前二項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百九十三条ノ七第三号中「株主ガ書類」を「株主ガ会計ノ帳簿及資料ニ係ル前条第一項」に、「会社ノ書類」を「会社ノ会計ノ帳簿及資料ニ係ル同項」に改め、同条第四号中「時ニ」の下に「会計ノ帳簿及資料ニ係ル前条第一項ノ」を加える。

第二百九十三条ノ八第一項中「書類」を「資料

ニ係ル第二百九十三条ノ六第一項」に改める。

第二百九十四条ノ二第四項中「乃至第六項」を「乃至第七項」に改める。

第三百一条第一項中「社債申込証」の下に「ノ用紙」を加え、「署名スル」を「署名シテ社債申込証ヲ作ル」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「社債申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条に次の一項を加える。

第百七十五条第五項ノ規定ハ社債申込証ノ用紙ノ交付ニ、同条第七項及第八項ノ規定ハ社債申込証ノ作成ニ之ヲ準用ス

第三百七条第一項中「記載シ」を「記載又ハ記録シ」に改める。

第三百十七条中「社債原簿ニハ」を「取締役ハ社債原簿ヲ作リ之ニ」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条に次の一項を加える。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ社債原簿ニ之ヲ準用ス

第三百十八条第一項中「及第二項」を「乃至第三項」に改める。

第三百二十条第四項中「第二百三十七条第二項」を「第二百三十七条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第三百二十一条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第三百二十一条ノ二の次に次の一条を加える。

第三百二十一条ノ三　社債権者集会ノ招集者ハ其ノ取締役会ノ決議ヲ以テ社債権者集会ニ出席セザル社債権者ガ電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十九条ノ二第一項後段ノ規定ヲ準用ス

電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使スルニハ政令ニ定ムル所ニ依リ社債権者集会ノ招集者ノ承諾ヲ得テ前条第二項ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ社債権者集会ノ会日ノ前日迄ニ電磁的方法ニ依リ其ノ招集者ニ提供スルコトヲ要ス其ノ招集者ノ承諾ニ付テハ第二百四条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

前条第三項ノ規定ハ電磁的方法ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ニ之ヲ準用ス

第三百二十二条第三項中「及第二項」を「乃至第三項」に改める。

第三百二十六条第一号中「目論見書」の下に「若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」を、「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第三百二十四条第二項の次に次の一項を加える。

第二百四条ノ二第二項ノ規定ハ前二項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第三百三十九条第一項中「第二百三十九条第二項第三項」を「第二百三十九条第二項乃至第四項」に、「第二百三十九条ノ二」を「第二百三十九条ノ四」に改め、同条第二項中「記載シ議長並ニ出席シタル社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第四項中「第二項ノ議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第三百三十九条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ議長並ニ出席シタル社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ第二項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

第二編第四章第五節中第四款を削り、同節中第三款を次のように改める。

第三款　新株予約権付社債

第三百四十一条ノ二　会社ハ新株予約権ヲ付シタル社債ニシテ本款ニ規定スル特例ノ適用ヲ受クルモノ（以下新株予約権付社債ト称ス）ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ニ付テハ本款ノ定ムル所ニ依ル

新株予約権付社債ヲ発行スル場合ニ於ケル社債ニ付スル新株予約権ノ数ハ社債ノ最低額ニ付同数ナルコトヲ要ス

新株予約権付社債ニ付テハ新株予約権又ハ社債ノ一方ノミヲ譲渡スコトヲ得ズ但シ新株予約権又ハ社債ガ消滅シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

新株予約権付社債ニ付テハ会社ハ合同シテ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

第三百四十一条ノ三　前条第一項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　社債ノ発行価額

二　各新株予約権ノ発行価額（無償ニテ発行スルトキハ其ノ旨）

三　払込期日

四　第二百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号、第十号及第十一号ニ掲グル事項

五　第三百一条第二項第二号乃至第六号ニ掲グル事項

六　社債管理会社ヲ定ムルトキハ其ノ商号

七　新株予約権ヲ行使セントスル者ノ請求アルトキハ其ノ新株予約権ヲ付セラレタル社債ノ全額ノ償還ニ代ヘテ第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込アリタルモノト為スモノトスルトキハ其ノ旨

八　新株予約権ヲ行使シタルトキニ前号ノ請求アリタルモノト看做スモノトスルトキハ其ノ旨

九　会社ニ対シ行使スルコトニ因リ其ノ会社ノ発行スル新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタルコトナル権利（以下新株予約権付社債ノ引受権ト称ス）ヲ株主ニ与フルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権付社債ノ引受権ノ目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株予約権ノ発行ノ条件

十　株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ノ新株予約権ヲ付シタル新株予約権付社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権付社債ノ割当ヲ受クル者、之ニ対シ割当ツル社債ノ金額及新株予約権ノ発行ノ条件

前項第七号及第八号ニ掲グル事項ニ付決議スルニハ社債ノ発行価額ト第三百四十一条ノ十三第一項ノ規定ニ依リ払込ムベキ金額ガ同額ナルコトヲ要ス

第二百八十条ノ二第三項第四項及第二百八十条ノ二十一第一項ノ規定ハ株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ノ新株予約権ヲ付シタル新株予約権付社債ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ四　株主ガ新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ有スル新株予約権付社債ノ引受権ノ目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株予約権ノ数、其ノ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数、第二百八十条ノ二十第二項第三号乃至第七号ニ掲グル事項並ニ一定ノ期日迄ニ新株予約権付社債ノ引受権ノ行使

ヲ為サザルトキハ之ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十一条ノ五　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ新株予約権付社債ノ引受権ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権付社債ヲ発行スベキコト並ニ其ノ新株予約権付社債ニ付スベキ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ六　新株予約権付社債ノ申込又ハ新株予約権付社債ノ引受権ノ行使ヲ為サントスル者ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ其ノ引受クベキ社債ノ金額及住所ヲ記載シ之ニ署名シテ新株予約権付社債申込証ヲ作ルコトヲ要ス

新株予約権付社債申込証ノ用紙ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号

二　第三百四十一条ノ三第一項第一号乃至第八号ニ掲グル事項

三　第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所但シ第三百四十一条ノ三第一項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四　第百七十五条第二項第四号乃至第六号ニ掲グル事項

第百七十五条第五項ノ規定ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ノ交付ニ、同条第七項及第八項ノ規定ハ新株予約権付社債申込証ノ作成ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ七　新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタル者ハ払込期日ニ社債及新株予約権ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタル者ガ前項ノ払込期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ

割当又ハ第一項ノ規定ニ依ル払込ナキ新株予約権付社債アルトキハ同項ノ規定ニ依ル払込アリタル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ総額ヲ社債ノ総額ト看做ス

第三百四十一条ノ八　会社ハ払込期日後遅滞ナク債券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ債券（以下新株予約権付社債券ト称ス）ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一　新株予約権付社債ナル旨ノ表示

二　第二百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号ニ掲グル事項

三　第三百一条第二項第一号乃至第六号ニ掲グル事項

四　第三百四十一条ノ三第一項第七号及第八号ニ掲グル事項

五　第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所但シ第三百四十一条ノ三第一項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

六　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

新株予約権付社債券ハ無記名式トス

第三百四十一条ノ九　新株予約権付社債ヲ発行シタルトキハ新株予約権原簿及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一　新株予約権付社債ナルコト

二　新株予約権付社債券ノ番号並ニ各新株予約権付社債券ニ付テノ社債ノ金額、新株予約権ノ数及発行ノ年月日

三　第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第七号ニ掲グル事項

四　第三百一条第二項第一号乃至第六号ニ掲グル事項

第三百四十一条ノ十　新株予約権付社債ヲ発行スルトキハ払込期日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ニ付テノ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百四十一条ノ十一　新株予約権付社債ヲ譲渡スニハ新株予約権付社債券ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百五条第二項及第二百三十条並ニ小切手法第二十一条ノ規定ハ新株予約権付社債券ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十二　第二百八十条ノ三十六第一項第二項及第四項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ノ消却ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ヲ消却スル場合ニ於テ未ダ消滅セザル社債アルトキハ取締役ハ前項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ三十六第二項ノ規定ニ依リ提出セラレタル新株予約権付社債券ニ新株予約権ガ消却セラレタル旨ヲ記載シ之ヲ権利者ニ交付スルコトヲ要ス

第三百四十一条ノ十三　新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ヲ行使スル者ハ請求書ニ新株予約権付社債券ヲ添付シテ会社ニ提出シ且新株予約権ノ行使ニ際シテ払込ヲ為スベキ額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

第二百二十二条ノ五第三項及第二百四条ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ請求書ノ提出ニ、第二百四条ノ三第四項ノ規定ハ前項ノ新株予約権付社債券ニ之ヲ準用ス

第百七十五条第一項及同条第八項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ請求書ニ、第百七十八条及第百八十九条ノ規定ハ第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二条ノ七ノ規定ハ新株予約権ノ行使ニ因ル変更ノ登記ニ、第二百八十条ノ三十七第三項ノ規定ハ第一項ノ払込ニ、第二百八十条ノ三十八ノ規定ハ新株予約権ノ行使アリタルトキニ於テ未ダ消滅セザル社債アル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十四　会社ガ新株予約権付社債ニ付社債ノ償還ヲ為ス場合ニ於テ未ダ消滅セザル新株予約権アルトキハ会社ハ新株予約権付社債券ト引換ニ社債ノ償還ヲ為スコトヲ求ムルコトヲ得ト此ノ場合ニ於テ会社ハ社債ノ償還ト引換ニ新株予約権付社債券ニ社債ノ償還アリタル旨ヲ記載スルコトヲ求ムルコトヲ得

第三百四十一条ノ十五　第二百三条第二項及第三項ノ規定ハ新株予約権付社債ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八条ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ消却アリタル場合及新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ際シテ第三百四十一条ノ三第一項第七号ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ二第三項、第二百八十条ノ四第三項、第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一、第二百八十条ノ二十第三項、第二百八十条ノ二十二乃至第二百八十条ノ二十四、第二百八十条ノ二十五第一項第二項及第二百八十条ノ二十八第四項第五項ノ規定ハ新株予約権付社債ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十第四項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十二条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第三百四十五条第二項中「或種類ノ株主ノ」を「前項ノ」に改め、同条第三項中「議決権ナキ種類ノ株式ニ関スルモノヲ除クノ外」を削る。

第三百四十六条中「第二百二十二条第三項」を「第二百二十二条第九項」に改める。

第三百四十七条に次のただし書を加える。
但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第三百四十八条第一項中「第二百四十二条第一項」を「議決権制限株式」に改め、同条第三項を次のように改める。
新株予約権又ハ新株予約権付社債ヲ発行シタル会社ハ将来行使セラルルコトアルベキ新株予約権アルトキハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ
第三百四十九条第二項中「第二百四十五条ノ三」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三」に改める。
第三百五十条第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。
第三百五十二条に次の一項を加える。
株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ハ次条第二項第六号ノ日ニ於テ株式交換契約書ノ記載ニ従ヒ株式交換ニ因リテ完全子会社トナル会社（以下本項ニ於テ発行会社ト称ス）ノ発行シタル新株予約権（新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ除ク）ニ係ル義務ヲ承継ス但シ発行会社ガ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ左ノ事項ヲ定メ且次条第二項第四号ノ二ノ規定ニ基ク株式交換契約書ノ記載ガ第二号ニ掲グル事項ニ付テノ定ニ沿フモノナルトキニ限ル
一　発行会社ヲ株式交換ニ因リテ完全子会社トナル会社トスル株式交換ヲスルニ際シテ新株予約権ニ係ル義務ヲ其ノ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ニ承継セシムルコト
二　前号ノ場合ニ於ケル新株予約権ノ目的タル完全親会社トナル会社ノ株式ノ種類及数並ニ其ノ新株予約権ノ第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項ノ決定ノ方針
第三百五十三条第二項第四号の次に次の一号を加える。
四ノ二　完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ際シテ完全子会社トナル会社ノ発行シタル新株予約権ニ係ル義務ヲ承継スルトキハ承継後ノ各新株予約権ノ目的タル完全親会社トナル会社ノ株式ノ種類及数並ニ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項但シ有償ニテ新株予約権ノ消却ヲ為ス旨ヲ定ムルコトヲ得ズ
第三百五十三条第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五項中「第二百四十八条第一項」を「第二百四十八条第一項及第二項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第二項」を「第四項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
第二百八十一条第三項ノ規定ハ株式交換契約書ニ之ヲ準用ス
第三百五十四条第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。
二ノ二　完全親会社トナル会社ガ完全子会社トナル会社ノ発行シタル新株予約権ニ係ル義務ヲ承継スルトキハ前条第二項第四号ノ二ニ掲グル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面
第三百五十四条第二項を次のように改める。
第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第三号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号第二号ノ二及第六号ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス
第三百五十四条に次の二項を加える。
株主ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス
一　第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求
二　前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求
三　第一項ニ掲グルモノガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求
四　前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求
株式交換ノ日ノ前日迄ハ完全子会社トナル会社ノ新株予約権者ニ付亦前項ニ同ジ
第三百五十五条第二項中「第二百四十五条ノ三」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三」に改める。
第三百五十七条第二号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。
第三百五十八条第七項中「第二百四十五条ノ三第二項乃至第五項」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項乃至第六項」に改める。
第三百五十九条ノ二　前条ノ規定ハ完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ因リテ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタル場合ニ於ケル新株予約権証券ニ之ヲ準用ス
第三百五十九条ノ三　完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ因リテ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタルトキハ株式交換ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
第三百六十条第一項中「書面ヲ」の下に「作リ之ヲ」を加え、同条第二項中「第三百五十四条第二項」を「第二百八十一条第三項及第三百五十四条第三項」に改める。
第三百六十二条第二項中「第三百五十三条第六項」を「第三百五十三条第七項」に改める。
第三百六十四条に次の一項を加える。
株式移転ニ因リテ設立スル完全親会社ハ次条第一項ノ決議ニ従ヒ株式移転ニ因リテ完全子会社トナル会社（以下本項ニ於テ発行会社ト称ス）ノ発行シタル新株予約権（新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ除ク）ニ係ル義務ヲ承継ス但シ発行会社ガ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ左ノ事項ヲ定メ且次条第一項ノ決議ニ於テ同項第四号ノ二ニ掲グル事項ノ定ガ第二号ニ掲グル事項ニ付テノ定ニ沿フモノナルトキニ限ル
一　発行会社ヲ株式移転ニ因リテ完全子会社トナル会社トスル株式移転ヲスルニ際シテ新株予約権ニ係ル義務ヲ其ノ株式移転ニ因リテ設立スル完全親会社ニ承継セシムルコト
二　前号ノ場合ニ於ケル新株予約権ノ目的タル設立スル完全親会社ノ株式ノ種類及数並ニ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項但シ有償ニテ新株予約権ノ消却ヲ為ス旨ヲ定ムルコトヲ得ズ
第三百六十五条第二項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第三項中「第三百五十三条第三項」を「第三百五十三条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
第三百六十六条第一項中「左ノ書類」を「左ニ

掲グルモノ」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二　設立スル完全親会社ガ完全子会社トナル会社ノ発行シタル新株予約権ニ係ル義務ヲ承継スルトキハ前条第一項第四号ノ二ニ掲グル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

第三百六十六条第二項中「第三百五十四条第二項」を「第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第一号及第三号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号第二号ノ二及第六号ニ掲グル書類ニ、第三百五十四条第三項及第四項」に、「書類」を「モノ」に改める。

第三百六十八条第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三百六十八条ノ二　前条ノ規定ハ株式移転ニ因リ設立スル完全親会社ガ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタル場合ニ於ケル新株予約権証券ニ之ヲ準用ス

第三百六十九条に次の一項を加える。

株式移転ニ因リ設立スル完全親会社ガ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタルトキハ設立シタル完全親会社ハ前項ノ登記ト同時ニ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三百七十四条第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ分割計画書ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第四号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号第三号及第七号ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二に次の一項を加える。

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一　第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二　前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求

三　第一項ニ掲グルモノガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四　前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

第三百七十四条ノ二第二項中「第二百四十五条ノ二」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三」に改める。

第三百七十四条ノ六第一項中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第三百七十四条ノ七中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第三百七十四条ノ八第二項中「転換社債、新株引受権付社債又ハ第二百八十条ノ十九第一項ノ新株ノ引受権」及び「転換社債ノ登記、新株引受権付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式」を「新株予約権」に改める。

第三百七十四条ノ十一第一項中「書面ヲ」の下に「作リ之ヲ」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ十一に次の一項を加える。

株主、会社ノ債権者其ノ他ノ利害関係人ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一　第一項ニ掲グル書類ノ閲覧ノ請求

二　第一項ニ掲グル書類ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求

三　前項ニ於テ準用スル第二百八十一条第三項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四　前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

第三百七十四条ノ十七第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ分割契約書ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ十八第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項中「第三百七十四条ノ二第二項」を「第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第四号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号第三号及第七号ニ掲グル書類ニ、第三百七十四条ノ二第三項」に、「書類」を「モノ」に改める。

第三百七十四条ノ二十一第三号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第三百七十四条ノ二十二第一項中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第三百七十四条ノ二十三第七項中「第二百四十五条ノ三第二項乃至第五項」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項乃至第六項」に改める。

第三百七十五条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第四百八条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第四項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第六項中「第四項前段」を「第五項前段」に、「第二項」を「第三項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ合併契約書ニ之ヲ準用ス

第四百八条ノ二第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第三号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号及第六号ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第四百八条ノ二に次の一項を加える。

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一　第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二　前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求

三　第一項ニ掲グルモノガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四　前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

第四百十一条第二項中「第四百九条」を「第四百八条第二項、第四百九条」に改める。

第四百十三条ノ二第一項第三号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第四百十三条ノ三第七項中「第二百四十五条ノ三第二項乃至第五項」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項乃至第六項」に改める。

第四百十四条第二項中「転換社債、新株引受権付社債又ハ第二百八十条ノ十九第一項ノ新株ノ引受権」及び「転換社債ノ登記、新株引受権付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式」を「新株予約権」に改める。

第四百十四条ノ二第一項中「書面ヲ」の下に「作リ之ヲ」を加え、同条第二項中「第四百八条ノ二第二項」を「第二百八十一条第三項及第四百八条ノ二第三項」に改める。

第四百十六条第四項中「第四百八条第四項及第五項」を「第四百八条第五項及第六項」に改める。

第四百十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「遅滞ナク」の下に「同項ノ」を加え、同項に次のただし書を加える。

但シ前項ノ場合ニ於テハ同項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第一項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

第四百十九条第一項の次に次の一項を加える。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項ノ財産目録又ハ貸借対照表ニ之ヲ準用ス

第四百二十条第二項中「前項ノ書類」を「第一項ニ掲グルモノ」に改め、同条第三項中「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に、「前項」を「第三項」に改め、同条第四項中「書類」を「モノ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項ノ監査報告書ノ作成ニ、第二百八十一条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ監査報告書ノ提出ニ之ヲ準用ス

第四百二十条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項ノ事務報告書又ハ附属明細書ノ作成ニ、第二百八十一条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ貸借対照表若ハ事務報告書又ハ附属明細書ノ提出ニ之ヲ準用ス

第四百二十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ決算報告書ニ之ヲ準用ス

第四百二十九条中「重要書類」を「重要ナル資料」に改める。

第四百三十条第二項中「第四項」を「第六項」に、「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

第百八十八条第二項第十号ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第二百八十三条第五項ノ決議アリタル場合ニ於ケル登記ニ之ヲ準用ス

第四百三十九条第三項中「第二百三十七条第二項」を「第二百三十七条第三項」に改める。

第四百四十二条第一項中「第二百三十二条第一項第二項」を「第二百三十二条第一項第三項」に、「第二百三十九条第二項第三項」を「第二百三十九条第二項第四項」に、「第二百四十四条第一項第二項」を「第二百四十四条第一項乃至第三項」に改め、同条第二項中「及第二項」を「及第三項」に改める。

第四百九十条第一項中「又ハ株式」及び「受ケタル者株式」の下に「、新株予約権」を加え、「重要ナル事項ニ付不実ノ記載アル株式申込証、社債申込証、目論見書、株式又ハ社債ノ募集ノ広告其ノ他株式又ハ社債ノ募集ニ関スル文書ヲ行使シタル」を「株式申込証、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙、目論見書、株式、新株予約権若ハ社債ノ募集ノ広告其ノ他株式、新株予約権若ハ社債ノ募集ニ関スル文書ニシテ重要ナル事項ニ付不実ノ記載アルモノヲ行使シ又ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニシテ重要ナル事項ニ付不実ノ記録アルモノヲ其ノ売出ノ事務ノ用ニ供シタル」に改める。

第四百九十四条第一項第二号及び第三号中「及第三百四十一条ノ七第一項（第三百四十一条ノ十八」を、「、第二百八十条ノ三十九第三項及第三百四十一条ノ十五第三項」に改める。

第四百九十八条第一項第三号中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付」を加え、同項第九号中「、第二百二十二条ノ四」を削り、「第二百八十条ノ六」を「第二百八十条ノ六第一項」に改め、「第二百八十条ノ二十六ノ二」の下に「、第二百八十条ノ二十八第二項」を加え、「、第三百四十一条ノ三又ハ第三百四十一条ノ十二」を「又ハ第三百四十一条ノ六第二項」に改め、「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、「又ハ社債申込証」を「若ハ新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙（此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ作ルベキ電磁的記録ヲ含ム）」に、「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第十号中「之ニ記載スベキ」を「其ノ書面又ハ第百七十五条第六項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ記載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第十四号中「債券又ハ新株引受権証券」を「新株予約権証券又ハ債券」に改め、同項第十六号中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同項第十九号中「複本」の下に「其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム」を、「端株原簿」の下に「、新株予約権原簿」を加え、「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第二十号中「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項（第二百三十九条ノ二第八項及第二百三十九条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に、「第二百四十四条第三項」を「第二百四十四条第五項」に、「第二百六十条ノ四第三項」を「第二百六十条ノ四第五項」に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第五項」に、「第四百二十条第三項」を「第四百二十条第五項」に改め、「書類」の下に「若ハ電磁的記録」を加え、同項第二十号ノ二の次に次の一号を加える。

二十ノ三　第二百八十三条第五項（第四百三十条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下此ノ号ニ於テ同ジ）ノ決議アリタル場合ニ於テ第二百八十三条第五項ニ規定スル措置ヲ執ラザリシトキ

第四百九十八条第二項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付」を加える。

（有限会社法の一部改正）

第二条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）

の一部を次のように改正する。

第六条中「記載シ各社員之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条に次の二項を加える。

定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

商法第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス

第七条中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第十三条第二項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十九条第四項中「第二百四条ノ二第二項及第四項後段」を「第二百四条ノ二第二項乃至第四項及第六項及第七項後段」に改め、同条第五項中「第二百四条ノ二第三項後段第四項後段」を「第二百四条ノ二第五項後段第六項第七項後段」に、「乃至第三項」を「乃至第五項」に改め、同条第七項中「前二項」の下に「及商法第二百四条ノ五第二項」を加える。

第二十条中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第二十四条第四項中「第二百二十四条第一項第二項」を「第二百二十四条第一項乃至第三項」に改める。

第二十八条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ社員名簿ニ、同法」を加え、「第一項ニ掲グル書類ニ」を「定款ニ、同条第三項ノ規定ハ社員名簿ニ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第一項ニ掲グル書類(ニ)」を「定款又ハ社員名簿(ニ)に、「書類」を「モノ」に改める。

第二十八条ノ二第一項中「子会社ノ商法第二百六十条ノ四第三項ニ掲グル議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一　子会社ノ商法第二百六十条ノ四第五項ニ掲グル議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　前号ノ議事録ガ電磁的記録(商法第三十三条ノ二第一項ノ電磁的記録ヲ謂フ以下同ジ)ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ子会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第二十八条ノ二第二項中「第二百六十条ノ四第五項」を「第二百六十条ノ四第七項」に改める。

第三十条ノ三第二項中「書類」を「モノ」に、「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加える。

第三十一条第二項中「乃至第六項」を「乃至第七項」に改める。

第三十三条ノ二第一項中「書類」を「議案其ノ他ノモノ」に改め、同条第二項中「会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写」を「左ノ閲覧又ハ謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会計ノ帳簿及資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧若ハ謄写

二　会計ノ帳簿及資料ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写

第三十七条第三項中「第三項」を「乃至第四項」に改める。

第三十八条ノ二の次に次の二条を加える。

第三十八条ノ三　会社ハ総会ノ決議ヲ以テ総会ニ出席セザル社員ガ書面ヲ以テ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

商法第二百三十九条ノ二第一項乃至第八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八条ノ四　会社ハ総会ノ決議ヲ以テ総会ニ出席セザル社員ガ電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

商法第二百三十九条ノ三第二項乃至第七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十九条中「議決権ノ数」の下に「又ハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項」を加え、同条に次の一項を加える。

会社ハ定款ヲ以テ前項但書ノ規定ニ依リ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項ニ付別段ノ定ヲ為シタル持分ニ関シ之ヲ有スル社員ガ総社員ノ議決権ノ十分ノ一以上ヲ有スル社員ノ権利ノ行使ニ付テノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ニ付議決権ヲ有セザルモノトスル旨ヲ定ムルコトヲ得

第四十条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第四十一条中「商法」の下に「第二百三十二条第四項、」を加え、「第三項」を「乃至第四項」に改める。

第四十二条第一項中「同意」を「承諾」に改め、「書面」の下に「又ハ電磁的方法(商法第百三十条第三項ノ電磁的方法ヲ謂フ以下同ジ)」を加え、同項に次のただし書を加える。

但シ電磁的方法ニ依ル決議ニ係ル承諾ニ付テハ政令ニ定ムル所ニ依ルコトヲ要ス

第四十二条第二項から第四項までの規定中「書面」の下に「又ハ電磁的方法」を加える。

第四十三条第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項中「書類」を「モノ」に改め、同条第三項中「前項ノ書類」を「前項ノ規定ニ依リ第一項各号ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の一項を加える。

商法第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ第一項第一号又ハ第四号ニ掲グルモノノ作成ニ、同法第二百八十一条第三項ノ規定ハ第一項第二号若ハ第三号ニ掲グル書類若ハ同項ノ附属明細書又ハ前項ノ監査報告書ノ作成ニ、同法第二百八十一条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル第一項ニ掲グルモノノ提出又ハ前項ノ規定ニ依ル同項ノ監査報告書ノ提出ニ之ヲ準用ス

第四十三条ノ二第一項中「前条第一項ノ書類」を「前条第一項ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項中「書類」を「モノ」に改める。

第四十四条ノ二第一項中「会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会計ノ帳簿及資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧若ハ謄写ノ請求

二　会計ノ帳簿及資料ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第四十四条第二項中「書類」を「モノ」に改める。

第四十六条中「第二百九十三条ノ六第二項」の下に「第三項」を加える。

第五十二条第一項の次に次の一項を加える。

商法第百七十五条第七項及第八項ノ規定ハ前項ノ書面ノ作成ニ之ヲ準用ス

第五十九条第三項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第四項中「一方ガ」の下に「将来行使セラルルコトアルベキ新株予約権(新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム)ヲ発行シタル株式会社ナルトキ又ハ」を加える。

第六十条第一項中「双方ガ」の下に「将来行使セラルルコトアルベキ新株予約権(新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム)ヲ発行シタルモノナルトキ又ハ」を加える。

第六十一条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第六十三条第一項中「第四百八条第一項第二項」を「第四百八条第一項乃至第三項」に改める。

第六十三条ノ三第二項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第三項中

「株式会社ガ」の下に「将来行使セラルルコトアルベキ新株予約権（新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム）ヲ発行シタルモノナルトキ又ハ」を、「其ノ」の下に「新株予約権又ハ」を加える。

第六十三条ノ四第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第六十三条ノ六第一項中「乃至第三項」を「乃至第四項」に改める。

第六十三条ノ七第二項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第四項中「株式会社ガ」の下に「将来行使セラルルコトアルベキ新株予約権（新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム）ヲ発行シタルモノナルトキ又ハ」を、「其ノ」の下に「新株予約権又ハ」を加える。

第六十三条ノ九第一項中「乃至第三項」を「乃至第四項」に改める。

第六十四条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「第一項及第二項」を削る。

第六十四条ノ二第二項中「商法」の下に「第二百四十五条ノ二第二項、」を加える。

第六十四条ノ三中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第六十七条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第七十五条第二項中「第二百三十七条第二項第三項」を「第二百三十七条第二項乃至第四項」に、「乃至第四項」を「乃至第六項」に改める。

第八十五条第一項第三号中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付」を加え、同項第十号中「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第十一号中「書面又ハ」を「書面若ハ」に改め、「第三百七十四条ノ十八第一項第一号乃至第三号ノ書面」の下に「又ハ第三十八条ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十九条ノ二第八項ノ書面若ハ第三十八条ノ四第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十九条ノ三第七項ノ電磁的記録」を加え、同項第十四号中「第五十二条第二項」を「第五十二条第三項」に改め、同条第二項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付」を加える。

（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第三条　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の三」を「第二十一条の四」に改める。

第二条中「の書類」を「に掲げるもの」に、「掲げる書類」を「掲げるもの」に改める。

第四条第二項第一号中「の書類」を「に掲げるもの」に改める。

第七条第一項中「何時でも」を「いつでも」に、「会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会社の会計の帳簿及び資料が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二　会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録（商法第二十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの会社の本店における閲覧又は謄写

第十二条第一項中「書類」を「もの」に改め、同条第二項中「前項の書類」を「前項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3　商法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による同法第二百八十一条第一項各号に掲げるものの提出又は前項の規定による同項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条ノ二第四項中「監査役」とあるのは「監査役会又ハ会計監査人」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「前条第一項の書類」を「前条第一項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

5　商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役」とあるのは「監査役会又ハ会計監査人」と読み替えるものとする。

第十四条に次の一項を加える。

5　商法第二百八十一条第三項の規定は第二項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の送付について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役会」と、同項中「監査役」とあるのは「取締役又ハ会計監査人」と読み替えるものとする。

第十五条中「及び」を「並びに」に改め、「第二百八十三条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十六条第一項中「書類」を「もの」に改め、同条第二項中「書類」を「もの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の決議をした会社においては、この限りでない。

第十六条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3　会社は、取締役会の決議をもつて、会社が商法第二百八十三条第一項の承認を得、又は第一項後段の報告をした後遅滞なく、同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに記載され又は記録された情報を、電磁的方法（同法第二百三十条第三項の電磁的方法をいう。以下同じ。）であつて法務省令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第十六条に次の一項を加える。

5　会社に関する商法第百八十八条第二項第十号及び第二百六十六条ノ三第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二百八十三条第五項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項」とする。

第十七条第一項中「の書類」を「に掲げるもの」に改める。

第十八条の三第二項中「第二百六十条ノ四第二項」を「第二百六十条ノ四第三項」に改める。

第十九条第一項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項中「及び第二百八十三条第三項」を「並びに第二百八十三条第四項及び第五項」に改める。

第二十一条の二の見出し中「招集通知へ」を

「招集の通知に際して」に、「添付」を「交付等」に改め、同条中「には」を「に際しては」に、「添付し」を「交付し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の会社にあつては、商法第二百三十二条第二項の承諾をした株主に対し電磁的方法による株主総会の招集の通知をするときは、前項の書類に記載すべき情報をその通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があつたときは、同項の書類をその株主に交付しなければならない。

第二十一条の三第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「通知に」の下に「際し、」を加え、「添付し」を「交付し」に改め、同条第六項中「第二百三十九条第五項及び第六項」を「第二百三十九条第六項及び第七項第一号」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（商法の適用除外）

第二十一条の四　第二十一条の二第一項の会社については、商法第二百三十九条ノ二の規定は、適用しない。

第二十二条第一項中「書類」を「議案その他のもの」に改め、同条第二項中「何時でも」を「いつでも」に、「会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会計の帳簿及び資料が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二　会計の帳簿及び資料が電磁的記録で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの会社の本店における閲覧又は謄写

第二十三条第一項中「書類」を「もの」に改め、同条第二項中「前項の書類」を「前項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に、「商法第二百八十一条第一項」を「同項」に改め、同条第四項中「第二百八十一条第一項の書類」を「第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の書類」を「第一項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　商法第二百八十一条第三項の規定は前項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は前項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

第二十三条第二項の次に次の一項を加える。

3　商法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による同法第二百八十一条第一項各号に掲げるものの提出又は前項の規定による同項の附属明細書の提出について準用する。

第二十五条中「第二百六十条ノ四第二項」の下に「から第四項まで」を、「第二百八十三条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十条第一項第三号中「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「第二百三十九条第六項」を「第二百三十九条第七項」に、「、書類又は書面の閲覧又は謄写」を「に係る閲覧若しくは謄写又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写」に改め、同項第六号中「第二百六十条ノ四第三項」を「第二百六十条ノ四第五項」に、「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第六項」に、「書類又は」を「書類若しくは」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同項第七号中「書類」の下に「若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの」を加え、「その」を「書類の」に改め、「交付」の下に「若しくは電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて法務省令で定めるものにより提供すること若しくはその情報の内容を記載した書面の交付」を加え、同項第八号中「第二百八十三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「書類又は」を「際し、書類若しくは」に、「添付し」を「交付せず、又は電磁的方法により情報を提供し」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第十六条第三項の決議があつた場合において同項に規定する措置を執らなかつたとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条中商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）附則第九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（端株主の権利に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際端株主に対してこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第二百四十一条ノ二第二項第六号及び第三百四十一条ノ八第二項第八号の引受権を受ける権利を与えない旨の定款の定めがある株式会社（この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するもの（以下この条において「設立中の会社」という。）を含む。）については、この法律の施行の日（設立中の会社にあつては、その成立の日）において、端株主に対してこの法律による改正後の商法（以下「新商法」という。）第二百八十条ノ二十第二項第十二号及び第三百四十一条ノ三第一項第九号の引受権を受ける権利を与えない旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。

（議決権なき株式に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際定款に旧商法第二百四十二条第一項の規定により議決権がないものとされた種類の株式についての定めがある場合は、当該種類の株式に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、同条第三項の規定は、適用しない。

2　前項の種類の株式は、新商法第二百二十二条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第四項に規定する議決権制限株式とみなす。

（転換株式に関する経過措置）

第四条　新商法第二百二十四条ノ三第一項の期間がこの法律の施行前に進行を開始し、当該期間がこの法律の施行の日以後に満了する場合には、この法律の施行後も、当該期間の満了の時までは、当該期間を定めた株式会社の株主は、新商法第二百二十二条ノ五第一項の規定に基づく転換の請求をすることができない。

（新株発行決議の効力に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に旧商法第二百八十条ノ二第二項又は第二百八十条ノ五ノ二第一項ただし書の決議があつた場合においては、当該決議の効力に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（取締役又は使用人に対する新株の引受権の付与に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前に旧商法第二百八十条ノ十九第二項の決議があつた場合においては、当該決議に基づき付与する新株の引受権に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2　この法律の施行後に前項の新株の引受権が行使された場合においては、株式会社は、新株の発行に代えて、その有する自己の株式を当該新株の引受権を行使した者に移転することができる。この場合においては、新商法第二百十一条の規定は、適用しない。

（転換社債、新株引受権付社債に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前に転換社債（旧商法第三百四十一条ノ二第一項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ。）又は新株引受権付社債（旧商法第三百四十一条ノ八第一項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ。）の発行の決議があった場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前に旧商法第三百四十一条ノ二第三項若しくは第三百四十一条ノ二ノ六第一項ただし書又は第三百四十一条ノ八第五項若しくは第三百四十一条ノ十一ノ二第一項ただし書の決議があった場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債についても、同様とする。

2　前条第二項の規定は、この法律の施行後に前項の転換社債の転換の請求があった場合又は同項の新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使があった場合に準用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（商法中改正法律施行法の一部改正）

第九条　商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「記載方法」を「記載又ハ記録ノ方法」に改める。

（商法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　商法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を削る。

（商法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十一条　商法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第三条第五項中「第二百十条第八項」を「第二百十条第九項」に改める。

附則第九条第一項中「平成十三年十二月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

---

理　由

株式会社等の経営手段の多様化を図るため、新株予約権の制度を新設し、種類株式の制度の改善を図るとともに、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

## 商法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、会社の円滑な資金調達を可能にし、新規事業の育成等に資するため、新株予約権制度の創設、種類株式の内容の拡大、新株発行に関する規制の緩和等を行うとともに、高度情報化社会に対応するため、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　会社は、株式をあらかじめ定めた価額で取得できる権利として、新株予約権を発行することができるものとし、その単独発行を認めるものとするとともに、ストック・オプション制度について、新株予約権の有利発行として整理し、付与対象者や付与できる株式数、権利行使期間に関する規制を廃止するとともに、株主総会の授権決議における決議事項を簡素化するものとすること。

2　種類株式の制度について、議決権を行使することができる事項につき内容の異なる株式を発行することができるものとし、議決権につき制限のある種類の株式は、発行済株式総数の二分の一まで発行することができるものとするとともに、利益の配当に関して内容の異なる種類の株式について、定款でその上限額その他の算定の基準の要綱を定めたときは、配当すべき額を取締役会等の発行決議において定めることができるものとすること。

3　従来の転換株式を転換予約権付株式と呼ぶものとするとともに、新たに、会社から強制的に転換をすることができる強制転換条項付株式を認めるものとすること。

4　株主総会における新株の有利発行の決議の有効期間を延長する等、新株の発行に関する規制を緩和するものとすること。

5　会社は、その作成すべき会社関係書類を電磁的方法により作成することができるものとするとともに、会社又は株主等から行う商法上の通知、請求等について、電磁的方法によることができるものとすること。

6　会社は、貸借対照表又はその要旨の公告に代えて、その情報を、五年間、電磁的方法により開示する措置をとることができるものとすること。

7　有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律について、商法の改正に伴い、所要の改正を行うものとすること。

8　この法律は、平成十四年四月一日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、会社の円滑な資金調達を可能にし、新規事業の育成等に資するため、新株予約権制度の創設、種類株式の内容の拡大、新株発行に関する規制の緩和等を行うとともに、高度情報化社会に対応するため、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にしようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年十一月二日

法務委員長　保利　耕輔

衆議院議長　綿貫　民輔　殿

〔別紙〕

商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　ストック・オプションの目的である株式の付与の上限及びストック・オプションの付与対象者の制限の撤廃に伴い、株主の利益が損なわれることのないよう、ストック・オプションを付与することを必要とする理由の開示に際して、十分な情報公開の必要性があることについて周知徹底に努めること。

二　ストック・オプションに係る税制について、税の公平性・所得の捕捉可能性等を踏まえて整備すること。

三　会社関係書類の電子化・計算書類の公開制度の電子化等の導入に伴い、会社等が用いる電磁的方法の信頼性・安全性の確保に向けて努力すること。

四　株式会社の大多数を占める小規模会社における計算書類の公開制度が必ずしも十分に実効性を上げていない現状にかんがみ、公開制度に係る今回の改正が実効性のあるものとなるよう努めること。

---

## 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年十月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

---

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（非訟事件手続法の一部改正）

第一条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条中「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

第百二十六条第一項中「第二百三十七条第二項」を「第二百三十七条第三項」に、「第二百四十五条ノ三第三項」を「第二百四十五条ノ三第四項」に、「第二百六十三条第四項」を「第二百六十三条第六項」に、「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「第三十一条第七項」を「第三十二条第八項」に改める。

第百二十八条第一項中「報告ハ」の下に「商法其ノ他ノ法律ノ定ムル所ニ従ヒ」を、「書面」の下に「又ハ電磁的記録（商業登記法第十九条の二ニ規定スル登記ノ申請書ニ添付スベキ電磁的記録ヲ謂フ）」を加える。

第百三十一条第一項中「第二百三十七条第二項」を「第二百三十七条第三項」に改める。

第百三十二条ノ二第一項中「及ビ第三百四十一条ノ十六第三項」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及ビ第三百四十一条ノ十三第三項」に改める。

第百三十二条ノ六第一項中「第二百四十五条ノ三第三項」を「第二百四十五条ノ三第四項」に改める。

第百三十二条ノ八第一項中「第二百六十条ノ四第四項、第二百六十三条第四項」を「第二百六十条ノ四第六項、第二百六十三条第六項」に、「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第六項」に、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第六項」に、「第三十二条第七項」を「第三十二条第八項」に改める。

第百三十五条ノ十五中「第三百二十条第四項」を「第三百二十条第五項」に改める。

第百三十五条ノ十八中「第三百二十条第四項」を「第三百二十条第五項ニ於テ準用スル第二百三十七条第三項」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における新株引受権付社債についての払込取扱機関の変更又は払込金の保管替えに係る許可の事件に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（担保附社債信託法の一部改正）

第三条　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「物上担保付社債」の下に「（新株予約権付社債ヲ除ク）」を、「社債申込証」の下に「ノ用紙」を加え、「、第三百四十一条ノ三並ニ第三百四十一条ノ十二」を削り、同条第二項中「社債申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二十三条から第三十条までを次のように改める。

第二十三条　物上担保付社債ガ新株予約権付社債ナルトキハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニハ商法第三百四十一条ノ六第二項各号ニ掲ゲタルモノ（社債管理会社ノ商号ヲ除ク）ノ外前条第一項各号ニ掲ゲタル事項ヲ記載スベシ社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テハ前項ノ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ同項ニ規定シタル事項ノ外前条第二項ニ掲ゲタル事項ヲモ記載スベシ但シ商法第三百四十一条ノ六第二項第二号及第三号ニ掲ゲタル事項（社債ノ総額ヲ除ク）ハ其ノ回ニ発行スル社債ニ関スルモノトス

前条第三項ノ規定ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ之ヲ準用ス

第二十四条乃至第三十条　削除

第三十四条前段中「転換社債又ハ新株引受権付社債」を「新株予約権付社債」に、「第三百四十一条ノ四又ハ第三百四十一条ノ十五」を「第三百四十一条ノ十」に改め、同条後段を削る。

第三十五条中「、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二」を「又ハ第三百四十一条ノ八第二項各号」に改める。

第四十条第一項中「、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二」を「又ハ第三百四十一条ノ九」に改め、「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第四十一条に次の二項を加える。

商法第三百十七条第二項ノ場合ニ於テハ委託会社ハ第一項ノ社債原簿ノ謄本ノ交付ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ受託会社ノ承諾ヲ得テ同条第二項ニ於テ準用スル同法第三十三条ノ二第一項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法（電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ委託会社ハ第一項ノ社債原簿ノ謄本ヲ交付シタルモノト看做ス

前項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノトシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ謂フ第百十条第十二号ヲ除クノ外以下同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ付テハ委託会社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員之ニ署名ニ代フル措置ニシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ執リテ社債原簿ト相違ナキコトヲ認証スベシ

第四十二条中「前条」を「前条第一項」に改め、「謄本」の下に「又ハ同条第四項ノ電磁的記録」を加え、「社債権者」を「社債権者ヨリ左」に改め、同条に次の各号を加える。

一　其ノ謄本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ其ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第四十三条第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条第二項中「之ヲ」を削り、「ニ添附シテ」を「又ハ第四十一条第四項ノ電磁的記録ト共ニ之ヲ」に改める。

第五十九条第二項中「第三百二十条第三項及第六項」を「第三百二十条第三項及第七項」に改める。

第六十一条第一項中「謄本」の下に「（其ノ作成

ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」を加え、同条第二項中「社債権者」を「社債権者ヨリ左」に改め、「謄本」の下に「又ハ電磁的記録」を加え、同項に次の各号を加える。

一　其ノ謄本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二　其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ受託会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第六十一条第三項中「第三百三十九条第二項及第四項」を「第三百三十九条第二項及第六項」に改める。

第六十二条に次の一項を加える。

第四十一条第三項ノ規定ハ前項ノ謄本ノ交付ニ之ヲ準用ス

第百十条第二号中「之ニ」を「其ノ書類若ハ第四十一条第三項（第六十二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ」に改め、「記載」の下に「若ハ記録」を加え、同条第三号中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、同条第四号中「書類」の下に「又ハ電磁的記録」を加え、「之」を「此等」に改め、「記載」の下に「若ハ記録」を加え、同条第十二号中「第二十二条第一項又ハ第二項」を「第二十二条第一項若ハ第二項又ハ第二十三条第一項若ハ第二項」に改め、「社債申込証」の下に「又ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙（此等ノ用紙ノ作成ニ代ヘテ作ルベキ商法第三十三条ノ二第一項ノ電磁的記録ヲ含ム）」を、「記載」の下に「若ハ記録」を加える。

（担保附社債信託法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における担保付転換社債又は担保付新株引受権付社債についての社債申込証の用紙、登記、債券及び社債原簿に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（公証人法の一部改正）

第五条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十二条ノ三第一項中「前条ノ」の下に「定款（其ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ除ク以下之ニ同ジ）ノ」を加え、同条第二項中「前条」を「前項ノ定款」に改める。

第六十二条ノ六第一項中「行為」の下に「（第六十二条ノ二ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ第二号ノ行為ニ限ル）」を加える。

（信託法の一部改正）

第六条　信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

（信託業法の一部改正）

第七条　信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「定款」の下に「（定款ガ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ作成セラレタルトキハ内閣府令ニ定ムル電磁的記録又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル事項ヲ記載シタル書面）」を加え、「添附シ」を「添付シ」に改める。

（破産法の一部改正）

第八条　破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三百七十四条第三号及び第三百七十五条第四号中「記載」の下に「若ハ記録」を加える。

（無尽業法の一部改正）

第九条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「定款」の下に「（定款ガ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ作成セラレタルトキハ電磁的記録（内閣府令ニ定ムルモノニ限ル第三十九条ニ於テ同ジ）又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル事項ヲ記載シタル書面）」を加え、「添附シ」を「添付シ」に改める。

第七条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第三十九条第五号中「備附」を「備付」に改め、「提出スベキ書類」の下に「又ハ電磁的記録」を、「記載」の下に「若ハ記録」を加える。

（国債ノ価額計算ニ関スル法律の一部改正）

第十条　国債ノ価額計算ニ関スル法律（昭和七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十一条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第二百八十五条中」の下に「記載又ハ記録スベキトアルハ之ヲ記載スベキトシ」を加える。

第二十八条第七項中「及第三百四十一条ノ十六第三項」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及第三百四十一条ノ十三第三項」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及第三百四十一条ノ十六第二項」を「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並ニ第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫法第二十八条第一項第十三号の業務に関しては、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。）第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

（社債等登録法の一部改正）

第十三条　社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「議決権」の下に「（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第九条の二第一項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削り、「新株引受権付社債に付された新株の引受権」を「同法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権」に改め、「行使による新株の発行」の下に「若しくは自己の株式の移転」を加え、「、吸収分割」を「又は吸収分割」に改め、「又は社債の株式への転換」を削り、「一に」を「いずれかに」に改める。

第十条第二項中「発行済の株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の数」を「株式に係る議決権」に改める。

第十一条第一項中「会社の株式」を「会社の議決権」に、「発行済の株式の総数の」を「総株主の議決権の」に、「超えて所有する」を「超えて有する」に、「その株式」を「その議決権」に、「所有して」を「保有して」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号及び第二号中「所有する」を「所有することにより議決権を取得し、又は保有する」に改め、同項第三号中「消却」を「取得」に、「発行済の株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の数」を「株式に係る議決権」に改め、同項第四号中「所有する」を「所有することにより議決権を取得し、又は保有する」に改め、同項第五号中「又は所有する」を「又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する」に改め、同号ただし書中「株式を所有すること」を「議決権を有すること」に、「株式を所有する場合」を「議決権を保有する場合」に改め、同条第二項中「会社の株式」を「会社の議決権」に、「発行済の株式の総数」を「総株主の議決権」に、「所有する」を「有する」に、「株式を所有しよう」を「議決権を保有しよう」に、「が当該株式」を「が当該議決権」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債又は転換社債についての新株の引受権の行使による新株の発行若しくは社債の株式への転換又はこれらに代えてする同条第二項において準用する同法附則第六条第二項の規定による自己の株式の移転は、それぞれ、新株予約権の行使による新株の発行又は自己の株式の移転とみなして、前条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（次項において「新独占禁止法」という。）第九条の二第一項の規定を適用する。

2　この法律の施行の際現に新独占禁止法第十条第二項に規定する株式所有会社が同項に規定する株式発行会社の株式を所有している場合（当該株式発行会社の総株主の議決権に占める当該株式所有会社の所有している株式に係る議決権の割合が同項に規定する政令で定める数値を超えている場合に限る。）における当該株式所有会社についての同項の規定の適用については、同項中「取得し、又は所有する場合（」とあるのは「所有している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第　号）の施行前に同法による改正前のこの法律第十条第二項の規定により当該株式に関する報告書を提出している場合を除き、」と、「当該取得し、又は所有する」とあるのは「当該所有している」と、「その超えることとなった日」とあるのは「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日」とする。

（農業協同組合法の一部改正）

第十六条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十一項中「及び第三百四十一条ノ十六第三項」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及び第三百四十一条ノ十六第二項」を「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

第十一条の二第二項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）」を「総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次節及び第九十三条において同じ。）をいう。以下同じ。）」に、「数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する」を「議決権を有する」に、「発行済株式の総数等の」を「総株主等の議決権の」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を有する」に改め、同条第三項中「所有する株式等には」を「有する議決権には」に、「株式等（」を「株式又は持分に係る議決権（」に、「、議決権を行使し、又は議決権の」を「行使し、又はその」に、「又はその子会社に」を「若しくはその子会社に」に、「株式等を」を「議決権を」に、「株式等で」を「株式又は持分に係る議決権で」に、「受益者として議決権を行使し、又は議決権の」を「受益者として行使し、又はその」に改める。

第十一条の十六第二項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第十一条の十七第一項中「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「発行済株式の総数等の取得」を「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」を「実行による株式又は持分の取得」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、

同条第四項中「所有することと」を「有することと」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有することが」を「保有することが」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等を」を「議決権を」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有すること」を「有すること」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有するもの」を「保有するもの」に改め、同条第七項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第十一条の十八第一項第三号中「所有する当該会社の株式等の数又は額」を「有する当該会社の議決権の数」に改め、同項第四号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等を超えて所有していない」を「基準議決権数を超えて有していない」に改め、同条第五項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第十一条の十九第一項中「所有する」を「有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改める。

第三十六条第六項中「この場合において」の下に「、同項第二号中「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と」を、「第三十六条第一項」とあるのは「記載」と」の下に「、「記載若ハ記録」とあるのは「記載」と」を加える。

第三十七条の二第十項中「書類」を「もの」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、「第三十六条第一項」の下に「の書類」を加える。

第三十九条第一項中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に、「、「農業協同組合法、本法」を「農業協同組合法、本法」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」に改め、同条第二項中「準用スル第二百六十七条第一項」との下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加え、同条第三項中「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「、「理事又ハ経営管理委員」を「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第四十七条中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第五十条の四中「商法第三十二条」の下に「、第三十三条及び第三十四条」を加え、「から第四項まで」を削り、「財産目録」と」の下に「、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表（農業協同組合法第十条第四項ニ規定スル非出資組合ニ在リテハ財産目録）」と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と」を加える。

第五十八条第七項中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第七十二条の二第三項中「第四百二十七条第二項」を「第四百二十七条第三項」に改める。

第七十二条の二の二中「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に改め、「、本法」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第二百五十八条第一項」との下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第七十三条第二項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに第二百五十八条第一項」を「及び第二百五十八条第一項」に改め、「民法第六十二条」との下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加える。

第七十三条の六第四項中「及び第二項」を「及び第四項」に改める。

第七十三条の十三第二項中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と、同項第一号中「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の十三第一項ノ書面」と読み替えるものとする。

第七十三条の四十三第三項中「並びに第二百四十四条第一項及び第二項」を「及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、「第四十三条の五第三項」との下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加える。

第七十三条の四十四第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「取締役」とあるのは、」を「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは」に改める。

第九十三条第三項中「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を有する」に改め、同条第四項中「所有する株式等」を「有する議決権」に改める。

第百条の二第六号中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改める。

第百一条第一項第八号の二中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項又は第二項」に改める。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条第六項第九号の事業を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

（証券取引法の一部改正）

第十八条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「又は新株引受権を表示する証券若しくは証書」を「、新株引受権証書又は新株予約権証券」に改める。

第四条第三項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第十三条第六項中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第二十三条の八第三項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第二十七条の二第一項中「転換社債券」を「新株予約権付社債券」に改め、同項第二号中「新株引受権」を「新株予約権」に改め、同条第八項第一号中「以下この項において同じ。」の下に「に係る議決権」を加え、「株式の数」を「内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数」に、「株式に換算した数」を「換算した株式に係る議決権の数」に、「この節」を「この項」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「有価証券を除く。）」の下に「に係る議決権」を加え、同項第二号中「株券等の数」を「株券等に係る議決権の数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「有価証券を除く。）」の下に「に係る議決権」を加える。

第二十七条の三第一項中「買付予定の株券等の数」の下に「（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）」を加える。

第二十七条の十三第四項第一号及び第二号並びに第五項中「応募株券等の総数」を「応募株券等の数の合計」に改める。

第二十七条の二十三第一項及び第二項中「転換社債券」を「新株予約権付社債券」に改める。

第二十八条の二に次の一項を加える。

前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第三十二条第五項中「過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。次項、第五十九条第一項及び第二項並びに第六十五条の三において同じ。）を所有していること」を「総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号、第六十五条の三、第百三条第一項及び第二項、第百四条並びに第百六十三条第一項において同じ。）の過半数を保有していること」に改め、同条第六項中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権の過半数を保有していること」に改め、同条第七項中「過半数の株式の所有」を「総株主の議決権の過半数の保有」に、「所有の態様」を「保有の態様」に改める。

第三十七条中「転換社債券」を「新株予約権付社債券」に改める。

第五十四条第一項第四号中「定める会社」の下に「（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）」を加え、「その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）」を「その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあっては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を保有していること」に改め、同項第六号中「過半数の株式」を「総株主の議決権の過半数の保有」に、「その所有」を「その保有」に改める。

第五十九条第一項中「過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している」を「総株主の議決権の過半数を保有しない」に改め、同項第六号中「過半数の株式」を「総株主の議決権の過半数」に、「所有されている」を「保有されている」に改め、同条第二項中「過半数の出資の所有」を「総株主の議決権の過半数の保有」に、「その所有」を「その保有」に改める。

第五十九条第一項中「過半数の株式若しくは過半数の出資を所有する会社のうち内閣府令で定める会社」を「総株主の議決権の過半数を保有する銀行等」に、「子特定会社」を「子特定法人」に改め、同条第二項中「、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する」を「、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する」に、「子会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する」を「子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する」に改める。

第六十五条の三中「過半数の株式を所有する」

を「総株主の議決権の過半数を保有する」に改める。

第八十二条に次の一項を加える。

前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第八十三条第二項第三号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第百条の四及び第百条の六中「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項」に改める。

第百条の七第一項中「第四百十九条及び第四百二十七条」を「第四百十九条第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項」に改める。

第百一条の九第二項中「第十一号」の下に「並びに第五項から第八項まで」を加え、「第二百二十二条第一項及び第二項」を「第二百二十二条第一項から第四項まで及び第七項」に、「第二百二十二条ノ四」を「第二百二十二条ノ八」に改め、「、同法第二百二十二条ノ四中「株式申込証又ハ新株引受権証書」とあるのは「株式申込証」と」を削り、同条第五項中「第二百八十六条ノ四」を「第二百八十六条ノ四第一項」に改める。

第百一条の十三第一項中「第二項」を「第四項」に改める。

第百二条中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百三条第一項中「発行済株式の総数（商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされる株式（議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。以下この項において「議決権のない株式」という。）の数を除く。次項において同じ。）」を「総株主の議決権」に、「数の株式（議決権のない株式及び取得又は所有の態様」を「議決権（取得又は保有の態様」に、「対象株式」を「対象議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「所有する対象株式」を「保有する対象議決権」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の対象株式」を「対象議決権」に、「所有することとなる」を「保有することとなる」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「対象株式は」を「対象議決権は」に、「所有するものとみなす」を「保有するものとみなす」に改め、同項第一号中「対象株式に係る株主としての議決権」を「対象議決権」に、「当該権限に係る対象株式」を「当該対象議決権」に改め、同項第二号中「対象株式を」を「対象議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「所有する対象株式」を「保有する対象議決権」に改める。

第百四条中「総数」の下に「、総株主の議決権の数」を加える。

第百四十条に次の一項を加える。

前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているとき、又は定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第百四十一条第二項第二号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第百四十三条中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「「事業時間」と」の下に「、「第一項ニ掲グル書面」とあるのは「第一項ニ掲グル書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」と」を加え、「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項」に、「準用スル第四百八条ノ二第二項」を「準用スル第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改める。

第百五十六条の三に次の一項を加える。

第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

第百六十三条第一項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式（株式の所有の態様」を「議決権（取得又は保有の態様」に、「有している」を「保有している」に改める。

第百六十六条第二項第一号イ中「ニ」を「ヘ」に、「転換社債及び新株引受権付社債」を「新株予約権及び新株予約権付社債」に改め、同項第三号中「第一号ホ」を「第一号ト」に改め、同条第四項中「第二項第一号ホ」を「第二項第一号ト」に改め、同条第六項第二号中「転換社債」を「新株予約権」に、「その転換の請求」を「当該新株予約権を行使すること」に改め、同項第三号中「第二百四十五条ノ二」を「第二百四十五条ノ二第一項」に改め、同項第六号中「第二条第一項第四号に掲げる」を削り、「転換社債券及び新株引受権付社債券」を「新株予約権付社債券」に改める。

第百六十七条第一項中「転換社債券」を「新株予約権付社債券」に改め、同条第五項第二号中「転換社債」を「新株予約権」に、「その転換の請求」を「当該新株予約権を行使すること」に改め、同項第三号中「第二百四十五条ノ二」を「第二百四十五条ノ二第一項」に改める。

第百九十七条第一項第五号中「株式申込証」の下に「の用紙」を加える。

第百九十八条の五第一号中「添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二百七条の三第二号中「又は第二百二十二条ノ四」を削り、「株式申込証」の下に「の用紙」を加える。

第二百八条第二十一号中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改める。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　商法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法（以下この条において「新証券取引法」という。）の規定を適用する。

2　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、新証券取引法の規定を適用する。

3　前項の新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十一条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、新証券取引法の規定を適用する。

（会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の一部改正）

第二十条　会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

（国有財産法の一部改正）

第二十一条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「、新株引受権証券」を「、新株予約権証券」に改める。

（国有財産法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十一条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、前条の規定による改正後の国有財産法第二条第一項の規定を適用する。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二十三条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第九十三条の三第一項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有する」を「総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を有する」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十四条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「及び第三百四十一条ノ十六第三項」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及び第三百四十一条ノ十六第二項」を「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

第十一条の五第二項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）」を「総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、第十七条の三、第八十七条の三、第八十七条の四及び第百二十二条において同じ。）をいう。以下同じ。）に、「数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する」を「議決権を有する」に、「発行済株式の総数等の」を「総株主等の議決権の」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を有する」に改め、同条第三項中「所有する株式等には」を「有する議決権には」に、「株式等（」を「株式又は持分に係る議決権（」に、「、議決権を行使し、又はその子会社に」を「若しくはその子会社に」に、「株式等を」を「議決権を」に、「株式等で」を「株式又は持分に係る議決権で」に、「受益者として議決権を行使し、又は議決権の」を「受益者として行使し、又はその」に改める。

第十七条の二第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第十七条の三の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」を「実行による株式又は持分の取得」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有すること」を「保有すること」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有することが」を「保有することが」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等を」を「議決権を」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有すること」を「有すること」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有するもの」を「保有するもの」に改め、同条第七項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第四十一条第六項中「この場合において」の下に「、同項第二号中「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と」を、「第四十一条第一項」との下に「、「記載若ハ記録」とあるのは「記載」と」を加える。

第四十一条の三第十項中「書類」を「もの」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、「第四十一条第一項」の下に「の書類」を加える。

第四十四条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「、本法」との下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第四十三条第一項」との下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を、「謂フ」との下に「、同法第二百七十五条ノ四中「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加える。

第五十一条中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「、「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」を「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、同法第二百

四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第五十四条の四中「第三十二条」の下に「、第三十三条及び第三十四条」を、「この場合において」の下に「、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と」を加える。

第六十二条第六項中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第七十七条中「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に、「から第二百五十九条ノ三まで」を「、第二百五十九条第一項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に改め、「、本法」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第八十六条第二項中「並びに第二百四十四条第一項及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、「第四十七条の五第三項」と」の下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第八十七条の三第一項第三号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「有していない」に改め、同項第四号中「所有する当該会社の株式等の数又は額」を「有する当該会社の議決権の数」に改め、同項第五号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等を超えて所有していない」を「基準議決権数を超えて有していない」に改める。

第八十七条の四の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改める。

第百二十二条第三項中「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を有する」に改め、同条第四項中「所有する株式等」を「有する議決権」に改める。

第百三十条第一項第九号の三中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項又は第二項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は、水産業協同組合法第十一条第三項第六号、第八十七条第四項第六号、第九十三条第二項第六号又は第九十七条第三項第六号の事業を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十六条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第十項中「及び第三百四十一条ノ十六第三項（新株引受権付社債に付された新株の引受権」を「、第二百八十条ノ三十七第四項（新株予約権の行使についての準用規定）及び第三百四十一条ノ十三第三項（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使」に、「及び第三百四十一条ノ十六第三項並びに」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及び第三百四十一条ノ十六第二項」を「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

第二十七条第六項中「第十一条、」を「第十一条並びに」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第四十二条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に改め、「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第三十六条の三第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第五十四条中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「、「中小企業等協同組合法第四十九条」を「中小企業等協同組合法第四十九条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第六十九条中「第四百十九条」を「第四百十九条第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に、「第四十八条、」を「第四十八条並びに」に、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中」を

「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（）に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に改め、「第三十六条の三第一項」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第八十二条第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「）並びに」を「）及び」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第八十二条の十第四項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「）並びに」を「）及び」に改め、「第四十九条」と」の下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加える。

第百十五条第五号中「第二百四十四条第一項若しくは第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に改め、同条第八号の二中「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　信用協同組合又は協同組合連合会は、中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十三号又は第九条の九第五項第一号の事業（同法第九条の八第二項第十三号に掲げる事業に限る。）を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十八条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）」を「総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条から第四条の五までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）」に、「数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する」を「議決権を保有する」に、「その発行済株式の総数等」を「その総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第二項中「信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等」を「信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権」に、「信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権」に、「、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又は」を「行使し、又はその行使について当該信用協同組合等若しくは」に、「定める株式等」を「定める議決権」に、「信託財産である株式等」を「信託財産である株式又は持分に係る議決権」に、「として議決権を行使し、又は議決権の行使について」を「として行使し、又はその行使について」に改める。

第四条の二第一項第二号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第四条の三の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」の下に「による株式又は持分の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第四項中「株式等を」を「議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に、「所有し、」を「保有し、」に改め、同項第五号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第四条の五の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改める。

第五条の二第一項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第五条の五第十項中「第四条から第十一条まで（会計監査人の資格、権限等）」を「第四条から第六条の四まで（会計監査人の資格等）、第七条（第一項第二号を除く。）（会計監査人の権限等）、第八条から第十一条まで（会計監査人の損害賠償責任等）」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、「第五条の五第一項」の下に「の書類」を、「第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と」の下に「、同法第七条第一項第一号中「及び資料が書面で作られているときは、その書面」とあるのは「その他の書類」と」を加え、「書類」を「もの」に改め、「損益計算書」と」の下に「、「これらのもの」とあるのは「これらの書類」と」を加える。

第六条の二第一項中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に改め、「準用スル第二百六十七条第一項」と」の下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第六条の二第二項第二号中「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第三十二条から第三十六条まで」を「第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同条第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と」を加え、同条第五項中「、商法第四百二十条」を「、商法第四百二十条第一項、第三項及び第五項から第七項まで」に、「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第三項及び第五項中「第一項ニ掲グル書類ノ」とあるのは「第一項ニ掲グル書類」と、同条第六項」に、「ニ掲グル書類ニ」を「ニ掲グルモノニ」に、「ニ掲グル書類（」を「ニ掲グルモノ（」に、「ニ掲グル書類）」を「ニ掲グルモノ」に改め、「付テ準用スル第二百六十七条第一項」と」の下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加える。

第十二条第一項第五号中「第四百二十条」を「第四百二十条第一項、第三項、第五項又は第六項」に改め、同項第八号中「第七条第一項」の下に「（第二号を除く。）」を加え、同項第十二号中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第二十九条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十七第二項中「第三十二条から第三十六条まで」を「第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条まで」に改め、同条第三項中「当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の総額」を「株式会社又は有限会社にあつては、当該株式会社又は有限会社の総株主又は総社員の議決権」に、「会社の株式の数又は出資の金額」を「株式会社又は有限会社の議決権の数」に改める。

（相続税法の一部改正）

第三十一条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「左の」を「次の」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条第三号において同じ。）」を加える。

第七十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「財産又はその財産に関する帳簿書類の」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　前号の検査に関し虚偽の記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

（放送法の一部改正）

第三十二条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「の議決権の過半数を協会が有する株式会社又はその総社員の議決権の過半数を協会が有する」を「又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十

一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次項において同じ。）の過半数を協会が有する株式会社又は」に改める。

第四十二条第八項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第五十二条の八第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

（電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の一部改正）

第三十三条　電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和二十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項本文又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十六条第二項本文」に、「公告する」を「貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の電気事業会社は、商法第二百八十三条第五項又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項の規定により当該各項に規定する措置を執る場合には、当該各項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「附記」を「付記」に改め、同条に次の一号を加える。

三　前条第三項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第三十四条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「加入申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第一項中「加入申込証」の下に「の用紙」を加え、「記載して署名し」を「記載し、これに署名して、加入申込証を作ら」に改め、同条第二項及び第三項中「加入申込証」の下に「の用紙」を加える。

第十五条第一項中「加入申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第七項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第十六条第二項中「加入申込証」の下に「の用紙」を加える。

第二十条中「並びに第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を加え、「商法第二百六十七条第一項」を「同法第二百六十七条第一項」に改め、「組合員」との下に「、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と」を加える。

第三十四条中「第二百三十九条第三項」を「第二百三十九条第四項」に、「、第二百四十四条第一項及び第二項」を「、第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第四十条中「、第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を、「株式申込証」の下に「の用紙」を、「第二十二号」の下に「。以下「商法特例法」という。」を、「第三項まで」の下に「（第二項第二号を除く。）」を加え、「同法第二百六十六条第一項第四号」を「同項第四号」に、「同法第二百六十六条第二項」を「同条第二項」に、「、同法第二百六十七条第一項及び」を「、同法第二百六十六条ノ三第二項中「取締役ガ株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」とあるのは「理事ガ加入申込証ノ用紙、目論見書」と、「ニ掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と、「公告（第二百八十三条第五項ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ）」とあるのは「公告」と、同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、同法」に改め、「組合員」との下に「、商法特例法第二十二条第一項中「議案その他のもの」とあるのは「書類」と、同条第二項第一号中「資料が書面で作られているときは、その書面の」とあるのは「資料の書面による」と」を加える。

第四十四条第一項中「、第二百八十一条」の下に「第一項及び第四項」を、「第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加え、「及び第三項」を「及び第四項本文」に、「、第二百九十三条ノ六及び」を「、第二百九十三条ノ六第一項（第二号を除く。）及び第二項並びに」に、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三条第一項、第二項、第四項及び第六項」に、「第二百八十一条第一項第一号」を「第二百八十一条第一項中「ニ掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、同項第一号に改め、「損失処理案」との下に「、同条第四項中「ニ掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、同法第二百八十二条第一項中「ニ掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と、同条第二項中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と、同項第一号中「モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「書類」と、同項第二号中「前号ノ書面」とあるのは「前項ノ書類」と、同法第二百八十三条第一項中「モノ」とあるのは「書類」と」を、「組合員」との下に「、同項第一号中「資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と、商法特例法第二十三条第一項、第二項及び第四項中「もの」とあるのは「書類」と、同条第六項中「に掲げるもの」とあるのは「の書類」と」を加え、同条第三項中「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項本文」に改める。

第四十八条第一項中「、第四百十八条から第四百二十四条まで」を「、第四百十八条から第四百二十四条まで（第四百十九条第二項及び第三項ただし書並びに第四百二十条第二項及び第四項を除く。）」に、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条第一項及び第三項」に、「第四百二十条第一項及び第五項」を「第四百二十条第一項」に、「、同法第四百二十条第四項中」を「、同条第三項及び第五項中「ニ掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、同条第六項中」に、「書類ニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類」を「モノニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ」に改め、「前項ニ掲グル書類」と」の下に「、同条第七項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及事務報告書」と」を、「内閣総理大臣」と」の下に「、保険業法第百七十六条中「掲げるものに」とあるのは「規定する書類に」と、「これらの規定に掲げるもの（電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面）」とあるのは「当該書類」と」を加え、同条第二項中「第二百四十四条第二項」の下に「及び第三項」を、「、第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を加え、「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項本文」に、「、第二百九十三条ノ六及び」を「、第二百九十三条ノ六第一項（第二号を除く。）及び第二項並びに」に、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第一項から第三項まで」を「商法特例法第二十二条第一項から第三項まで（第二項第二号を除く。）」に改め、「この場合において」の下に「、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」を加え、「、同法第二百六十七条」を「、同法第二百六十六条ノ三第二項中「取締役ガ株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証ノ用紙、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」とあるのは「理事ガ加入申込証ノ用紙、目論見書」と、「ニ掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と、「公告（第二百八十三条第五項ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ）」とあるのは「公告」と、同法第二百六十七条第一項」に改め、「「組合員」と」の下に「、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を、「の組合員」と」の下に「、同項第一号中「資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と、商法特例法第二十二条第一項中「議案その他のもの」とあるのは「書類」と、同条第二項第一号中「資料が書面で作られているときは、その書面の」とあるのは「資料の書面による」と」を加える。

第六十条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「第二百四十四条第一項若しくは第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項」に改め、同条第十号中「第四百二十条第三項」を「第四百二十条第五項」に改め、同条第十二号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」を「商法特例法」に改め、「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を、「第二百八十二条第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を、「第二百九十三条ノ六第一項」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第六項」に、「書類の」を「資料に係る」に改める。

（地方税法の一部改正）

第三十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第二十七条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第五十条第四項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十一条の二十一第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七十二条の七第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第七十二条の六十三第一項並びに第七十二条の六十四第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七十二条の八第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十二条の六十四第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十二条の七十第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若し

くは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十二条の八十四第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七十二条の八十五第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七十三条の八第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七十三条の九第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十四条の七第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。）」を加える。

第七十四条の八第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七十四条の二十九第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七十七条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七十八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第九十六条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第百五十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第百五十六条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第百六十九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第百八十八条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第百八十九条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第二百一条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第二百四十四条第一項中「書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第二百四十五条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第二百五十四条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第二百六十五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第二百八十七条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第二百九十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第二百九十九条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百三十三条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百三十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第三百三十五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百四十四条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百四十五条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百四十七条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百四十八条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第三百四十九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百五十一条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百五十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第三百五十四条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百五十五条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百五十七条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百五十八条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第三百五十九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第三百六十一条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第四百七十条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。）」を加える。

第四百七十一条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第四百八十五条の五第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第五百二十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第五百二十六条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第五百四十三条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第五百八十八条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第五百八十九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第六百十五条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第六百七十四条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第六百七十五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第六百九十七条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第六百九十九条の五第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第六百九十九条の六第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第六百九十九条の二十七第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七百条の八第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第七百条の二十五第一項並びに第七百条の二十六第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七百条の九第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百条の二十六第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百条の四十第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百一条の五第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七百一条の六第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百一条の二十第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百一条の三十五第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七百一条の三十六第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百一条の六十七第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七百七条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七百八条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百三十条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百三十三条の四第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七百三十三条の五第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百三十六条の二十六第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（商品取引所法の一部改正）

第三十六条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「及び第二項」を「から第三

項まで」に、「並びに」を「）及び」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」と、同条第三項中」を加える。

第六十五条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及び前項」と読み替えるものとする。

第七十一条中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「、「商品取引所法第六十六条第六項」を「商品取引所法第六十六条第六項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」」に改める。

第七十六条中「第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加え、「及び第三項」を「及び第四項本文」に、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に改め、「規定する書類」と」の下に「、「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と」を加え、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第三項」を「同条第四項本文」に改める。

第百一条第一項中「第四百十九条」を「第四百十九条第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に改め、同条第二項中「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第二項及び第三項」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に改め、「及び第二項」の下に「「商品取引所法第六十六条第六項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」」に、「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と」を加え、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に改め、「規定する書類」と」の下に「、「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と」を加え、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第三項」を「同条第四項本文」に改める。

第百三十三条第二項中「発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額」を「総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）」に、「数又は額の株式又は出資を所有する」を「議決権を有する」に改める。

第百六十五条第四号中「第二百八十二条第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

（商品取引所法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の商品取引所法第百三十三条第二項に規定する支配関係を持っている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「平成十四年五月一日までに」とする。

（宗教法人法の一部改正）

第三十八条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

（納税貯蓄組合法の一部改正）

第三十九条　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第四十条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第十五条第二項第一号中「過半数の株式を所有している」を「総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次条、第四十九条の九第二項第一号及び第百九十四条において同じ。）の過半数を保有している」に改める。

第十六条第一号中「株式」の下に「に係る議決権」を加え、同条第二号中「株式の発行済総数」を「株式に係る議決権の総数」に改める。

第二十二条第二項中「第二百三十九条第四項」を「第二百三十九条第五項」に改める。

第三十条の二第二項中「第二百四十五条ノ三」の下に「第一項及び第三項から第六項まで」を加え、「前条」を「前条第一項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に、「第二百四十五条ノ二」を「第二百四十五条ノ二第一項」に改める。

第三十四条の八第三項中「第二百六十七条」の下に「第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」を加える。

第三十四条の十第五項を次のように改める。

5　第八条第三項の規定は前項の定款について、第十条の規定は前項の規定による認可の申請について、それぞれ準用する。

第四十九条の九第二項第一号中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権の過半数を保有していること」に改める。

第六十五条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　この編及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第六十七条第二項ニ規定スル電磁的記録ヲ謂フ）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（投資信託及び投資法人に関する法律第九十条第三項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第六十五条第一項の次に次の一項を加える。

2　投資法人に対する商法第三十三条ノ二の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第六十七条第一項中「記載し」の下に「又は記録し、規約が書面で作成されているときは」を加え、同条第六項中「第百六十六条第三項」を「第百六十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　規約は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）で作成することができる。

3　前項の規定により規約が電磁的記録で作成されている場合における当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名なつ印に代わる措置を執らなければならない。

第六十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「投資口申込証」の下に「の用紙」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第八条第三項の規定は、前項の規約について準用する。

第七十一条第一項中「投資口申込証」の下に「の用紙」を加え、「記載して、これに署名し又は記名なつ印し」を「記載し、これに署名し又は記名なつ印して、投資口申込証を作成し」に改め、同条第二項中「記載した投資口申込証を作成し」を「投資口申込証の用紙に記載し」に改め、同条第六項中「商法第百七十五条第四項」を「商法第百七十五条第四項から第八項まで」に、「第百七十五条第五項」を「第百七十五条第九項」に改め、「「払込取扱機関」と、」の下に「同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、」を加える。

第七十三条第四項中「第九十一条第二項及び第三項」を「第九十一条第三項から第五項まで」に、「第九十二条の規定」を「第九十二条及び第九十二条の二の規定」に、「第二百三十九条第五項及び第六項」を「第二百三十九条第六項及び第七項」に、「第四項、第二百三十九条ノ二」を「第五項、第二百三十九条ノ四」に、「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第三項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、「其ノ謄本」の下に「（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」を加える。

第七十九条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「記載が」を「記載又は記録が」に改める。

第八十二条第一項中「投資主名簿には、」を「執行役員は、投資主名簿を作成し、これに」に改め、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第六十七条第二項の規定は、投資主名簿について準用する。

第八十四条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第八十七条第三項及び第五項並びに第八十八条第二項第二号、第三項及び第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第九十条に次の一項を加える。

3　監督役員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、執行役員の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該監督役員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

第九十一条第一項中「対して」を「対し書面で」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の通知には、」を「前二項の通知に際しては、当該通知に」に、「事項を記載し」を「事項を記載し、又は記録し、かつ」に、「添付し」を「交付し」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第二項の承諾をした投資主に対し同項の電磁的方法による通知をするときは、前項の書類及び書面の交付に代えて、同項の書類及び書面に記載すべき事項を第二項の電磁的方法により提供することができる。ただし、投資主の請求があったときは、前項の書類及び書面を当該投資主に交付しなければならない。

第九十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　投資主総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資主総会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第九十二条第四項中「第二百三十九条第五項及び第六項」を「第二百三十九条第六項及び第七項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による議決権の行使）

第九十二条の二　投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第九十一条の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の定めをした投資法人にあっては、第九十一条の通知に際しては、電磁的方法による議決権の行使について参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類を交付しなければならない。

3　第九十一条第四項の規定は、前項の書類について準用する。

4　第二項の投資法人にあつては、第九十一条第二項の承諾をした投資主に対し同項の電磁的方法による通知をするときは、投資主が議決権を行使するための書面に記載すべき事項を同項の通知に際し同項の電磁的方法により提供しなければならない。

5　前項の投資法人にあつては、第九十一条第二項の承諾をしていない投資主から、投資主総会の会日の一週間前までに前項の事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、政令で定めるところにより、これらの投資主の承諾を得て、当該事項を直ちに電磁的方法により当該投資主に提供しなければならない。

6　電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、第二項の投資法人の承諾を得て、第四項の書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録に必要な事項を記録し、これを投資主総会の会日の前日までに第二項の電磁的方法により当該投資法人に提供して行う。

7　投資主が第九十一条第二項の承諾をした者である場合には、投資法人は、その承諾に係る投資主総会の会日から一年間は、正当な事由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

8　前条第三項の規定は、電磁的方法により行使された議決権の数について準用する。

9　商法第二百三十九条第六項及び第七項第二号の規定は、第六項の規定により提供された事項が記録された電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第九十四条中「から第二百三十九条まで、第二百三十九条ノ二まで」を「から第二百三十九条まで、第二百三十九条ノ四」に、「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第三項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、「其ノ謄本」の下に「（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」を加える。

第九十九条中「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」を「第二百六十三条第一項（第四号を除く。）から第三項まで及び第六項」に、「第二百六十三条第一項中「定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは「規約」を「第二百六十三条第一項第一号中「定款」とあるのは「規約」と、「本店及支店」とあるのは「本店」と、同項第二号中「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは「」に、「置キタルトキ」を「置キタル場合」に、「「名義書換代理人ノ営業所」とあるのは「其ノ営業所」と、同条第四項」を「同項第二号及び第三号中「名義書換代理人ノ営業所」とあるのは「名義書換事務受託者ノ営業所」と、同条第二項第一号及び第三号中「定款」とあるのは「規約」と、同条第三項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿」とあるのは「投資主名簿及投資法人債原簿」と、「株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿」とあるのは「投資主名簿及投資法人債原簿」と、同条第六項」に改める。

第百一条第三号中「当該法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた」を「当該法人が総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている」に改める。

第百六条第四項中「第二百五十九条第三項」を「第二百五十九条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

4　第九十条第三項の規定は、前二項の場合における書面による請求について準用する。

第百八条第一項中「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に改める。

第百十条中「「取締役ガ株式申込証、新株引受権証書、社債申込証、目論見書若ハ第二百八十一条第一項ノ書類」とあるのは「執行役員又ハ監督役員ガ投資口申込証、投資法人債申込証、目論見書又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第一項ノ書類」を「「取締役ガ株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権付社債申込証ノ用紙」とあるのは「執行役員又ハ監督役員ガ投資口申込証若ハ投資法人債申込証ノ用紙」と、「第二百八十一条第一項ニ掲グルモノ」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第一項ニ掲グル資料」と、「公告（第二百八十三条第五項ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ）」とあるのは「公告」」に改める。

第百二十三条中「第百七十五条第五項」を「第百七十五条第九項」に、「第百七十五条第四項の」を「第百七十五条第四項から第八項までの」に改め、「「払込取扱機関」と」の下に「、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を、「株式申込証」及び「投資口申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第百二十四条に次の三項を加える。

4　投資主は、第二項の請求書の提出に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の請求書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資主は、同項の請求書を提出したものとみなす。

5　前項の場合において、第二項の投資証券が発行されているときは、前項の電磁的方法による事項の提供に際し、当該投資証券を提出しなければならない。

6　第九十二条の二第七項の規定は第四項の投資法人の承諾について、第六十七条第三項の規定は第四項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記録された情報について、それぞれ準用する。

第百二十九条第一項中「書類」を「資料」に改

め、「その附属明細書」の下に「（以下この条、次条及び第百三十一条において「計算書類等」という。）」を加え、同条第三項中「第一項の書類の記載方法」を「計算書類等の記載又は記録の方法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第一項の書類（同項第三号）」を「計算書類等（第一項第三号）」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

５　前項の場合において、第一項第一号の貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は同項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、執行役員は、これらの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該執行役員は、前項の資料を提出したものとみなす。

６　第一項第一号の貸借対照表が電磁的記録で作成されている場合、又は同項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、会計監査人の請求があつたときは、執行役員は、前二項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該会計監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第百二十九条第一項の次に次の二項を加える。

２　第六十七条第二項の規定は、前項第一号の貸借対照表について準用する。

３　第一項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

第百三十条第一項中「前条第二項の書類」を「前条第四項の計算書類等」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は貸借対照表若しくは損益計算書の記載若しくは記録が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

第百三十条第二項第八号中「記載と」を「記載又は記録と」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「会計監査人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「執行役員」と読み替えるものとする。

第百三十一条第一項中「第百二十九条第一項の書類」を「計算書類等」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「通知には、第百二十九条第一項各号に掲げる書類」を「通知に際しては、計算書類等（第百二十九条第一項の附属明細書を除く。）」に、「謄本を添付」を「写しを交付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

第百三十一条に次の一項を加える。

５　第百二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の計算書類等及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第六項中「会計監査人」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

第百三十二条第一項中「第百二十九条第一項の書類」を「計算書類等」に改め、同条第二項中「、「其ノ会社」とあるのは「其ノ投資法人」と」を削る。

第百三十八条第一項中「会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求する」を「次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会計の帳簿及び資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　会計の帳簿及び資料が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第百三十八条第四項中「第百三十八条第三項」を「第百三十八条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　第九十条第三項及び第九十二条の二第七項の規定は、前項の場合における書面による請求について準用する。

第百三十九条の四第一項中「投資法人債申込証」の下に「の用紙」を加え、「署名し」を「署名して、投資法人債申込証を作成し」に改め、同条第二項中「投資法人債申込証」の下に「の用紙」を加え、同条に次の一項を加える。

５　商法第百七十五条第五項の規定は投資法人債申込証の用紙の交付について、同条第七項及び第八項の規定は投資法人債申込証の作成について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「発起人」とあるのは「執行役員」と、「株式申込証」とあるのは「投資法人債申込証」と、「株式申込人」とあるのは「投資法人債ノ募集ニ応ゼントスル者」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第百三十九条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　第百三十一条第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

第百三十九条の六中「第二百二十四条第一項及び第二項」を「第二百二十四条第一項から第三項まで」に改める。

第百四十七条に次の一項を加える。

２　第百二十九条第三項の規定は、前項の合併契約書について準用する。

第百四十八条に次の一項を加える。

2　第百二十九条第三項の規定は、前項の合併契約書について準用する。

第百四十九条に次の一項を加える。

4　第百三十一条第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

第百五十条第一項中「第四百八条第一項から第三項まで」を「第四百八条第一項から第四項まで」に、「第四百八条第二項」を「第四百八条第三項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に改める。

第百五十五条第一項中「貸借対照表」の下に「（以下この条、次条及び第百五十七条において「財産目録等」という。）」を加え、同条第二項中「前項の書類」を「財産目録等」に改め、同条第三項中「第一項の書類の記載又は記録の方法」を「財産目録等の記載又は記録の方法」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第六十七条第二項の規定は財産目録等の作成について、第百二十九条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは、「清算執行人」と読み替えるものとする。

第百五十六条第一項中「前条第一項の書類」を「財産目録等」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は財産目録若しくは貸借対照表の記載若しくは記録が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

第百五十六条に次の一項を加える。

3　第百二十九条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「会計監査人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「清算執行人」と読み替えるものとする。

第百五十七条第一項中「第百五十五条第一項の書類」を「財産目録等」に改め、同条第四項中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「書類」を「財産目録等及び監査報告書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「書類」を「財産目録等及び監査報告書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第百二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとする。

第百五十九条第一項後段を削り、同条第三項第二号を次のように改める。

二　会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は決算報告書の記載が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

第百五十九条に次の一項を加える。

4　第百二十九条第三項及び第百五十五条第三項の規定は第一項の決算報告書の作成について、第百二十九条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは、「清算執行人」と読み替えるものとする。

第百六十条第四項中「第四百二十七条第二項」を「第四百二十七条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第百二十九条第五項及び第六項の規定は、第一項の決算報告書又は第二項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとする。

第百六十一条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項」に、「通知には」を「通知に際しては」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第百二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の決算報告書及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「投資主」と読み替えるものとする。

第百六十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　第百三十一条第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

第百六十三条第一項中「第二百四十四条第三項及び第四項」を「第二百四十四条第五項及び第六項」に、「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」を「第二百六十三条第一項（第四号を除く。）から第三項まで及び第六項」に改め、「第九十条第二項」の下に「及び第三項」を、「第二百四十四条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第百八十二条中「、第十九条」を「から第十九条の二まで」に改める。

第百九十四条第一号中「株式」の下に「に係る議決権」を加え、同条第二号中「株式の発行済総数」を「株式に係る議決権の総数」に改める。

第二百二十九条第一号中「記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録」に改める。

第二百三十条第一項中「重要な事項について不実の記載のある投資口申込証、投資法人債申込証、目論見書、投資口又は投資法人債の募集の広告その他投資口又は投資法人債の募集に関する文書であって重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録

のあるものをその募集の事務の用に供した」に改め、同条第二項中「文書であつて、」を「文書であつて」に、「行使したとき」を「行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したとき」に改める。

第二百四十二条中「の規定による添付書類に虚偽の記載」を「若しくは第三項の規定により同条第一項の認可申請書に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録」に改める。

第二百四十八条第十二号を次のように改める。

十二　第三十四条の十第四項の認可申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録又は第三十四条の十一第二項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載又は記録をして提出した者

第二百四十八条第十五号中「の規定による添付書類に虚偽の記載」を「若しくは第三項の規定により同条第一項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録」に改める。

第二百五十一条第一号中「その複本」の下に「（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え、「第九十一条第二項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の書類、第百二十九条第一項の書類、監査報告書」を「第九十一条第三項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の書類若しくは第九十一条第四項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録、第百二十九条第一項の資料及び附属明細書、第百三十条第一項の監査報告書」に、「第四百十四条ノ二第一項の書類、第百五十五条第一項の書類」を「第四百十四条ノ二第一項各号に掲げる資料、第百五十五条第一項各号に掲げる資料、第百五十六条第一項の監査報告書」に、「第四百四十三条の書類」を「第四百四十三条に掲げる資料」に、「記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同条第五号中「又は投資法人債申込証」を「若しくは投資法人債申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）」に、「記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載」を「記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同条第六号中「これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「又は当該書面若しくは第七十一条第六項若しくは第百二十三条第一項において準用する同法第百七十五条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同条第十号中「第九十一条第二項」を「第九十一条第三項」に、「通知に書類又は書面を添付」を「通知に際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供」に改め、同条第十一号中「書類」の下に「若しくは書面若しくは電磁的記録」を加え、同条第十二号中「帳簿、書類又は書面の閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本」を「帳簿に係る閲覧若しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面」に改め、同条第二十号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二十五号を次のように改める。

二十五　第百三十一条第四項若しくは第五項又は第百六十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して、投資主に対する通知に際し、計算書類等若しくは監査報告書若しくは決算報告書の写しを交付せず、又は電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供しなかつたとき。

（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正）

第四十一条　日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第一項中「株式申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第二項中「株式申込証」の下に「の用紙（商法第百七十五条第五項（同法第二百八十条ノ十四第一項本文において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作られる電磁的記録（同法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。）を含む。）」を、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「不実の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（税理士法の一部改正）

第四十二条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第四十八条の二十一第二項中「第三十二条」の下に「、第三十三条及び第三十四条」を、「この場合において」の下に「、同法第三十三条第三項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と」を加え、「、「社員」を「社員」に改め、同条第七項中「から第百三十三条まで」の下に「（第百三十条第二項及び第三項を除く。）」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第四十三条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第三十二条第六項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）」を「総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第五章の三において同じ。）をいう。以下同じ。）」に、「数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する」を「議決権を保有する」に、「その発行済株式の総数等」を「その総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第七項中「子会社が所有する議決権」を「子会社が保有する議決権」に、「信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権」を「、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は」を「行使し、又はその行使について当該金庫若しくは」に、「内閣府令で定める株式等」を「内閣府令で定める議決権」に、「信託財産である株式又は持分に係る議決権」を「信託財産である株式等」に、「として議決権を行使し、又は議決権の行使について」を「として行使し、又はその行使について」に改める。

第三十七条の二第十項中「第四条から第十一条まで（会計監査人の資格、権限等）」を「第四条から第六条の四まで（会計監査人の資格等）、第七条（第一項第二号を除く。）（会計監査人の権限等）、第八条から第十一条まで（会計監査人の損害賠償責任等）」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、「信用金庫法第三十七条の二第一項」の下に「の書類」を、「第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と」の下に「、同法第七条第一項第一号中「及び資料が書面で作られているときは、その書面」とあるのは「その他の書類」と」を加え、「書類」を「もの」に改め、「「貸借対照表及び損益計算書」と」の下に「、「これらのもの」とあるのは「これらの書類」と」を加える。

第三十九条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に、「第二百五十九条」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集権者）、第二百五十九条ノ二」に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「「信用金庫法第三十四条」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と」を、「準用スル第二百六十七条第一項」と」の下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と、同法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」を加える。

第四十九条中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「、「信用金庫法第四十五条」を「「信用金庫法第四十五条」と、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」」に改める。

第五十三条第十四項中「及び第三百四十一条ノ十六第三項」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及び第三百四十一条ノ十六第二項」を「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

第五十四条の十五第一項第二号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第五十四条の十六の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」の下に「による株式又は持分の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等を」を「議決権を」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第五十四条の十七第一項第七号中「株式等を」を「議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に、「所有し、」を「保有し、」に改め、同項第八号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第五十四条の十八の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改める。

第五十五条の二中「第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）」を「第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条まで（商業帳簿）」に改め、「この場合において」の下に「、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」と、同条第四項中「貸借対照表ハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と」を加える。

第六十四条中「第四百十七条から第四百二十四条まで」を「第四百十七条、第四百十八条、第四百十九条第一項及び第三項本文、第四百二十条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第四百二十一条から第四百二十四条まで」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に、「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に改め、「第二百五十九条」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集権者）、第二百五十九条ノ二」に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「、第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第三項及び第五項中「第一項ニ掲グルモノ」とあるのは「第一項ニ掲グル書類」と、同条第六項」に、「ニ掲グル書類（」を「ニ掲グルモノ（」に、「ニ掲グル書類）」を「ニ掲グルモノ）」に、「商法第二百五十四条ノ二」を「商法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同法第二百五十四条ノ二」に改め、「「信用金庫法、本法」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を、「準用スル第二百六十七条第一項」と」の下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加える。

第九十一条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号の二中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に改め、同項第五号中「第二百四十四条第一項若しくは第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「商法第二百四十四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に改め、同項第九号中「第四百二十条」を「第四百二十条第一項、第三項、第五項又は第六項」に改め、同項第十号の三中「第七条第一項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　信用金庫又は信用金庫連合会は、信用金庫法第五十三条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号の業務を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第四十五条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「並びに第二百四十四条第一項及び第二項」を「及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「、商法」を「、及び商法」に、「、それぞれ「漁船損害等補償法第三十七条第三項」を「漁船損害等補償法第三十七条第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第四十六条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「場合」の下に「又は新株予約権証券を発行している場合（新株予約権原簿にすべての新株予約権者の氏名及び住所の記載又は記録がある場合を除く。）」を加える。

第十四条第一項中「の社債権者」の下に「又は新株予約権者」を、「、社債権者」の下に「又は新株予約権者」を、「社債原簿」の下に「若しくは新株予約権原簿」を、「記載し」の下に「、若しくは記録し」を、「又は社債権者」の下に「若しくは新株予約権者」を加え、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第三項中「記載し」の下に「、若しくは記録し」を加える。

第五十二条第一項中「新株」の下に「、新株予約権」を加える。

第百三十条第一項及び第二項並びに第百三十一条の二第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二百十一条第二項中「新株」の下に「、新株予約権」を加える。

第二百十二条の次に次の一条を加える。

（新株予約権の発行）

第二百十二条の二　会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　この項の規定による更生計画の定めに基づき発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

二　商法第二百八十条ノ二十第二項第二号、第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項

三　新株予約権の割当てに関する事項

四　新株予約権の行使によって新株を発行する場合におけるその新株の発行によって増加すべき資本及び準備金の額

2　会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　この項の規定による更生計画の定めに基づき発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項

三　各新株予約権の発行価額及び払込期日（この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。）

3　前二項に定める場合を除き、会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　この項の規定による更生計画の定めに基づき発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

二　第一項第二号に掲げる事項

三　前項第三号に掲げる事項（無償で発行する場合においてはその旨及び発行する日）

四　新株予約権の行使によって新株を発行する場合における新株予約権の発行価額及びその行使に際して払い込むべき額との合計額中資本に組み入れない額

第二百二十三条の二第六号中「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二　完全親会社となる会社が株式交換に際して完全子会社となる会社の発行した新株予約権に係る義務を承継するときは承継後の各新株予約権の目的となる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに当該新株予約権についての商法第二百八十条ノ二十二第二項第四号から第八号までに掲げる事項

第二百二十三条の三第四号中「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　設立する完全親会社が株式移転に際して完全子会社となる会社の発行した新株予約権に係る義務を承継するときは承継後の各新株予約権の目的となる設立する完全親会社の株式の種類及び数並びに当該新株予約権についての商法第二百八十条ノ二十第二項第四号から第八号までに掲げる事項

第二百二十五条の二第四号並びに第二百二十五条の三第一項第六号及び第二項第五号中「、又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第二百二十六条第一項中「あらたに払込」を「新たに払込み」に、「左に」を「次に」に改め、同項第五号中「割当」を「割当て」に改め、同項第九号中「但し」を「ただし」に改め、同項に次の三号を加える。

十一　新会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行するときは、第二百二十二条の二第一項各号に掲げる事項

十二　新会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、第二百二十二条の二第二項各号に掲げる事項

十三　前二号に定める場合を除き、新会社が新株予約権を発行するときは、第二百二十二条の二第三項各号に掲げる事項

第二百二十六条第二項第一号中「第十号」を「第十三号」に改め、同項第三号中「あらたに」を「新たに」に改める。

第二百五十三条の二第一項中「第二百二十一条の二」を「第二百十一条第二項」に改める。

第二百五十五条第四項中「通知シ且」の下に「新株予約権証券又ハ」を加え、同条に次の一項を加える。

8　前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされているときは、当該嘱託書又は申請書に添付すべき書面に代えて、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録をいう。）を当該嘱託書又は申請書に添付しなければならない。

第二百五十五条の次に次の見出し及び二条を加える。

（新株予約権の発行に関する商法等の規定の特例）

第二百五十五条の二　第二百二十二条の二第一項の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に新株予約権者となる。

2　前項の場合においては、商法第二百八十条ノ二十二（発行条件の均等）及び第二百八十条ノ二十七（株主の新株予約権の引受権）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、新株予約権の引受権に関する定款の定めに拘束されず、商法第二百八十条ノ三十七第四項（新株予約権の行使）において準用する同法第百七十八条に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第二百五十五条の三　第二百二十二条の二第二項又は第三項の規定により、更生計画において会社が新株予約権を発行することを定めたときは、計画の定めによって新株予約権を発行することができる。

2　前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第二百八十条ノ三十九第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、前条第三項及び商法第二百八十条ノ二十六（新株予約権の引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権証券又ハ無記名式ノ社債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」と読み替えるものとする。

4　更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5　第一項の場合においては、会社の新株予約権の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、新株予約権の申込み及び引受けを証する書面並びに各新

株予約権につき払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6　第二百五十五条第八項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について準用する。

第二百五十六条第一項中「あらたに払込」を「新たに払込み」に改め、「で社債」の下に「（新株予約権付社債を除く。次条において同じ。）」を加える。

第二百五十七条第四項を削り、同条を第二百五十六条の二とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（新株予約権付社債の発行に関する商法等の規定の特例）

第二百五十六条の三　第二百二十三条の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

2　前項の場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第三百四十一条ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、新株予約権付社債の引受権に関する定款の定めに拘束されず、商法第三百四十一条ノ十三において準用する同法第百七十八条に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第二百五十七条　前条に定める場合を除き、第二百二十三条の規定により更生計画において会社が新株予約権付社債を発行することを定めたときは、計画の定めによって新株予約権付社債を発行することができる。

2　前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第三百四十一条ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、前条第三項及び商法第三百四十一条ノ四（新株予約権付社債の引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権証券又ハ無記名式ノ社債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」と読み替えるものとする。

4　更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせて新株予約権付社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5　第一項の場合においては、会社の新株予約権付社債に係る新株予約権の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、新株予約権付社債の申込み及び引受けを証する書面並びに各新株予約権付社債につき払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6　第二百五十五条第八項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について準用する。

第二百五十七条の二第四項中「公告等」の下に「及び第三百五十九条ノ二（新株予約権証券の提出の公告等）」を加え、「同条」を「同法第三百五十九条」に、「とする」を「と、同法第三百五十九条ノ二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百五十七条の二第四項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とする」に改め、同条第六項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第七項中「（昭和三十八年法律第百二十五号）」を削り、「第八十九条の二第一項第一号」を「第八十九条の三第一項第一号」に、「株式交換による変更の登記」を「株式交換の登記」に改め、同条第八項中「第八十九条の二第一号」を「第八十九条の三第一項第一号」に改め、同条に次の三項を加える。

9　第二百五十五条第八項の規定は、前二項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について準用する。

10　第八項の登記の申請書に添付すべき議事録又は最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（商業登記法第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録をいう。）を当該申請書に添付しなければならない。

11　第一項の場合においては、完全親会社となる会社が完全子会社となる会社の新株予約権に係る義務を承継したときは、株式交換による新株予約権の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第八十九条の三第二項に掲げる書面のほか、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二百五十七条の三第四項中「公告等」の下に「及び第三百六十八条ノ二（新株予約権証券の提出の公告等）」を加え、「同条」を「同法第三百六十八条」に、「あるのは」を「あるのは」に、「とする」を「と、同法第三百六十八条ノ二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百五十七条の三第四項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とする」に改め、同条第六項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第七項中「第八十九条の三第一項」を「第八十九条の四第一項」に、「第八十九条の二第二号」を「第八十九条の三第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

8　第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき定款又は議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十八条第六項を次のように改める。

6　第二百二十四条第六号又は第二百二十五条第五号の規定により株主に新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主は、合併の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八

条の規定は、適用しない。

第二百五十八条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「前二項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第二百五十五条第八項の規定は前二項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき定款又は議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十八条に次の一項を加える。

13　第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の申請書に添付すべき議事録又は最終の貸借対照表が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十八条の二第五項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第六項中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の七第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき定款又は議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十八条の三第五項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第七項及び第八項中「第八十九条の六」を「第八十九条の八」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第二百五十五条第八項の規定は前二項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき議事録又は最終の貸借対照表が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十九条第二項中「株式」の下に「、新株予約権」を加え、「割当」を「割当て」に改め、「又は株主」の下に「（新たに払込みをしない者に限る。）」を、「、株主」の下に「、新株予約権者」を加え、同条第三項中「第二百五十四条第四項」の下に「、第二百五十五条の三、第二百五十六条の二」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第二百五十五条第八項の規定は、前項の登記の嘱託書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について準用する。

第二百六十条第二項中「商法」の下に「第百六十六条第三項（電磁的記録に関する規定の定款への準用）」を、「株式申込証」の下に「の用紙」を加え、「転換株式」を「転換予約権付株式」に改め、同条第四項中「あらたに払込」を「新たに払込み」に、「社債」を「新株予約権若しくは社債」に改め、「に株主」の下に「、新株予約権者」を加え、同条第五項中「第百六十六条第二項」を「第百六十六条第四項」に改め、同条第六項中「第六項まで」の下に「、第二百五十五条の三、第二百五十六条の二」を加え、同条第七項中「外」を「ほか」に、「申込」を「申込み」に、「引受」を「引受け」に、「調査報告書」を「調査報告を記載した書面」に、「払込を」を「払込みを」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条に次の一項を加える。

8　第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百六十二条第一項中「第二百五十四条第一項」の下に「、第二百五十五条の二第一項」を、「第二百五十六条第一項」の下に「、第二百五十六条の三第一項」を、「の株主」の下に「、新株予約権者」を、「第二百十三条第二項」の下に「、第二百八十条ノ三十六第二項（同法第三百四十一条ノ十二において準用する場合を含む。）」を、「第三百五十九条第一項」の下に「（同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。）」を、「第三百六十八条第一項」の下に「（同法第三百六十八条ノ二において準用する場合を含む。）」を、「より株券」の下に「、新株予約権証券又は債券」を、「、株券」の下に「、新株予約権証券」を加え、「、端株主」を「端株主」に改め、「確認」の下に「、その者が新株予約権者であるとき（同法第二百八十条ノ二十第二項第九号に掲げる事項の定めがある場合に限る。）は新株予約権証券の交付又は新株予約権者であることの確認」を、「及び株主」の下に「、新株予約権者」を加え、同条第二項中「株主」の下に「、新株予約権者」を、「、従前の株券」の下に「、新株予約権証券」を加え、同条第四項中「株券」の下に「、新株予約権証券」を、「株主」の下に「、新株予約権者」を加える。

第二百六十三条中「株主」の下に「、新株予約権者」を、「、株券」の下に「、新株予約権証券」を加える。

第二百六十四条中「株式」の下に「、新株予約権」を加える。

第二百六十六条中「定」を「定め」に改め、「株式」の下に「、新株予約権」を加え、「売出」を「売出し」に改める。

第二百九十条第三号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　会社更生法第二百二十三条の規定により転換社債又は新株引受権付社債の発行に関する事項を定めた更生計画についてこの法律の施行前に認可の決定があった場合においては、当該更生計画に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（長期信用銀行法の一部改正）

第四十八条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第八号中「株式（議決権のあるものに限る。以下同じ。）又は持分（以下「株

式等」という。）を「議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に、「株式等を」を「議決権を」に、「所有し、」を「保有し、」に改め、同項第九号中「株式等」を「議決権」に、「株式の」を「議決権の」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。第十六条の二第一項において同じ。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）」を「総株主又は総社員の議決権」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等の」を「総株主又は総社員の議決権の」に改め、同条第三項中「会社が所有する株式等」を「会社が保有する議決権」に、「株式等（」を「株式又は持分に係る議決権（」に、「、議決権を行使し、又は議決権の」を「行使し、又はその」に、「定める株式等」を「定める議決権」に、「株式等で」を「株式又は持分に係る議決権で」に、「として議決権を行使し、又は議決権の」を「として行使し、又はその」に改め、同条第五項及び第七項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第十六条の二の見出し中「株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式又は」を「議決権又は」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「所有する者」を「保有する者」に、「長期信用銀行株式大量所有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者」に、「所有する株式の数」を「保有する議決権の数」に改め、同項第一号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に改め、同条第二項中「長期信用銀行株式大量所有者が所有する株式」を「長期信用銀行議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第十六条の二の二第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「株式の取得」を「議決権の取得」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加え、同項第二号中「株式を所有している」を「議決権を保有している」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第五項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「所有する株式」を「保有する議決権」に改める。

第十六条の二の三第一号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第二号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第十六条の二の四第一項第一号中「株式」を「議決権」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加える。

第十六条の四第一項第八号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第十七条中「株式所有」を「議決権保有」に、「、銀行株式大量所有者」を「、銀行議決権大量保有者」に、「長期信用銀行株式大量所有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二十条第二項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二十七条中「長期信用銀行株式大量所有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

附則第八項中「第二百四十二条第三項（無議決権株の総数）」を「第二百二十二条第五項及び第六項（議決権制限株式の総数）」に改める。

（航空法の一部改正）

第四十九条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の二第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

（酒税法の一部改正）

第五十条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第五号中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四項において同じ。）」を加える。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第五十一条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第二百三十二条第一項及び第二項」を「第二百三十二条第一項及び第三項」に、「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「第二百四十四条第二項中」を「第二百四十四条第三項中」に、「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、」に改める。

第二十九条第二項中「第二百二十四条第一項及び第二項」を「第二百二十四条第一項及び第三項」に改める。

第三十三条中「第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を、「商法第二百五十九条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第三十条第一項」との下に「、同法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」を加える。

第三十九条中「第二百四十四条第一項及び第二項（株主総会の議事録）並びに」を「第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び」に、「第二百四十四条第二項中」を「第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、」に改める。

第五十七条第一項中「第二百三十二条第一項及び第二項」を「第二百三十二条第一項及び第三

項」に、「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「第二百四十四条第二項中」を「第二百四十四条第三項中」に、「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、」に、「、「設立委員」を「設立委員」に改める。

第五十八条第一項中「から第四百十九条」の下に「（第二項及び第三項ただし書を除く。）」を、「第四百二十七条」の下に「（第二項を除く。）」を加え、「書類」を「資料」に、「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第二項及び第三項」に改め、「、第二百五十九条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を加え、「同法第四百十九条」を「同法第四百十九条第一項及び第三項本文」に改め、「第一項中「分配」とあるのは「処分」と」の下に「、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」を、「「裁判所」とあるのは「財務大臣」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」を加える。

第九十一条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

第百一条第六号中「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第五十二条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第八項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第五十条中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「、「商工会議所法第四十五条」」を「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第五十三条中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第六十七条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第七十三条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第四十五条」と」の下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加える。

第七十六条第四項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

（労働金庫法の一部改正）

第五十三条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第七項中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第三十四条第五項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）」を「総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第五章の二において同じ。）をいう。以下同じ。）」に、「数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する」を「議決権を保有する」に、「その発行済株式の総数等」を「その総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第六項中「子会社が所有する株式等」を「子会社が保有する議決権」に、「信託財産として所有する株式等」を「信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権」に、「、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は」を「行使し、又はその行使について当該金庫若しくは」に、「内閣府令・厚生労働省令で定める株式等」を「内閣府令・厚生労働省令で定める議決権」に、「信託財産である株式等」を「信託財産である株式又は持分に係る議決権」に、「として議決権を行使し、又は議決権の行使について」を「として行使し、又はその行使について」に改める。

第三十九条の二第十項中「第四条から第十一条まで（会計監査人の資格、権限等）」を「第四条から第六条の四まで（会計監査人の資格等）、第七条（第一項第二号を除く。）（会計監査人の権限等）、第八条から第十一条まで（会計監査人の損害賠償責任等）」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、「労働金庫法第三十九条の二第一項」の下に「の書類」を、「第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と」の下に「、同法第七条第一項第一号中「及び資料が書面で作られているときは、その書面」とあるのは「その他の書類」と」を加え、「書類」を「もの」に改め、「「貸借対照表及び損益計算書」と」の下に「、「これらのもの」とあるのは「これらの書類」と」を加える。

第四十二条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで

並びに第二百六十八条」に、「第二百五十九条」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集権者）、第二百五十九条ノ二」に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「労働金庫法第三十五条」との下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を、「準用スル第二百六十七条第一項」との下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と、同法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」を加える。

第五十四条中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「、「労働金庫法第四十九条」を「労働金庫法第四十九条」と、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」」に改める。

第五十八条第十三項中「及び第三百四十一条ノ十六第三項（新株引受権付社債に付された新株の引受権」を「、第二百八十条ノ三十七第四項（新株予約権の行使についての準用規定）及び第三百四十一条ノ十三第三項（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使」に、「及び第三百四十一条ノ十六第三項並びに」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及び第三百四十一条ノ十六第二項」を「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

第五十八条の三第一項第二号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第五十八条の四の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「担保権の実行」の下に「による株式又は持分の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等を」を「議決権を」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第五十八条の五第一項第四号中「株式等を」を「議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に、「所有し、」を「保有し、」に改め、同項第五号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第五十八条の六の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に改める。

第五十九条の二中「第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）」を「第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条まで（商業帳簿）」に改め、「この場合において」の下に「、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と」を加える。

第六十八条中「第四百十七条から第四百二十四条まで（清算人の決定、清算人の職務）」を「第四百十七条（清算人の決定）、第四百十八条（清算人の届出）、第四百十九条第一項及び第三項本文（会社財産調査義務）、第四百二十条第一項、第三項及び第五項から第七項まで（計算書類の作成等）、第四百二十一条から第四百二十四条まで（会社債権者に対する公告、弁済等）」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に、「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に改め、「第二百四十四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第二百五十九条」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集権者）、第二百五十九条ノ二」に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第三項及び第五項中「第一項ニ掲グル書類」と、同条第六項」に、「ニ掲グル書類」を「ニ掲グルモノニ」に、「ニ掲グル書類」を「ニ掲グルモノ（に、「ニ掲グル書類」を「ニ掲グルモノ）」に、「商法第二百五十四条ノ二」を「商法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」と、同法第二百五十四条ノ二」に改め、「労働金庫法、本法」との下に「、同法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を、「準用スル第二百六十七条

第一項」と」の下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加える。

第百一条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号の二中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に改め、同項第五号中「第二百四十四条第一項若しくは第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第二百四十四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に改め、同項第九号中「第四百二十条」を「第四百二十条第一項、第三項、第五項又は第六項」に改め、同項第十号中「第七条第一項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条　労働金庫又は労働金庫連合会は、労働金庫法第五十八条第二項第十四号又は第五十八条の二第一項第十二号の業務を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十一項及び第十二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第四十一条の十二第二十三項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第四号において同じ。）」を加える。

第四十二条の三第一項第四号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第六十六条の四第七項中「書類若しくは帳簿又はこれらの写し」を「帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第九項及び第十二項第二号において同じ。）又はその写し」に改め、同条第八項及び第九項中「書類若しくは帳簿又はこれらの写し」を「帳簿書類又はその写し」に改め、同条第十二項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第六十八条の三の五第六項中「書類若しくは帳簿又はこれらの写し」を「帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第八項及び第十一項第二号において同じ。）又はその写し」に改め、同条第七項及び第八項中「書類若しくは帳簿又はこれらの写し」を「帳簿書類又はその写し」に改め、同条第十一項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第八十三条の七第一項第一号ロ及びハ、第二項第一号イ並びに第三項第一号イ中「記載が」を「定めが」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第五十六条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに第四百二十八条」を「及び第四百二十八条」に、「、「内航海運組合法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」を「内航海運組合法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第四十一条中「第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を、「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を、「商法第二百五十九条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中」を削り、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第三十四条第二項」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項第一号中「資料が書面で作られているときは、その書面の」とあるのは「資料の書面による」と」を加える。

第五十条中「第二百四十四条第一項及び第二項並びに」を「第二百四十四条第一項から第三項まで及び」に、「、「内航海運組合法第四十五条」と、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」」に改める。

第五十五条中「第四百十七条から第四百十九条まで」を「第四百十七条、第四百十八条、第四百十九条第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に改め、「、第二百五十九条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中」を削り、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を、「第三十四条第二項」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第七十四条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第七号中「第二百四十四条第一項若しくは第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に改め、同条第十一号及び第十二号中「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第五十七条　生活衛生関係営業の運営の適正化及

び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「及び第二項（株主総会の議事録）並びに」を「から第三項まで（株主総会の議事録）及び」に、「商法第二百四十三条」を「同法第二百四十三条」に、「商法第二百四十四条第二項」を「同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項」に改める。

第三十九条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第二項から第七項まで並びに第二百六十八条」に改め、「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（に改め、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「商法第二百六十条ノ二第二項」を「同法第二百六十一条第三項」を「同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項」に改め、「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第四十八条中「及び第二項（株主総会の議事録）並びに」を「から第三項まで（株主総会の議事録）及び」に、「商法第二百四十三条」を「同法第二百四十三条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「第四十三条」と」の下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加える。

第五十二条中「第四百十九条」を「第四百十九条第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（に改め、「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に、「商法第二百六十一条第三項」を「同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項」に改め、「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加え、「商法第四百二十一条第一項」を「同法第四百二十一条第一項」に改める。

第七十条第五号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に改め、同条第九号中「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第五十八条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第一項中「同条第一項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第三項中「同条第一項第四号」を「第一項第四号」に、「同条第三項を」を「第三項を」に改め、「第二百五十六条ノ三」の下に「（第三項を除く。）」を、「、商法」の下に「第二百五十六条ノ三第七項中「書面及第三項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」とあるのは「書面」と、同法」を加え、同条第五項中「同条第二項第三号」を「第二項第三号」に改める。

第百条の七第四項中「第二項」を「第四項」に改める。

第百条の十五第二項中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第百条の十五第一項ノ書面」と読み替えるものとする。

第百十条第七号中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改める。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第五十九条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「並びに第二百四十四条第一項及び第二項」を「及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「、「たばこ耕作組合法第二十五条」を「たばこ耕作組合法第二十五条」と、商法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」」に改める。

第三十九条第七項中「並びに第二百四十四条第一項及び第二項」を「及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、「同法第二百四十四条第二項中」を「同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第六十条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条中「帳簿若しくは書類」を「帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百八十八条第二号において同じ。）」に改める。

第百八十八条第二号を次のように改める。

二　第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第六十一条　小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項第二号中「発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額」を「総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）」に、「数又は額の株式又は出資を所有する」を「議決権を有する」に改める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　前条の規定による改正前の小売商業調整特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第一条の二第三項第二号に規定する大企業者で前条の規定による改正後の小売商業調整特別措置法第一条の二第三項第二号に規定する大企業者でないものに係る旧法第十四条の二第一項又は第十六条の二第一項の規定による申出であってこの法律の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

（商工会法の一部改正）

第六十三条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「第十五条、」を「第十五条並びに」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第四十七条中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「、「商工会法第四十三条」を「商工会法第四十三条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第六十四条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作られているときは、書面に代えて電磁的記録（経済産業省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第三十二条第二項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録（経済産業省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第三十五条の四第三項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録（経済産業省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第三十五条の六中「記載した」を「記載し、若しくは記録した」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六十五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第百二十六条中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（商店街振興組合法の一部改正）

第六十六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第六項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第五十六条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に改め、「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（」に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第四十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第六十五条中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「、「商店街振興組合法第六十条」を「商店街振興組合法第六十条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第七十八条中「第四百十九条」を「第四百十九条第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（」に、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に改め、「第四十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第九十三条第六号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「第四百十九条」を「第四百十九条第一項」に改め、同条第十一号中「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）

第六十七条　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債（以下「新株等」という。）」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産

業省令で定めるものをいう。以下同じ。）に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同項第三号中「新株等」を「新株、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「新株等」という。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同項第四号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債」に、「転換社債のすべてが株式に転換され、又は当該引受けに係る新株引受権付社債に付された新株の引受権」を「新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「規程」を「規則」に改め、同条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二　新株予約権の引受けの対象業種、新株予約権の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の引受けの限度及び新株予約権の行使の時期

三　新株予約権付社債等の引受けの対象業種、新株予約権付社債等の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権付社債等の引受けの限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債に

あつては、当該社債に付された新株予約権の内容に関する基準及び新株予約権の行使の時期

第九条中「書類」を「資料（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」に改める。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「規程」を「規則」に改め、同条第四号中「関する書類」を「関する資料」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「これらの書類」を「これらのもの」に改める。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　この法律の施行の際に商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業投資育成株式会社法第五条に規定する中小企業投資育成株式会社の事業の範囲及び同法第六条に規定する事業に関する規程に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（商業登記法の一部改正）

第六十九条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「その附属書類」の下に「（第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十条第二項及び第百十四条の二において同じ。）」を加える。

第十条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2　登記簿の附属書類についても、利害関係がある部分に限り、前項と同様とする。この場合において、第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

第十二条の二第一項第一号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

（申請書に添付すべき電磁的記録）

第十九条の二　登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面（委任による代理人の権限を証する書面並びに第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書を除く。）につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を当該申請書に添付しなければならない。

第二十二条中「書面」の下に「（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）」を加える。

第二十四条各号列記以外の部分中「附し」を「付し」に改め、同条第三号中「すでに」を「既に」に改め、同条第八号中「書面」の下に「（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）」を加え、「添附し」を「添付し」に改め、同条第九号中「添附書面の」を「添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加え、「添附書面又は」を「添付書面又は」に改め、同条第十五号中「抹消され」を「抹消され」に改める。

第五十八条第二項中「添附書類」を「添付書類（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）」に改める。

第八十条第四号中「調査報告書及び」を「調査報告並びに」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に、「これらの」を「その」に改める。

第八十二条第二号中「調査報告書」を「調査報告」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に、「これらの」を「その」に改める。

第八十二条の二を次のように改める。

（新株予約権の行使による変更の登記）

第八十二条の二　新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、商法第二百八十条ノ三十七第一項又は第三百四十一条ノ十三第一項の請求書の提出を証する書面及び次の各号のいずれかに掲げる書類を添付しなければならない。

一　前条第四号に掲げる書面

二　商法第三百四十一条ノ三第一項第七号の請求があつたことを証する書面

三　商法第三百四十一条ノ三第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての決議があつたことを証する書面

第八十二条の三を削る。

第八十三条の見出し中「転換株式等」を「転換予約権付株式」に改め、同条中「転換株式又は転換社債」を「転換予約権付株式」に、「株式又は社債の転換の請求」を「当該転換の請求があつたこと」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（強制転換条項付株式の転換による変更の登記）

第八十三条の二　強制転換条項付株式の転換による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　商法第二百二十二条ノ八の定款に定める事由の発生を証する書面

二　商法第二百二十二条ノ九第二項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条を次のように改める。

（新株予約権の登記）

第八十九条　新株予約権の登記（第八十九条の三第二項の場合を除く。）の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　新株予約権又は新株予約権付社債の申込み及び引受けを証する書面

二　商法第二百八十条ノ二十九第一項又は第三百四十一条ノ七第一項の払込みがあつたことを証する書面（無償で新株予約権を発行した場合を除く。）

第八十九条の八を第八十九条の十とする。

第八十九条の七第二項中「第八十九条の五」を「第八十九条の七」に改め、同条を第八十九条の九とする。

第八十九条の六第五号中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第八号中「第三百七十四条ノ十七第七項」を「第三百七十四条ノ十七第六項」に改め、同条を第八十九条の八とする。

第八十九条の五第一項第六号中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条を第八十九条の七とする。

第八十九条の四の前の見出しを削り、同条を第八十九条の六とし、同条の前に見出しとして「（会社分割の登記）」を付する。

第八十九条の三第一項第一号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同条を第八十九条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（同時申請）

第八十九条の五　商法第三百五十二条第三項本文又は第三百六十四条第三項本文の場合においては、本店の所在地における当該株式交換又は当該株式移転により完全子会社となる会社がする当該株式交換又は当該株式移転による新株予約権の登記の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に当該株式交換により完全親会社となる会社又は当該株式移転により設立される完全親会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2　次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める登記の申請（本店の所在地におけるものに限る。）は、同時にしなければならない。

一　商法第三百五十二条第三項本文の場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該株式交換により完全子会社となる会社がする当該株式交換による新株予約権の登記の変更の登記の申請及び当該株式交換により完全親会社となる会社がする第八十九条の三第二項の登記の申請

二　商法第三百五十二条第三項本文の場合（当該株式交換により完全親会社となる会社が第八十九条の三第一項の登記をすべき場合に限る。）　前号に定める登記の申請及び第八十九条の三第一項の登記の申請

三　商法第三百六十四条第三項本文の場合　当該株式移転により完全子会社となる会社がする当該株式移転による新株予約権の登記の変更の登記の申請及び第八十九条の四の登記の申請

3　第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

4　第八十九条の十の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

第八十九条の二の見出しを「（株式交換の登記）」に改め、同条中「変更の登記」の下に「（当該株式交換により完全親会社となる会社がするものに限る。）」を加え、同条第四号中「第三百五十三条第六項」を「第三百五十三条第七項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八十九条の三とする。

2　株式交換による新株予約権の登記の申請書には、前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる書面を添付しなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（新株予約権の消却による変更の登記）

第八十九条の二　新株予約権の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　商法第二百八十条ノ二十第二項又は第三百四十一条ノ三第一項の決議において新株予約権の消却をすることができる事由として定められた事由の発生を証する書面

二　商法第二百八十条ノ三十六第二項（同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告（消却される新株予約権について新株予約権証券を発行していないときは、同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定による通知）をしたことを証する書面

第九十条第六号中「第四百八条第四項又は第五項」を「第四百八条第五項又は第六項」に改める。

第九十五条第二号中「調査報告書及び」を「調査報告並びに」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に、「これらの」を「その」に改める。

第九十七条の二第一項第三号中「第八十九条の五」を「第八十九条の七」に改める。

第九十七条の三中「第八十九条の六」を「第八十九条の八」に改める。

第百一条中「第八十九条の四、第八十九条の七、第八十九条の八」を「第八十九条の六、第八十九条の九、第八十九条の十」に改める。

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　商法等の一部を改正する法律附則第六

条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権並びに同法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債についての登記に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（漁業災害補償法の一部改正）

第七十一条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「並びに第二百四十四条第一項及び第二項」を「及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「、商法」を「、及び商法」に、「漁業災害補償法第三十三条第三項」を「漁業災害補償法第三十三条第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第四十五条第九項中「並びに第二百四十四条第一項及び第二項」を「及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

（所得税法の一部改正）

第七十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第百四十五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「仮装して記載」の下に「し又は記録」を、「不実の記載」の下に「又は記録」を加える。

第百五十条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「仮装して記載し」の下に「又は記録し」を、「その記載」の下に「又は記録をした」を加える。

第二百二十四条の三第二項第一号中「及び新株引受権」を「、新株の引受権及び新株予約権」に改め、同項第三号中「転換社債」を「新株予約権付社債」に、「を含む。）及び新株引受権付社債」を「及び」に改める。

第二百三十四条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十二条第九号において同じ。）」を加える。

第二百四十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第九号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条　この法律の施行の日前にされた商法等の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する決議に基づき付与する新株の引受権又は同法附則第七条第一項前段又は同項後段に規定する決議に基づき発行する新株引受権付社債（旧商法第三百四十一条ノ八第二項第五号に掲げる事項の定めがあるものに限る。）に係る前条の規定による改正後の所得税法（以下この条において「新所得税法」という。）の規定の適用については、新所得税法第二百二十四条の三第二項第一号に規定する新株予約権付社債には、当該転換社債又は当該新株引受権付社債を含むものとする。

（法人税法の一部改正）

第七十四条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条第二号中「仮装して記載」の下に「し又は記録」を、「不実の記載」の下に「又は記録」を加える。

第百二十七条第一項第三号及び第二項第三号中「仮装して記載」の下に「し又は記録をした」を加える。

第百五十三条中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項及び第百六十二条第三号において同じ。）」を加える。

第百六十二条中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第三号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第七十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(一)ヌ中「転換社債、新株引受権付社債若しくは新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記又は第二回以後の転換社債若しくは新株引受権付社債の払込みによる変更の登記」を「新株予約権の登記」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条　この法律の施行の日前にされた商法等の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する決議に基づき付与する新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記又は同日前にされた同法附則第七条第一項前段若しくは同項後段に規定する決議に基づき発行する転換社債若しくは新株引受権付社債の登記（第二回以後の払込みによる変更の登記を含む。）に係る登録免許税については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第七十七条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号中「第四百八条第三項から第五項まで」を「第四百八条第四項から第六項まで」に改める。

第八条の二第二項中「第三条第一項第七号から第九号まで」を「第三条第一項第四号から第六号まで」に改め、同条第三項中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「合併転換法ニ於テ準

2　この法律の施行の日前にされた商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項前段又は同項

用スル商法第四百八条ノ二第一項ニ掲グル書類」と読み替えるものとする。

第十二条第二項中「商法第二百四十五条ノ三」を「商法第二百四条ノ二第二項及び第三項（電磁的方法による請求）の規定は前項の通知について、同法第二百四十五条ノ三」に、「規定は、」を「規定は」に改め、「について」の下に「、それぞれ」を加える。

第十二条の二第二項中「第二百四十五条ノ三第二項から第五項まで」を「第二百四十五条ノ三第三項から第六項まで」に改める。

第十三条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　商法第二百四条ノ二第二項及び第三項（電磁的方法による請求）の規定は、第一項第一号の通知及び請求について準用する。

第二十一条第一項中「第四百十四条ノ二」の下に「（同条第二項において同法第二百八十一条第三項並びに第四百八条ノ二第三項第三号及び第四号を準用する部分を除く。）」を加える。

第三十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第八号中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「不実の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第七十八条　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第四号を次のように改める。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有することとなつたとき。

第二十二条第一項第五号中「過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している」を「議決権の過半数を保有している」に、「過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しない」を「議決権の過半数を保有しない」に改め、同項第六号中「過半数の株式又はその過半数の出資」を「議決権の過半数」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第二項中「過半数の株式又は過半数の出資の所有」を「議決権の過半数の保有」に、「その所有」を「その保有」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第七十九条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第五号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号及び第十三項において同じ。）」に、「株式を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第六項中「議決権のない株式」を「議決権を行使することができる事項のない株式」に改め、同条第十三項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式を所有する」を「議決権を保有する」に改める。

第四十二条第八項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第六十四条の二第四項中「の株式への転換」の下に「の請求」を加え、「転換により発行された他の」を「転換の請求により発行された他の」に、「が株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された」を「に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された」に改める。

第六十六条第一項中「議事録」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。）で作成されているものを含む。第百六条第三項において同じ。）」を加える。

第八十六条第一項中「第三百五十三条第四項」を「第三百五十三条第五項」に、「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改め、同条第二項中「第三百五十三条第五項」を「第三百五十三条第六項」に、「第四百八条第四項」を「第四百八条第五項」に改める。

第百五条第四項中「の株式への転換」の下に「の請求」を加え、「転換により発行された他の」を「転換の請求により発行された他の」に、「が株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された」を「に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された」に改める。

第百三十二条第九項中「第二百四十五条ノ三及び」を「第二百四十五条ノ三第一項、第三項及び第四項」に、「第二百四十五条ノ三第一項から第三項まで」を「第二百四十五条ノ三第一項、第二項及び第五項」を「同条第一項、第三項及び第六項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債であつて預金保険法第二条第六項に規定する劣後特約付社債に該当するものの転換により発行された株式及びこれについて分割又は併合された株式については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第八十一条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項本文又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十六条第二項本文」に、「公告する」を「貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項の一般電気事業会社は、商法第二百八十三条第五項又は株式会社の監査等に関する

商法の特例に関する法律第十六条第三項の規定により当該各項に規定する措置を執る場合には、当該各項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

第五十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第三十条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第八十二条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第九項中「第二百四十五条ノ三及び」を「第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで並びに」に改める。

（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正）

第八十三条　中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額」を「総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）」に、「数又は額の株式又は出資」を「議決権」に、「所有する」を「有する」に改める。

（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条　前条の規定による改正前の中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項第二号に規定する大企業者で前条の規定による改正後の中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第二条第二項第二号に規定する大企業者でないものに係る旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定による申出であってこの法律の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、指導、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

（森林組合法の一部改正）

第八十五条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「、本法」との下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第五十三条第一項」との下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百七十五条ノ四中「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加える。

第六十四条中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「、「森林組合法第六十条の二第三項」を「森林組合法第六十条の二第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」」に改める。

第七十七条第八項中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第九十二条中「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に、「から第二百五十九条ノ三まで」を「、第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三まで」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「、本法」との下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第百条第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに第二百五十二条」を「及び第二百五十二条」に改め、「第六十条の二第三項」との下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加え、同条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに第二百五十二条」を「及び第二百五十二条」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

（農住組合法の一部改正）

第八十六条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに第二百五十二条」を「及び第二百五十二条」に、「読み替える」を「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替える」に改める。

第六十六条第七項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに第二百五十二条」を「及び第二百五十二条」に、「、「農住組合法第六十六条第一項」を「農住組合法第六十六条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」」に改める。

（銀行法の一部改正）

第八十七条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項を次のように改める。

6　この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第

四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）をいう。

7　この法律において「株式等」とは、株式又は持分をいう。

第二条第八項中「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第九項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第十項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「所有する」を「保有する」に改め、同条第十一項中「株式の所有者が所有する株式等」を「議決権の保有者が保有する議決権」に、「株式等（」を「株式等に係る議決権（」に、「、議決権を行使し、又は議決権の」を「行使し、又はその」に、「当該株式の所有者」を「当該議決権の保有者」に、「定める株式等」を「定める議決権」に、「株式等で」を「株式等に係る議決権で」に、「として議決権を行使し、又は議決権の」を「として行使し、又はその」に改める。

第三条の二第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「所有される」を「保有される」に、「株式の数」を「議決権の数」に改め、同項第三号中「所有している」を「保有している」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「会社等集団所有株式数」を「会社等集団保有議決権数」に、「過半数の所有者」を「過半数の保有者」に改め、同項第四号中「会社等集団所有株式数」を「会社等集団保有議決権数」に改め、同項第五号中「過半数の所有者」を「過半数の保有者」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「合算株式数」を「合算議決権数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、同項第六号中「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「共同所有者」を「共同保有者」に、「株式の他の所有者」を「議決権の他の保有者」に、「当該株式を取得し」を「当該議決権に係る株式を取得し」に、「当該他の所有者」を「当該他の保有者」に、「過半数の所有者」を「過半数の保有者」に、「共同所有株式数」を「共同保有議決権数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、同条第二項中「所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所有者が所有する株式又は」を「保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する」に改める。

第四条第三項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式を」を「議決権を」に改める。

第十四条第二項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第十六条の二第一項第八号中「株式等を」を「議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に、「所有し、」を「保有し、」に改め、同項第九号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第十六条の三の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」の下に「による株式等の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第二十三条中「書類」を「資料」に改める。

第五十二条の二の見出し中「株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有者（」を「保有者（」に、「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に、「所有する株式」を「保有する議決権」に、「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に改め、同項第一号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「所有する」を「保有する」に、「所有者で」を「保有者で」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に改め、同条第二項中「銀行株式大量所有者が所有する株式」を「銀行議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第五十二条の三の見出し中「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に改め、同条第一項中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「所有する」を「保有する」に、「所有者と」を「保有者と」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第二項中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「大量の株式」を「大量の議決権」に改め、同条第三項中「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に改め、同条第五項中「銀行株式大量所有者が所有する株式」を「銀行議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第五十二条の四の見出し中「銀行株式所有届出書等」を「銀行議決権保有届出書等」に改め、同条第一項中「所有する株式」を「保有する議決権」に、「株式の発行者」を「議決権に係る株式の発行者」に、「所有の」を「保有の」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「特例対象株式」を「特例対象議決権」に、「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に、「株式の所有状況」を「議決権の保有状況」に改め、同条第二項中「特例対象株式に」を「特例対象議決権に」に、

「株式が特例対象株式以外の株式」を「議決権が特例対象議決権以外の議決権」に改め、同項第一号及び第二号中「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同項第三号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第四項中「銀行株式大量所有者が所有する特例対象株式」を「銀行議決権大量保有者が保有する特例対象議決権」に改める。

第五十二条の七（見出しを含む。）並びに第五十二条の八の見出し及び同条第一項中「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に改める。

第五十二条の九第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「株式の取得」を「議決権の取得」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加え、同項第二号中「株式を所有している」を「議決権を保有している」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十第一項イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第二号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十一及び第五十二条の十二第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十四中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十五第二項及び第五十二条の十六中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十七第一項第一号中「株式」を「議決権」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加える。

第五十二条の二十三第一項第八号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第五十二条の二十四の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」の下に「による株式等の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有し」を「保有し」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有し」を「保有し」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等を」を「議決権を」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第五十二条の三十四第三項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十三条第一項第七号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第二項第二号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第三号中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第四号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第五号中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第六号及び同条第三項第八号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式」を「議決権」に改める。

第五十五条第二項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第六十五条中「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第八十八条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第九条の四第一項中「第三百七十四条ノ十七第四項」を「第三百七十四条ノ十七第五項」に、「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改め、同条第二項中「第四百八条第四項」を「第四百八条第五項」に改める。

第十条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書面に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第十一条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第十条第四項の規定は、前項の分割計画書について準用する。

第十一条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第十条第四項の規定は、前項の分割契約書について準用する。

第十二条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第十条第四項の規定は、前項の譲渡契約書について準用する。

第十五条第一項中「顧客口座簿」の下に「を作成し、これ」を加え、同条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　顧客口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

第十六条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第十七条第一項中「参加者口座簿」の下に「を作成し、これ」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第三項を加える。

3　第十五条第三項の規定は、参加者口座簿について準用する。

第十七条の二第一項中「機関口座簿」の下に「を作成し、これ」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第三項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十五条第三項の規定は、機関口座簿について準用する。

第十八条の見出しを「（参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更）」に改め、同条中「記載事項」の下に「又は記録事項」を、「その記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十条第一項中「転換株式」を「転換予約権付株式」に改める。

第二十一条第一項中「転換株式」を「転換予約権付株式」に改め、「又は転換社債券」を削り、「、転換」の下に「の請求」を加え、「株式又は社債の」を削り、同条第二項中「転換株式」を「転換予約権付株式」に改め、「又は転換社債券」を削り、同条第三項中「又は社債券」を削る。

第二十二条を次のように改める。

（保管振替機関による新株の引受権等の行使）

第二十二条　前条の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　参加者が新株引受権証書及び新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によって新株の引受権の行使をする場合

二　参加者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券及び新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によって新株予約権の行使をする場合

第二十四条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第二十六条第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十七条の見出しを「（口座簿の記載又は記録の効力）」に改め、同条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改め、同条第二項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十九条第二項中「旨が記載され」の下に「、又は記録され」を加え、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改め、同条第三項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十条第二項中「第二百六十三条第一項」を「第二百六十三条第三項」に、「株主名簿の」を「株主名簿に係る」に改める。

第三十一条第一項第二号中「第三百四十一条ノ二ノ四第二項（同法第三百四十一条ノ十八において準用する場合を含む。）」を「第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項」に改め、同条第二項中「新株の引受権」の下に「若しくは新株予約権」を加え、同条第五項中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第三十二条第一項中「実質株主名簿」の下に「を作成し、これ」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第七項中「会社の実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求」を「次に掲げる請求を」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第八項とする。

一　会社の実質株主名簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　会社の実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその名義書換代理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

第三十二条第六項中「実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求」を「次に掲げる請求を」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第七項とする。

一　実質株主名簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその名義書換代理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

第三十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「を記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十五条第三項の規定は、実質株主名簿について準用する。

第三十三条の見出しを「（実質株主名簿の記載又は記録の効力）」に改め、同条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十四条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十六条中「写し」の下に「（参加者口座簿及び顧客口座簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」を加える。

第三十七条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第三十九条第二項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、同条第三項中「第三十二条第八項」に改め、同条第四項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、同条第五項中「第三十二条第三項及び第七項」を「第三十二条第四項及び第八項」に改め、同条第六項及び第七項中「第三十二条第七項」を「第三十二条第八項」に改め、同条第八項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改める。

第三十九条の二第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十九条の三第一項第一号中「第十条第五項、第十一条第五項、第十一条の四第五項又は第十二条第五項」を「第十条第六項、第十一条第六項、第十一条の四第六項又は第十二条第六項」に改める。

第四十二条中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第四十四条第一号中「又は」を「若しくは」に、「記載をして」を「記載をし、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をして」に改める。

第四十八条第九号中「準用する場合を含む。」の下に「この号において同じ。」を加え、「規定による参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写し」を「規定による写し若しくは書面」に、「参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写しを」を「第三十六条の写し若しくは書面を」に改める。

第四十九条第一号中「第三十二条第一項又は第五項」を「第三十二条第一項又は第六項」に改め、同条第二号中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に、「第三十二条第四項」を「第三十二条第五項」に、「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同条第三号中「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に、「第三十二条第七項」を「第三十二条第八項」に、「実質株主名簿等の」を「実質株主名簿等に係る」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十九条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債に関する有価証券の保管及び振替については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第九十条　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第六号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

附則第六条中「株式申込証」の下に「の用紙」を加える。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第九十一条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債」に改める。

第十七条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債」に改め、同条第四号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第九十二条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権付社債」に改める。

第六条第一項中「から、その氏名及び住所を株主名簿に記載」の下に「し、又は記録」を、「は、その氏名及び住所を株主名簿に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項中「実質株主名簿に記載」及び「従い記載」の下に「し、又は記録」を、「実質株主名簿の記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十三条第三号中「、転換社債又は新株引受権付社債」を「又は新株予約権付社債」に改め、同条第六号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

附則第十三条第一項中「新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、転換株式の転換又は社債」を「新株予約権の行使による新株の発行、転換予約権付株式若しくは強制転換条項付株式の転換又は商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行若しくは同項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債」に、「同項」を「第四条第一項」に改める。

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正）

第九十三条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二第一項第三号中「発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額」を「総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）」に、「に相当する持分」を「の議決権」に改める。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第九十四条　有価証券に係る投資顧問業の規制等

に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第五十四条の三第二号中「の書類」を「若しくは第三項の規定により同条第一項の認可申請書に添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第九十五条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第五号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第九十六条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第五条第二項第三号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第十二条第七項中「、第二百四十四条」を「、第二百四十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項」に、「及び第二百五十二条」を「並びに第二百五十二条」に、「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同条第五項中「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と、同条第六項」に、「掲グル書類ニ」を「掲グルモノニ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「掲グル書類（」を「掲グルモノ（」に、「掲グル書類）」を「掲グルモノ）」に、「書類」を「資料」に改める。

第十六条第一項中「、第二百四十四条」を「、第二百四十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項」に、「及び第二百五十二条」を「並びに第二百五十二条」に、「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同条第五項中「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と、同条第六項」に、「掲グル書類ニ」を「掲グルモノニ」に、「掲グル書類（」を「掲グルモノ（」に、「掲グル書類）」を「掲グルモノ）」に、「書類」を「資料」に改める。

第三十四条の三第一項中「第四百十九条及び第四百二十七条」を「第四百十九条第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項」に改める。

第三十四条の十二第二項中「第十一号」の下に「並びに第五項から第八項まで」を加え、「第二百二十二条第一項及び第二項」を「第二百二十二条第一項から第四項まで及び第七項」に、「第二百二十二条ノ四」を「第二百二十二条ノ八」に改め、「、同法第二百二十二条ノ四中「株式申込証又ハ新株引受権証書」とあるのは「株式申込証」と」を削り、同条第五項中「第二百八十六条ノ四」を「第二百八十六条ノ四第一項」に改める。

第三十四条の十六第一項中「第二項及び第三項」を「第四項及び第五項」に改める。

第三十四条の十九中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第三十四条の二十の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「発行済株式の総数（商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされる株式（議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。以下この項において「議決権のない株式」という。）の数を除く。次項において同じ。）」を「総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に、「数の株式（議決権のない株式及び取得又は所有の態様」を「議決権（取得又は保有の態様」に、「対象株式」を「対象議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「所有する対象株式」を「保有する対象議決権」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の対象株式」を「対象議決権」に、「又は所有する」を「又は保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「対象株式」を「対象議決権」に、「所有する」を「保有する」に改め、同項第一号中「対象株式に係る株主としての議決権」を「対象議決権」に、「当該権限に係る対象株式」を「当該対象議決権」に改め、同項第二号中「の対象株式」を「の対象議決権」に、「所有する場合」を「保有する場合」に、「所有する対象株式」を「保有する対象議決権」に改める。

第三十四条の二十一中「の総数」の下に「、総株主の議決権の数」を加える。

第三十四条の二十三に次の一項を加える。

4　前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているとき、又は定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第三十四条の二十四第二項第二号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第九十四条の四第一号中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項」に、「添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

「若しくは記録」を加える。

第百二条の三第二号中「又は第二百二十二条ノ四」を削り、「株式申込証」の下に「の用紙」を加える。

（消費税法の一部改正）

第九十七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第三項及び第六十八条第二号において同じ。）」を加える。

第六十八条第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第九十八条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第九十九条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十二条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正）

第百一条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条第二号において同じ。）」を加える。

第四十一条第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）

第百二条　輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「により所有されるその株式の数又は出資の金額」を「が有するその議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）」に、「発行済株式の総数又は出資の金額の総額」を「総株主又は総社員の議決権」に改める。

（中小企業流通業務効率化促進法の一部改正）

第百三条　中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（中小企業流通業務効率化促進法の一部改正に伴う経過措置）

第百四条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業流通業務効率化促進法第九条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百五条　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「転換社債又は新株引受

明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百六条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前のエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十三条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第百七条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「為ス前項」との下に「、同法第二百八十条ノ十二中「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「優先出資申込証」と」を加える。

第二十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と読み替えるものとする。

第二十一条第二項第三号中「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に改める。

第二十五条中「第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで（株主名簿）並びに第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百二十四条第一項、第三項及び第四項（株主名簿の効力）、第二百二十四条ノ二（所在不明の株主）、第二百二十四条ノ三（株主名簿の閉鎖及び基準日）並びに第二百六十三条第一項（第一号及び第四号を除く。）及び第三項（第二号を除く。）」に改め、「第二百二十四条第三項中」の下に「「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、」を加え、「「定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株主名簿若ハ社債原簿若ハ其ノ複本又ハ端株原簿」とあるのは「優先出資者名簿若ハ其ノ複本」と、同条第二項中」を「モノ（第三号ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「書類」と、同項第二号中「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同項第三号中「掲グルモノ」とあるのは「掲グル書類」と、同条第三項中」に改め、「優先出資者」との下に「、同項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ」とあるのは「優先出資者名簿又ハ其ノ複本ノ書面ニ依ル」と」を加える。

第二十七条第三項中「株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を有する場合又は有限会社の資本」を「総株主又は総社員（有限会社の社員に限る。）の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。）」に、「出資口数を有する」を「議決権を保有する」に改める。

第三十二条第三項中「発行済株式の総数の四分の一を超える株式を有する場合又は他の有限会社の資本」を「総株主の議決権又は他の有限会社の総社員の議決権」に、「出資口数」を「議決権」に改める。

第三十五条中「第二百三十二条」を「第二百三十二条第一項、第三項及び第四項」に、「、第二百三十七条ノ二」を「、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百三十九条第二項、第四項から第六項まで」を「第二百三十九条第二項、第四項から第六項まで及び第七項（第二号を除く。）」に、「第二百三十九条ノ二」を「第二百三十九条ノ四第一項及び第三項」に改め、「第三項まで」の下に「及び第五項」を加え、「及び第二百六十三条第二項」を「並びに第二百六十三条第三項（第二号を除く。）」に、「同法第二百三十七条ノ三」を「同法第二百三十二条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「同条第六項」を「書面及第三項ニ於テ準用スル第二百二十二条ノ五第三項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」とあるのは「書面」と、同条第七項（第二号を除く。）」に、「第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事」と」を「第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第五項中「取締役」とあるのは「理事」と、「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と」に、「同法第二百六十三条第二項」を「同法第二百六十三条第三項（第二号を除く。）」に、「「前項ニ掲グル書類」を「同項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本」」に改める。

第五十四条第一項第九号中「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「第二百四十四条第三項」を「第二百四十四条第四項」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百三十九条第六項」を「第二百三十九条第七項（第二号を除く。）」に、「第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事」と、「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と」に、「同法第二百六十三条第二項」を「同法第二百六十三条第三項（第二号を除く。）」に、「「前項ニ掲グル書類」を「同項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本」」に改める。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百八条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一

部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

第八条の五を削る。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百九条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（次項において「旧創造活動促進法」という。）第七条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧創造活動促進法第八条の五第一項に規定する認定会社が同項の規定により旧商法第二百八十条ノ十九第三項の規定による限度を超える数の株式を目的とする新株の引受権を与える旨の同条第二項の決議をした場合における新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書に添付すべき書類に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（保険業法の一部改正）

第百十条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項を次のように改める。

11　この法律において「総株主等の議決権」とは、株式会社の総株主又は有限会社の総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次条、第百六条、第百七条、第百二十七条、第二百六十条、第二編第十章の二及び第三百三十三条において同じ。）をいう。

第二条第十二項中「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第十三項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第十四項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「所有する」を「保有する」に改め、同条第十五項中「株式の所有者が所有する株式等」を「議決権の保有者が保有する議決権」に、「信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権」に、「、議決権を行使し、又は議決権の」を「行使し、又はその」に、「当該株式の所有者」を「当該議決権の保有者」に、「定める株式等」を「定める議決権」に、「株式等で」を「株式又は持分に係る議決権で」に、「として議決権を行使し、又は議決権の」を「として行使し、又はその」に改める。

第二条の二第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「所有される」を「保有される」に、「株式の数」を「議決権の数」に改め、同項第三号中「所有している」を「保有している」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「会社等集団所有株式数」を「会社等集団保有議決権数」に、「議決権の過半数の所有者」を「議決権の過半数の保有者」に改め、同項第四号中「会社等集団所有株式数」を「会社等集団保有議決権数」に改め、同項第五号中「議決権の過半数の所有者」を「議決権の過半数の保有者」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「合算株式数」を「合算議決権数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、同項第六号中「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「共同所有者」を「共同保有者」に、「株式の他の所有者」を「議決権の他の保有者」に、「当該株式を」を「当該株式に係る議決権を」に、「当該他の所有者」を「当該他の保有者」に、「議決権の過半数の所有者」を「議決権の過半数の保有者」に、「共同所有株式数」を「共同保有議決権数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、同条第二項中「所有する」を「保有する」に、「株式及び株式」を「議決権」に、「議決権の所有者が所有する株式又は」を「議決権の保有者が保有する」に改める。

第四条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第九条の見出しを「（株式申込証の用紙）」に改め、同条第一項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削り、「株式申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第二項中「第二百八十条ノ六」を「第二百八十条ノ六第一項」に改め、「（株式申込証」の下に「の用紙」を加え、「及び」を「の用紙、」に改め、「の新株引受権証書」の下に「、第二百八十条ノ二十八第一項（新株予約権申込証）の新株予約権申込証の用紙及び第三百四十一条ノ六第一項（新株予約権付社債申込証）の新株予約権付社債申込証の用紙」を加える。

第十一条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第十二条第二項中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の二第一項」に、「通知へ」を「の通知に際し

て」に、「添付」を「交付」に改める。

第十六条中「書類」を「資料」に改める。

第二十一条第一項中「書類」を「資料」に改め、「営業又ハ事業ノ為ニ」との下に「、同法第二十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を加え、同条に次の一項を加える。

3　この編（第二章第一節及び第一項を除く。）及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定（その規定において準用する同法の規定を含む。）中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（保険業法第五十二条第一項ニ規定スル電磁的記録ヲ謂フ）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（保険業法第四十八条第二項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「第三十三条ノ二」とあるのは「保険業法第二十一条第一項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二」と、「第三十三条ノ二第一項」とあるのは「保険業法第二十一条第一項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第一項」と読み替えるものとする。

第二十二条第一項中「作成し」の下に「、定款が書面をもって作成されているときは」を加え、同条第二項及び第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　商法第百六十六条第三項（電磁的記録による定款の作成）及び第百六十七条（定款の認証）の規定は第一項の定款について、同法第百六十六条第五項（公告の方法）の規定は相互会社の公告について、それぞれ準用する。

第二十三条第一項中「基金拠出申込証」の下に「の用紙」を、「署名し」の下に「て、基金拠出申込証を作成し」を加え、同条第二項中「基金拠出申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第四項中「第百七十五条第四項及び第五項」を「第百七十五条第四項から第九項まで」に、「証明」を「保管証明」に改め、「第百七十五条第四項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と」の下に「、「株式申込人」とあるのは「基金ノ拠出ノ申込ヲ為シタル者」と」を、「第二十三条第二項第三号」との下に「、同条第五項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、「株式申込人」とあるのは「基金ノ拠出ノ申込ヲ為シタル者」と、同条第六項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、同条第七項中「株式申込人」とあるのは「基金ノ拠出ノ申込ヲ為シタル者」と、「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、同条第九項中「株式」とあるのは「基金ノ拠出」と」を加える。

第二十五条第一項中「入社申込証」の下に「の用紙」を加え、「記載して」を「記載し」に改め、「署名し」の下に「て、入社申込証二通を作成し」を加え、同条第二項中「入社申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　商法第百七十五条第五項及び第七項から第九項まで（株式の申込み）の規定は、相互会社の成立前における入社の申込みについて準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「株式申込証」とあるのは「入社申込証」と、「株式申込人」とあるのは「入社ノ申込ヲ為シタル者」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「入社申込証」と、同条第九項中「株式」とあるのは「入社」と読み替えるものとする。

第二十六条第四項中「第二百三十九条ノ二」を「乃至第二百三十九条ノ四」に改め、「、第二百四十三条」を削り、「第二百四十三条」を「、第二百三十九条ノ三」に改める。

第二十七条第二項に次の一号を加える。

七　第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第五項又は商法特例法第十六条第三項の決議があったときは、これらの項に規定する情報の提供を受けるために必要な事項であって内閣府令で定めるもの

第三十条中「株式申込証、目論見書」を「株式申込証ノ用紙、目論見書」に、「基金拠出申込証、入社申込証」を「基金拠出申込証ノ用紙、入社申込証ノ用紙」に改める。

第三十二条第二項中「第二百二十四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「到達時」を「方法及び到達時」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「本法」とあるのは「保険業法又ハ本法」と、「前項」とあるのは「前項本文」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「保険業法第三十二条第一項本文又ハ前項」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項中「及び第一項」を「、第二項及び第三項」に、「、「保険業法」を「「保険業法」に改め、「準用スル前条」との下に「、同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第三十八条第一項」と」を加える。

第三十九条第二項中「第二百三十七条第二項から第四項まで」に改め、「前二項」とあるのは、「を「第一項」とあるのは「保険業法第三十九条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「に、「又ハ前項」を「又ハ前二項」に改める。

第四十一条中「第二百三十二条第一項及び第二項」を「第二百三十二条第一項から第三項まで」に、「第二百三十九条まで」を「第二百三十九条ノ三まで」に、「（株主総会の招集通知への参考書類の添付）及び第二十一条の三（書面による議決権の行使）」を「から第二十一条の四まで（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等、書面による議決権の行使及び商法の適用除外）」に、「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第六項」に、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第二十一条の二及び」を「第二十一条の二第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条において準用する商法」と、商法特例法」に改め、「第二十一条の三第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」の下に「、同条第六項及び第二十一条の四中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条において準用する商法」と」を加える。

第四十四条第四項中「、第五項及び第六項」を「、第四項、第六項及び第七項」に、「同条第五項中「第二項但書」を「同条第三項中「前項但書」に、「同条第六項」を「同条第四項中「第二項」とあるのは「保険業法第四十四条第二項」と、同条第六項中「第二項但書」とあるのは「保険業法第四十四条第二項後段」と、同条第七項」に改める。

第四十五条第二項中「第二百三十二条ノ二第一項ただし書及び第二項」を「第二百三十二条ノ二第一項ただし書、第二項及び第三項」に改め、「同条第二項中」の下に「「株主」とあるのは「社員又ハ総代」と、」を加え、「、「保険業法」を「「保険業法」に改め、「準用スル前条」と」の下に「、同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十五条第一項」と」を加える。

第四十六条第二項中「第二百三十七条第二項及び第三項」を「第二百三十七条第二項から第四項まで」に改め、「前二項」とあるのは、「を「第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第一項」と、「株主」とあるのは「社員又ハ総代」と、同条第四項中「前三項」とあるのは」に、「又ハ前項」を「又ハ前二項」に改める。

第四十八条の見出し中「送付」を「の交付等」に改め、同条中「には」を「に際しては」に、「添付しなければならない」を「交付しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2　相互会社は、次条において準用する商法第二百三十二条第二項の承諾をした総代に対し電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）による総代会の招集の通知をするときは、前項の書類に記載すべき情報をその通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、総代の請求があったときは、同項の書類を当該総代に交付しなければならない。

第四十九条中「第二百三十二条第一項及び第二項」を「第二百三十二条第一項から第三項まで」に改め、「選任」の下に「、第二百三十九条ノ二第一項及び第四項から第八項まで（書面による議決権の行使）、第二百三十九条ノ三第一項及び第三項から第七項まで（電磁的方法による議決権の行使）」を、「社員共同」との下に「、同法第二百三十九条ノ二第四項中「第二項ノ会社」とあるのは「第一項ノ定ヲ為シタル会社」と、同条第八項中「前条第六項及第七項第一号」とあるのは「保険業法第四十四条第四項ニ於テ準用スル前条第六項及第七項第一号」と、同法第二百三十九条ノ三第七項中「第二百三十九条第六項及第七項第二号」とあるのは「保険業法第四十四条第四項ニ於テ準用スル第二百三十九条第六項及第七項第二号」と」を加え、「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第六項」に、「書類」を「モノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第五十条第二項中「第二百三十七条第二項及び第三項」を「第二百三十七条第二項から第四項まで」に、「前二項」とあるのは、」を「第一項」とあるのは「保険業法第五十条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは」に、「又ハ前項」を「又ハ前二項」に改める。

第五十一条第二項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を、「新株引受権証書」の下に「、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙」を加え、「基金拠出申込証若ハ社債申込証ノ用紙」に改め、「準用スル第二百八十一条第一項」と」の下に「、「第二百八十三条第五項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十三条第五項及株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項」と」を加え、「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「同条第五項中「親会社」を「同条第七項中「親会社」に、「株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式又ハ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数」を「保険業法第二条第十一項ニ規定スル株式会社ノ総株主又ハ有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数」に改める。

第五十二条第一項を次のように改める。

取締役は、次の各号に掲げるもの（第四号の複本の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一　定款　各事務所

二　社員の名簿　主たる事務所

三　社債原簿　主たる事務所（名義書換代理人を置いたときは、主たる事務所又は名義書換代理人の営業所）

四　社債原簿の複本（名義書換代理人を置いた場合において、社債原簿を主たる事務所に備え置いたときに限る。）　名義書換代理人の営業所

第五十二条第二項中「前項」を「前項第二号」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　商法第二百二十三条第二項（電磁的記録による株主名簿の作成）の規定は第一項第二号の社員の名簿について、同法第二百六十三条第二項（定款の閲覧等）の規定は第一項第一号の定款について、同条第三項（株主名簿等の閲覧等）の規定は第一項第二号から第四号までに掲げるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百六十三条第二項中「、端株主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは「及保険契約者」と、同条第三項中「及会社ノ債権者」とあるのは「、会社ノ債権者及保険契約者」と、同項各号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿」とあるのは「社員ノ名簿若ハ社債原簿」と、「株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本」とあるのは「社債原簿ノ複本」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「第二百六十条ノ四第五項」を「第二百六十条ノ四第七項」に改める。

第五十九条第一項中「第二百八十七条ノ二まで」の下に「（第二百八十六条ノ四第二項を除く。）」を加え、「第二十一条の二並びに第二十一条の三」を「第十六条第五項並びに第二十一条の二から第二十一条の四まで」に、「第二百五十六条ノ四第五項」を「第二百六十条ノ四第七項」に、「第二百八十六条ノ四」を「第二百八十六条ノ四第一項」に改め、「第六条の三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と」の下に「、商法特例法第七条第一項第二号中「商法第三十三条ノ二第一項」とあるのは「保険業法第五十二条第一項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を加え、「第十二条第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と」を「第

十二条中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、同条第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と」に、「第十三条第二項」を「第十三条第一項及び第二項」に改め、「同条第四項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」の下に「、同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と」を、「商法特例法第十四条第三項第三号中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と」の下に「、同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と」を加え、「含む。）及び」を「含む。）並びに」に改め、「同条第二項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と」の下に「、同条第三項中「商法第二百八十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第一項」と、「同法第二百八十一条第一項第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項第一号」と、「同法第百三十条第三項」とあるのは「保険業法第四十八条第二項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を、「により商法」と」の下に「、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と」を加え、同条第二項中「第二百八十三条第四項」に、「記載方法」を「記載又は記録の方法」に改める。

第六十条第二項中「基金拠出申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第四項中「第三項並びに」の下に「同条第四項において準用する」を加え、「第百七十五条第四項及び第五項」を「第百七十五条第四項から第九項まで」に、「、第百七十六条（株式の割当て）、」を「及び第百七十六条（株式の割当て）の規定並びに同法」に改め、「権利株の譲渡）」の下に「、第二百八十条ノ六第二項（新株の総数を引き受ける契約）を加え、「、同法第百七十五条第四項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、「第二項第十号」とあるのは「保険業法第六十条第二項第三号」と、同法第百七十六条中「株式ノ数」とあるのは「基金ノ拠出ノ額」と」を削り、「第百七十七条第二項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と」の下に「、同法第二百八十条ノ六第二項中「前項」とあるのは「保険業法第六十条第二項」と、「新株ノ総数」とあるのは「募集スル基金ノ総額」と、「前項各号」とあるのは「保険業法第六十条第二項各号」と」を、「第二百八十条ノ十二中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を、「新株引受権証書」とあるのは「基金拠出申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第六十一条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第六十九条第五項中「転換社債を発行している場合においては転換の請求をすることができる期間が経過した日以後、新株引受権付社債を発行している場合においては新株の引受権を行使することができる期間が経過した日以後でなければ」を「新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において将来行使される可能性がある新株予約権があるときは」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の組織変更計画書については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもって、同項の組織変更計画書の作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は同項の組織変更計画書と、当該電磁的記録の記録は同項の組織変更計画書の記載とみなす。

第六十九条の二第二項を次のように改める。

2　前条第五項の規定は、前項の書類（組織変更計画書を除く。）について準用する。

第六十九条の二に次の一項を加える。

3　株主又は株式会社の保険契約者若しくは債権者は、その営業時間内に限り、次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、株式会社の定める費用を支払わなければならない。

一　第一項の書類の閲覧の請求

二　第一項の書類の謄本又は抄本の交付の請求

三　第一項の書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供すること又は当該情報の内容を記載した書面の交付の請求

第七十条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七十三条第三項中「第二百三十九条ノ二」を「乃至第二百三十九条ノ四」に改め、「、第二百四十三条」を削り、「「第二百四十三条」を「、第二百三十九条ノ三」に、「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第六項」に、「書類」を「モノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に、「、「其ノ者」を「其ノ者」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」に改める。

第七十六条第五項中「第二百三十九条第二項第四項乃至第六項」を「第二百三十九条第二項第三項第五項乃至第七項」に改める。

第七十七条第二項中「基金拠出申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第四項中「第二百八十六条ノ四」を「第二百八十六条ノ四第一項」に改める。

第八十一条第三項中「第十六条の二第二項」を「第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項」に改める。

第八十六条第五項中「第九十二条の七各号」を「第九十二条の七第一項各号」に改め、同項第二号中「及び額面株式を発行するときは、一株の金額」を削り、同項第三号中「額面又は無額面の別並びに」を削り、同条第六項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第六十九条第五項の規定は、第一項の組織変更計画書について準用する。

第八十六条の二第二項を次のように改める。

2　第六十九条第五項の規定は前項の書類（組織変更計画書を除く。）について、第六十九条の二第三項の規定は前項の書類について、それぞれ準用する。

第九十二条の二第二項中「第二百二十二条第一項及び第二項」を「第二百二十二条第一項から第四項まで及び第七項」に、「転換株式の発行」を「転換予約権付株式の発行」に、「第二百二十二条ノ四（転換株式発行の手続）」を「第二百二十二条ノ八（強制転換条項付株式発行の手続）」に改め、「、同法第二百二十二条ノ四中「株式申込証又ハ新株引受権証書」とあるのは「株式申込証」と」を削り、同条第三項中「株式申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第六項中「第二百八十六条ノ四」を「第二百八十六条ノ四第一項」に改める。

第九十二条の七に次の一項を加える。

2　第六十九条第五項の規定は、前項の株式交換契約書について準用する。

第九十二条の九第二項中「、第三百六十六条」の下に「（第一項第二号ノ二を除く。）」を加え、「第三百六十九条」を「第三百六十九条第一項」に改め、「於テハ総代会）」との下に「、同条第二項中「第三百五十四条第三項及第四項」とあるのは「第三百五十四条第三項」と」を加える。

第九十四条第一項中「第百六十六条第一項第六号及び第二項」を「第百六十六条第一項第六号及び第四項」に改める。

第九十五条第三項中「第八十九条の二（株式交換による変更の登記）」を「第八十九条の三第一項（株式交換の登記）」に改め、同条第四項中「第八十九条の三第一項」を「第八十九条の四第一項」に改める。

第百六条第一項第九号中「当該会社の株式等を」を「当該会社の議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に改め、同項第十号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有し、」を「保有し、」に改め、同項第十一号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第三項及び第五項中「株式等」を「株式又は持分」に改め、同条第八項中「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第六項」に、「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「第二百六十三条第四項」を「第二百六十三条第六項」に、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第六項」に改める。

第百七条の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有しなければならない」を「保有しなければならない」に改め、同条第二項中「担保権の実行」の下に「による株式又は持分の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等を」を「議決権を」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に改め、同項第十号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第百二十六条第六号中「第八十六条第六項」を「第八十六条第七項」に改める。

第百二十七条第一項第七号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第二項中「所有する」を「保有する」に、「株式」を「議決権」に改める。

第百五十六条の二第二項を次のように改める。

2　第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、第六十九条の二第三項中「株主又は株式会社の保険契約者若しくは債権者」とあるのは、「相互会社の社員」と読み替えるものとする。

第百五十七条に次の一項を加える。

5　商法第二百四条ノ二第二項及び第三項の規定は、第二項の請求について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ五以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、「前項」とあるのは「保険業法第百五十七条第二項」と、同条第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「第二百三十二条第二項」とあるのは「保険業法第四十一条又ハ第四十九条ニ於テ準用スル第二百三十二条第二項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、「営業年度」とあるのは「事業年度」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会）」と読み替えるものとする。

第百六十五条の二第一項中「第百七十三条」を「第百七十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条の二第二項」を「第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項」に改める。

第百六十六条第六項中「第十六条の二第二項」を「第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項」に改める。

第百七十三条第一項中「第四百八条第一項及び第二項」を「第四百八条第一項及び第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第百七十三条の三第二項を次のように改める。

2　第六十九条第五項の規定は前項の書類（分割計画書等を除く。）について、第六十九条の二第三項の規定は前項の書類について、それぞれ準用する。

第百七十三条の四第六項中「第十六条の二第二項」を「第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項」に改める。

第百七十三条の七に次の一項を加える。

4　商法第二百二十四条第二項の規定は、第二項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「本法」とあるのは「保険業法又ハ本法」と、「前項」とあるのは「保険業法第百七十三条の七第二項」と、「株主」とあるのは「保険契約者」と読み替えるものとする。

第百七十三条の八第一項中「第八十九条の五

第一項」を「第八十九条の七第一項」に改め、同条第二項中「第八十九条の六」を「第八十九条の八」に改める。

第百七十六条中「第四百二十条第五項」を「第四百二十条第七項」に、「規定する書類」を「掲げるもの」に、「当該書類」を「これらの規定に掲げるもの（電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面）」に改める。

第百八十三条第一項中「第二百三十九条第五項及び第六項」を「第二百三十九条第六項及び第七項」に改め、「並びに第四百二十条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第二百三十九条第五項ニ」を「第二百三十九条第六項ニ」に、「第二百三十九条第六項中」を「第二百三十九条第六項中」に、「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第三項、第五項及び第七項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「、第二百八十三条第三項」を「、第二百八十三条第四項第五項」に、「第二百八十三条第三項ノ規定」を「第二百八十三条第四項第五項ノ規定」と、同条第三項中「第百八十八条第二項第十号ノ規定ハ前項」とあるのは「保険業法第二十七条第二項第七号ノ規定ハ同法第百八十三条第一項ニ於テ準用スル第四百二十条第二項」に改める。

第百九十八条第一項中「第三十六条まで」の下に「（第三十三条ノ二を除く。）」を加え、「書類」を「資料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第三十三条第三項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同条第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と読み替えるものとする。

第二百十六条第一項中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第二百四十九条の二第一項中「第三百五十三条第四項」を「第三百五十三条第五項」に、「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改め、同条第二項中「第三百五十三条第五項」を「第三百五十三条第六項」に、「第四百八条第四項」を「第四百八条第五項」に改める。

第二百六十条第六項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有する」を「保有する」に改める。

第二百七十一条の三の見出し中「株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式又は」を「議決権又は」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者」に、「所有する株式」を「保有する議決権」に、「保険株式所有届出書」を「保険議決権保有届出書」に改め、同項第一号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者の保有する当該保険議決権大量保有者」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「、所有」を「、保有」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に改め、同条第二項中「保険株式大量所有者が所有する株式」を「保険議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第二百七十一条の四の見出し中「保険株式所有届出書」を「保険議決権保有届出書」に改め、同条第一項中「保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式又は」を「議決権又は」に、「数の株式の所有者となった」を「議決権の保有者となった」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第二項中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「大量の株式」を「大量の議決権」に改め、同条第三項中「保険株式所有届出書」を「保険議決権保有届出書」に改め、同条第五項中「保険株式大量所有者が所有する株式」を「保険議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第二百七十一条の五の見出し中「保険株式所有届出書等」を「保険議決権保有届出書等」に改め、同条第一項中「所有する株式」を「保有する議決権」に、「当該株式の発行者」を「当該議決権に係る株式の発行者」に、「所有の」を「保有の」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「特例対象株式」を「特例対象議決権」に、「保険株式所有届出書」を「保険議決権保有届出書」に、「株式の所有状況」を「議決権の保有状況」に改め、同条第二項中「特例対象株式」を「特例対象議決権」に、「当該株式」を「当該議決権」に、「株式になる場合」を「議決権になる場合」に改め、同項第一号中「保険株式所有届出書」を「保険議決権保有届出書」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同項第二号中「保険株式所有届出書」を「保険議決権保有届出書」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二百七十一条の十一第一号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二百七十一条の十二及び第二百七十一条の十三第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二百七十一条の十五中「発行済株式の総数」

を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二百七十一条の十六第二項及び第二百七十一条の十七中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二百七十一条の十八第一項第一号中「株式」を「議決権」に改め、「担保権の実行」の下に「による株式の取得」を加える。

第二百七十一条の二十二第一項第十号中「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額」を「数」に、「株式等」を「議決権」に、「所有している」を「保有している」に改め、同条第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第二百七十一条の三十第三項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二百七十一条の三十二第一項第二号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第三号中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第四号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第五号中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第六号及び同条第二項第七号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第三項中「所有する」を「保有する」に、「株式」を「議決権」に改める。

第二百七十一条の三十三第一項第二号中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第三百二十五条第一項中「が、株式、基金」の下に「、新株予約権」を加え、「重要な事項について不実の記載のある」を削り、「社債申込証」を「新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙」に、「又は社債の募集の」を「、新株予約権若しくは社債の募集の」に、「又は社債の募集に関する文書を行使し」を「、新株予約権若しくは社債の募集に関する文書であって重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供し」に改め、同条第二項中「、重要な」を「重要な」に改め、「行使し」の下に「、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録のあるものをその売出しの事務の用に供し」を加え、同条第三項中「重要な事項について不実の記載のある」を削り、「株式申込証」の下に「の用紙」を加え、「を行使し」を「であって重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供し」に改める。

第三百三十条第一項第二号中「第二百六十七条第二項若しくは第三項」を「第二百六十七条第三項若しくは第四項」に改める。

第三百三十一条第一項中「第二百六十条ノ四第五項」を「第二百六十条ノ四第七項」に改める。

第三百三十三条第一項各号列記以外の部分中「保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第二号中「株式申込証」の下に「の用紙」を加え、「若しくは社債申込証」を「、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙（これらの書類の作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）」に、「これに記載すべき」を「これらに記載し、若しくは記録すべき」に、「不実の記載」を「記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第四号中「書類」を「帳簿に係る閲覧若しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したもの」に、「その謄本」を「謄本」に改め、「抄本」の下に「の交付若しくは電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該情報の内容を記載した書面」を加え、同項第七号中「第二十一条の二」を「第二十一条の二第一項」に、「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、「規定する書類」の下に「若しくは商法特例法第二十一条の二第二項若しくは第四十八条第二項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録」を加え、「第二百八十一条第一項の書類」を「第二百八十一条第一項に掲げるもの」に、「、第百七十三条第一項において準用する同法第四百八条ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百十四条ノ二第一項の書類」を「（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」に、「第四百二十条第一項の書類」を「第四百二十条第一項に掲げるもの」に、「第四百四十三条の書類」を「第四百四十三条に掲げるもの」に、「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を加え、「記載を」を「記載若しくは記録を」に改め、同項第八号中「これに記載すべき」を「又は当該書面若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に、「又は不実の記載」を「若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第十四号中「書類」の下に「若しくは書面若しくは電磁的記録」を加え、同項第十五号中「第二百八十三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは総代会」を「又は総代会」に、「書類又は書面を添付し」を「際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により情報を提供し」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十五の二　第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第五項（第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）又は商法特例法第十六条第三項の決議があった場合において、これらの項に規定する措置を執らなかったとき。

第三百三十三条第一項第五十四号から第五十六号までの規定中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は新株予約権付社債と、当該転換社債についての株式への転換を請求する権利又は当該新株引受権付社債に付された新株の引受権は新株予約権とみなして、前条の規定による改正後の保険業法第六十九条の規定を適用する。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）

第百十二条　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百十三条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号及び第八条第五号中「、又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第十二条第七項を次のように改める。

7　第六条第五号又は第八条第五号の規定により株主又は組合員等に新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主又は組合員等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

第十五条に次の一項を加える。

5　前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書類につきその作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録をいう。）を当該嘱託書又は申請書に添付しなければならない。

第十六条に次の一項を加える。

7　前条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第十八条の三の表第二百三十三条第一項第四号の項中「第九十二条の七各号」を「第九十二条の七第一項各号」に改める。

第十八条の四第六号及び第十八条の六第六号中「、又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第十八条の八第一項第三号中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改める。

第十八条の十二第七項中「会社更生法第二百五十六条の規定は、」を削り、「社員に」の下に「新株予約権又は」を加え、「場合について準用する。この場合においては」を「ときは」に改め、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

第十八条の十六に次の一項を加える。

5　第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第十八条の十七第六項中「書類」を「もの」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第四十一条第一項中「新株」の下に「、新株予約権」を加える。

第百十二条第六号及び第百十五条第五号中「、又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第百十七条第一項第四号中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改め、同条第二項中「第三項」の下に「、第二百二十二条の二」を加える。

第百十九条中「準用する第二百二十三条」との下に「、同項第十一号中「株主」とあるのは「組合員等」と、「第二百二十二条の二第一項各号」とあるのは「更生特例法第百十七条第二項において準用する第二百二十二条の二第一項各号」と、「第二百二十二条の二第二項各号」とあるのは「更生特例法第百十七条第二項において準用する第二百二十二条の二第三項各号」と」を加える。

第百二十三条に次の一項を加える。

6　第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百三十六条に次の一項を加える。

7　第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百三十七条第七項中「会社更生法第二百五十六条の規定は、」を削り、「株主に」の下に「新株予約権又は」を加え、「場合について準用する。この場合においては」を「ときは」に改め、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

第百四十条第七項中「第二百五十五条第七項」の下に「及び第八項」を加え、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例）

第百四十条の二　第百十七条第二項において準用する会社更生法第二百二十二条の二第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、こ

れらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2　前項の場合においては、商法第二百八十条ノ二十二（発行条件の均等）及び第二百八十条ノ二十七（株主の新株予約権の引受権）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、新株予約権の引受権に関する定款の定めに拘束されず、商法第二百八十条ノ三十七第四項（新株予約権の行使）において準用する同法第百七十八条に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第百四十条の三　第百十七条第二項において準用する会社更生法第二百二十二条の二第二項又は第三項の規定により、更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めたときは、組織変更の効力が生じた後、計画の定めによって新株予約権を発行することができる。

2　前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第二百八十条ノ三十九第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、前条第三項及び商法第二百八十条ノ二十六（新株予約権の引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又ハ組合員若ハ会員」と読み替えるものとする。

4　更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5　会社更生法第二百五十五条の三第五項及び同条第六項において準用する同法第二百五十五条第八項の規定は、第一項の場合における新株予約権の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百四十一条第一項中「で社債」の下に「（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「前条第三項」を「第百四十条第三項」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例）

第百四十一条の二　第百十七条第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2　前項の場合においては、商法第三百四十一条ノ五及び同法第三百四十一条ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、新株予約権付社債の引受権に関する定款の定めに拘束されず、商法第三百四十一条ノ十三第三項において準用する同法第百七十八条に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第百四十一条の三　前条に規定する場合を除き、第百十七条第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めたときは、組織変更の効力が生じた後、計画の定めによって新株予約権付社債を発行することができる。

2　前項の場合においては、前条第二項に規定する規定、商法第二百九十八条並びに同法第三百四十一条ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、前条第三項及び商法第三百四十一条ノ四（新株予約権付社債の引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又ハ組合員若ハ会員」と読み替えるものとする。

4　更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせて新株予約権付社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5　会社更生法第二百五十七条第五項及び同条第六項において準用する同法第二百五十五条第八項の規定は、第一項の場合における新株予約権付社債に係る新株予約権の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百四十二条第四項中「並びに前条」を「並びに第百四十条の二から前条まで」に、「前条第一項及び第二項」を「第百四十条の二第一項中「第百十七条第二項」とあるのは「第百十九条」と、「第二百二十二条の二第一項」とあるのは「第二百二十六条第一項第十一号」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社成立の」と、第百四十条の三第一項中「第百十七条第二項」とあるのは「第百十九条」と、「第二百二十二条の二第二項又は第三項」とあるのは「第二百二十六条第一項第十二号又は第十三号」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社成立の」と、第百四十一条第一項及び第二項、第百四十一条の二第一項並びに前条第一項」に改め、同条第五項中「第十五条第四項」の下に「及び第五項」を、「第二百五十九条第四項」の下に「及び同条第五項において準用する同法第二百五十五条第八項」を加える。

第百四十三条第六項中「同条第四項中「第二百二十六条第一項第九号」とあり」の下に「、「第二百二十六条第一項第十一号」とあり、「第二百二十六条第一項第十二号又は第十三号」とあり」を加え、同条第七項中「第十六条第六項」の下に「及び同条第七項において準用する第十五条第五項」を、「第二百六十条第七項」の下に「並びに同条第八項において準用する同法第二百五十五条第八項及び第二百五十七条の二第十項」を加える。

第百四十五条第一項中「第百三十八条第二項」の下に「、第百四十条の二第一項（第百四十二条第四項（第百四十三条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を、「第百四十三条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」の下に「、第百四十一条の二第一項（第百四十二条

第四項（第百四十三条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）を、「の株主」の下に「、新株予約権者」を、「株券」の下に「、新株予約権証券」を加え、「、端株主」を「端株主」に改め、「確認」の下に「、その者が新株予約権者であるとき（商法第二百八十条ノ二十第二項第九号に掲げる事項の定めがある場合に限る。）は新株予約権証券の交付又は新株予約権者であることの確認」を、「及び株主」の下に「、新株予約権者」を加え、同条第二項中「株主」の下に「、新株予約権者」を、「株券」の下に「、新株予約権証券」を加える。

第百四十六条第二項中「の株式」の下に「、新株予約権」を加える。

第百六十条の五第二項中「株式会社が無記名式の社債券」と」の下に「、「新株予約権証券」とあるのは「組織変更後の株式会社が新株予約権証券」と」を加える。

第百六十条の六第一項中「記載し」の下に「、若しくは記録し」を加える。

第百六十条の二十四第一項中「新株」の下に「、新株予約権」を加える。

第百六十条の九十三第七号及び第百六十条の九十六第六号中「、又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第百六十条の百二中「準用する第二百二十三条」と」の下に「、同項第十一号中「第二百二十二条の二第一項各号」とあるのは「更生特例法第百六十条の九十七第二項において準用する第二百二十二条の二第一項各号」と、同項第十二号中「第二百二十二条の二第二項各号」とあるのは「更生特例法第百六十条の九十七第二項において準用する第二百二十二条の二第二項各号」と、同項第十三号中「第二百二十二条の二第三項各号」とあるのは「更生特例法第百六十条の九十七第二項において準用する第二百二十二条の二第三項各号」と」を加える。

第百六十条の百十八に次の一項を加える。

6　第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百六十条の百二十三第七項中「会社更生法第二百五十六条の規定は、」を削り、「株主に」の下に「新株予約権又は」を加え、「場合について準用する。この場合においては」を「ときは」に改め、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百九十八条（保険業法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第百六十条の百二十五第七項中「第二百五十五条第七項」の下に「及び第八項」を加え、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例）

第百六十条の百二十五の二　第百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十二条の二第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2　前項の場合においては、商法第二百八十条ノ二十二（発行条件の均等）及び第二百八十条ノ二十七（株主の新株予約権の引受権）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、新株予約権の引受権に関する定款の定めに拘束されず、商法第二百八十条ノ三十七第四項（新株予約権の行使）において準用する同法第百七十八条に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第百六十条の百二十五の三　第百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十二条の二第二項又は第三項の規定により、更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めたときは、組織変更の効力が生じた後、計画の定めによって新株予約権を発行することができる。

2　前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第二百八十条ノ三十九第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、前条第三項及び商法第二百八十条ノ二十六（新株予約権の引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又ハ社員」と読み替えるものとする。

4　更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5　会社更生法第二百五十五条の三第五項及び同条第六項において準用する同法第二百五十五条第八項の規定は、第一項の場合における新株予約権の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百六十条の百二十六第一項中「で社債」の下に「（新株予約権付社債を除く。次条において同じ。）」を加える。

第百六十条の百二十七第四項を削り、同条を第百六十条の百二十六の二とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例）

第百六十条の百二十六の三　第百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2　前項の場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第三百四十一条ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、新株予約権付社債の引受権に関する定款の定めに拘束されず、商法第三百四十一条ノ十三第三項において準用する同法第百七十八条に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第百六十条の百二十七　前条に規定する場合を除き、第百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めたときは、組織変更の効力が生じた後、計画の定めによって新株予約権付社債を発行することができる。

2　前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第三百四十一条ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、前条第三項及び商法第三百四十一条ノ四（新株予約権付社債の引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又ハ社員」と読み替えるものとする。

4　更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせて新株予約権付社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5　会社更生法第二百五十七条第五項及び同条第六項において準用する同法第二百五十五条第八項の規定は、第一項の場合における新株予約権付社債に係る新株予約権の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百六十条の百二十八第三項中「第百六十六条第二項」を「第百六十六条第四項」に改める。

第百六十条の百二十九第五項及び第百六十条の百三十第五項中「社員に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加える。

第百六十条の百三十一第四項中「第百六十条の百二十六及び第百六十条の百二十七」を「第百六十条の百二十五の二から第百六十条の百二十七まで」に改め、「第二百二十六条第一項第九号」との下に「、第百六十条の百二十五の二第一項中「第百六十条の九十七第二項」とあるのは「第百六十条の百二」と、「第二百二十二条の二第一項」とあるのは「第二百二十六条第一項第十一号」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社成立の」と、第百六十条の百二十五の三第一項中「第百六十条の九十七第二項」とあるのは「第百六十条の百二」と、「第二百二十二条の二第二項又は第三項」とあるのは「第二百二十六条第一項第十二号又は第十三号」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社成立の」と」を、「第百六十条の百二十六の二第一項、第百六十条の百二十六の三第一項」を加え、同条第五項中「第十八条の十六第四項」の下に「及び同条第五項において準用する第十五条第五項」を、「第二百五十九条第四項」の下に「及び同条第五項において準用する同法第二百五十五条第八項」を加える。

第百六十条の百三十二第六項中「とあり」の下に「、「第二百二十六条第一項第十一号」とあり、「第二百二十六条第一項第十二号又は第十三号」とあり」を加え、同条第七項中「第十八条の十七第六項」の下に「及び同条第七項において準用する第十五条第五項」を、「第二百六十条第七項」の下に「並びに同条第八項において準用する同法第二百五十五条第八項及び第二百五十七条の二第十項」を加える。

第百六十条の百三十四第一項中「第百六十条の百二十四第二項」の下に「、第百六十条の百二十五の二第一項（第百六十条の百三十一第四項（第百六十条の百三十二第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を、「第百六十条の百三十二第六項において準用する場合を含む。）」の下に「、第百六十条の百二十六の三第一項（第百六十条の百三十一第四項（第百六十条の百三十二第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を、「相互会社」の下に「又は株式会社」を、「の株主」の下に「、新株予約権者」を、「株券」の下に「、新株予約権証券」を、「確認」の下に「、その者が新株予約権者であるとき（商法第二百八十条ノ二十第二項第九号に掲げる事項の定めがある場合に限る。）は新株予約権証券の交付又は新株予約権者であることの確認」を、「及び株主」の下に「、新株予約権者」を加え、同条第四項中「相互会社」の下に「又は株式会社」を、「株主」の下に「、新株予約権者」を、「株券」の下に「、新株予約権証券」を加える。

第百六十条の百三十六第二項中「株式会社の株式」の下に「、新株予約権」を加える。

第百九十五条第二項第三号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十四条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百十七条第二項又は第百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により転換社債又は新株引受権付社債の発行に関する事項を定めた更生計画についてこの法律の施行前に認可の決定があった場合においては、当該更生計画に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第百十五条　農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「及び第二項」を「及び第三項（第三号及び第四号を除く。）」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「左ニ掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「合併ヲ為ス農林中央金庫及信用農業協同組合連合会ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

第三十条第一項中「及び第二項」を「及び第三項（第二号及び第四号を除く。）」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「左ニ掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「事業譲渡ヲ為ス農林中央金庫及特定農業協同組合等ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

第四十七条第九号中「又は第二項（第三号及び第四号を除く。）」に改める。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

第百十六条　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百十七条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十五条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百十八条　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百十九条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第十三条第一項及び第二項の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百二十条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに第二百五十二条」を「及び第二百五十二条」に改め、「第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」とし」の下に「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加える。

第九十二条第七項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに第二百五十二条」を「及び第二百五十二条」に、「、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第九十二条第一項」を「、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第九十二条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第百二十一条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条第四号において同じ。）」を加える。

第七条第四号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百二十二条　銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第四百八条第六項」を「第四百八条第七項」に改める。

第六条の見出し中「備置き書類」の下に「等」を加え、同条第一項各号列記以外の部分及び第二

号中「書類」を「もの」に改め、同条第二項中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項」に、「前項各号」を「第一項各号」に、「書類」を「もの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四百八条ノ二第三項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　商法第二百八十一条第三項の規定は、前項第一号に掲げる書面について準用する。

第八条第二項中「株主名簿に記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第九条第一項中「第三百四十七条」を「第三百四十七条本文」に改める。

第十四条第一号中「書面に記載すべき事項を記載せず」を「書面又はその作成に代えて電磁的記録（商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず」に改め、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同条第二号中「書類」を「もの」に改め、同条第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に、「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項」に、「書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本」を「書類若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該情報の内容を記載した書面」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第百二十三条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第六号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第百二十四条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十五条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第八条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第百二十六条　中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。）に、「新株引受権付社債」を「新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第三号、第五号及び第六号イ中「転換社債」を「新株予約権」に、「新株引受権付社債」を「新株予約権付社債等」に改める。

第五条第三項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第三十三条中「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十七条　中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合がこの法律の施行後にする事業についての前条の規定による改正後の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの並びに商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債」とする。

2　この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する組合契約で転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの並びにその登記は、新法第三条第一項に規定する組合契約で同項第二号に規定する新株予約権及び新株予約権付社債等並びに商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの並びにその登記とみなす。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百二十八条　資産の流動化に関する法律（平成

十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4　前項の場合において、定款又は資産流動化計画が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をもって作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第五条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項第二号ニ(5)及び(6)中「第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第一項」を「第百十三条の四の七第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　資産流動化計画は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

第七条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二項中「記載を」を「記載又は記録を」に、「記載した書類」を「記載し、又は記録した資料」に、「省略した書類」を「省略した資料（これらの資料が電磁的記録で作成されているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」に改める。

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第三条第四項の規定は、前項の変更後の資産流動化計画について準用する。

第十一条第五項中「及び第三項」を「、第三項」に改め、「を除く。）」の下に「及び第四項」を加える。

第十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この編及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第五条第三項ニ規定スル電磁的記録ヲ謂フ）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（資産の流動化に関する法律第二十九条第四項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第十七条に次の一項を加える。

4　特定目的会社に係る商法第三十三条ノ二（会計帳簿及び貸借対照表の電磁的記録による作成）の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十八条第一項中「作成し」の下に「、定款が書面をもって作成されているときは」を加え、同条第二項及び第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「第百六十六条第三項」を「第百六十六条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第五条第三項の規定は、定款について準用する。

5　前項の規定により定款が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名に代わる措置を執らなければならない。

第二十二条第二項中「（平成十年法律第百五号）」を削る。

第二十四条第二項に次の一号を加える。

六　第九十五条第六項又は第九十九条第五項の取締役の決定があったときは、これらの項に規定する事項の提供を受けるために必要な事項であって内閣府令で定めるもの

第二十五条中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二十九条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二百四条ノ二第三項後段及び第四項後段」を「第二百四条ノ二第五項後段、第六項及び第七項後段」に、「第二百四条ノ三第一項から第三項」を「第二百四条ノ三第一項から第五項」に、「第二百四条ノ二第三項後段中」を「第二百四条ノ二第五項後段中」に改め、「第一項ノ株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と」の下に「、同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第八項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と」を、「同条第二項中」の下に「「前条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第四項」と、同条第三項中」を、「出資口数」と」の下に「、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第四項」と」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二百四条ノ二第二項及び第四項前段」を「第二百四条ノ二第四項、第六項及び第七項前段」に、「前項」を「第三項」に、「同条第二項中」を「同条第四項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項」と、」に、「同条第四項前段中」を「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第六項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第四項」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項ノ書面」と、同条第七項前段中「第四項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第六項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第四項」と、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　特定社員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該特定社員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

5　特定社員が第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の承諾をした者である場合においては、特定目的会社は、当該承諾に係る社員総会の会日の属する営業年度の決算期に関する定時社員総会の終結までの間は、正当な事由がなければ、前

項の承諾をすることを拒んではならない。

第三十条中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第三十一条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十二条中「特定社員名簿には、」を「特定目的会社は、特定社員名簿を作成し、これに」に改め、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第五条第三項の規定は、特定社員名簿について準用する。

第三十六条中「第二百二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十八条第一項中「優先出資申込証」の下に「の用紙」を、「署名し」の下に「て、優先出資申込証を作成し」を加え、同条第二項中「優先出資申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第三項中「取締役は、優先出資申込証の」の下に「用紙の優先出資の申込者に対する」を、「ただし、優先出資申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるもの」を「電磁的方法」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　取締役は、優先出資申込証の用紙の優先出資の申込者に対する交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該優先出資申込証の用紙の内容である事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該優先出資申込証の用紙を当該優先出資の申込者に交付したものとみなす。

5　前項の場合において、取締役は、第三項の書面に記載すべき事項を前項の優先出資申込証の用紙に記載すべき事項とともに電磁的方法により提供することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6　優先出資の申込者は、政令で定めるところにより、取締役の承諾を得て、優先出資申込証の用紙の内容である事項を記録した電磁的記録に優先出資申込証に記載すべき事項を記録して作成した電磁的記録の作成をもって、優先出資申込証の作成に代えることができる。この場合において、当該優先出資申込証に代えて作成した電磁的記録は、これを当該優先出資申込証とみなす。

7　第十八条第五項の規定は、前項の規定により優先出資申込証とみなされる電磁的記録に記録された情報について準用する。

第三十八条の二第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第三十九条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「優先出資申込証」の下に「の用紙又は同条第五項若しくは第四項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「株式申込証」及び「優先出資申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第四十二条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第四十四条第一項中「優先出資社員名簿」の下に「を作成し、これ」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項中「第二百二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第三項の規定は、優先出資社員名簿について準用する。

第四十七条中「又は定款」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十八条の三中「までに記載」の下に「又は記録」を、「単位未満優先出資として、」の下に「単位未満優先出資原簿を作成し、これに」を加え、「単位未満優先出資原簿に」を削り、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第五条第三項の規定は、単位未満優先出資原簿について準用する。

第四十八条の四の二第一項中「記載され」の下に「、又は記録され」を加え、同条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第四十八条の五中「記載」の下に「又は記録」を加え、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十九条第一項中「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第三項、第四項及び第六項」に改める。

第五十二条第一項中「に対して、」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　社員総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、特定社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該社員総会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第五十三条第一項中「に対して、」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　前条第二項及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の二（招集の通知に際しての参考書類の交付等）の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五十三条第一項」と、「特定社員」とあるのは「社員」と、商法特例法第二十一条の二第一項中「議決権を有する株主の数が千人以上の会社にあっては、株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法第二百三十二条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」と、「株主に」とあるのは「社員に」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主

の」とあるのは「社員の」と読み替えるものとする。

第五十四条第四項中「商法第二百三十七条第二項」を「第二十九条第四項及び第五項の規定は第一項又は第二項の書面による請求について、商法第二百三十七条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同法第二百三十七条第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又ハ優先出資社員」を「第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第一項の特定社員又は第二項の優先出資社員」と、同法第二百三十七条第三項中「株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十四条第一項ノ特定社員又ハ第二項ノ優先出資社員」に改める。

第五十六条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二十九条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第一項又は第二項の特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（特定社員の書面による議決権の行使）

第五十八条の二　特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない特定社員が書面をもって議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　商法第二百三十九条ノ二第二項から第八項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項及び第四項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第八項において準用する同法第二百三十九条第七項（第二号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3　第一項の決議については、第四十七条ただし書の規定は、適用しない。

第五十九条の見出し中「優先出資社員の」の下に「書面による」を加え、「方法」を削り、同条第二項中「第二百三十九条ノ二（」を「第二百三十九条ノ四（」に改め、「第二十一条の三第二項中」の下に「前項の会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、」を加え、「社員総会」を「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」に、「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「同条第六項中」を「同条第七項（第二号を除く。）中」に、「第二百三十九条ノ二第二項」を「第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による議決権の行使）

第五十九条の二　特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない社員が電磁的方法により議決権（優先出資社員にあっては、有議決権事項に係る議決権）を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十八条の二第一項後段の規定を準用する。

2　商法第二百三十九条ノ二第二項及び第三項並びに同法第二百三十九条ノ三第三項から第七項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、「書面ヲ以テ為ス」とあるのは「電磁的方法ニ依ル」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第三項及び第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第三項及び第四項並びに同条第六項において準用する同法第二百三十九条ノ二第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項（第一号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

第六十条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第六十一条中「第二百三十九条第二項から第六項」を「第二百三十九条第二項から第七項」に、「第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と」に、「第二百六十三条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類）」とあるのは「前項ニ掲グル書類」を「第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六

十三条第三項中「株主及」とあるのは「社員及」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）」とあるのは「前項ニ掲グル資料」に改め、「読み替えるものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第六十三条の見出し中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同条第一項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的方法による決議に係る承諾については、政令で定めるところによらなければならない。

第六十三条第二項及び第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同条第四項中「、書面」の下に「又は電磁的方法」を、「係る書面」の下に「並びに第一項及び第二項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録」を加え、同条第五項中「前項の書面の閲覧又は謄写を求める」を「次の請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第六十三条第六項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第七十条を次のように改める。

（定款、社員名簿等の公示）

第七十条　取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一　定款及び資産流動化計画　本店及び支店

二　特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿及び特定社債原簿　本店（名義書換代理人を置いた場合には、本店又は名義書換代理人の営業所）

三　優先出資社員名簿及び特定社債原簿の複本（名義書換代理人を置いた場合には、前号に掲げる資料を本店に備え置いたときに限る。）　名義書換代理人の営業所

2　社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、特定目的会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　定款又は資産流動化計画が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　定款又は資産流動化計画が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3　社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿若しくは特定社債原簿が書面をもって作成されている場合における当該書面又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の閲覧又は謄写の請求

二　特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿若しくは特定社債原簿が電磁的記録をもって作成されている場合又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第二号又は第三号に定める場所における閲覧又は謄写の請求

4　単位未満優先出資社員は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　定款、資産流動化計画又は単位未満優先出資原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　定款、資産流動化計画又は単位未満優先出資原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第一号又は第二号に定める場所における閲覧又は謄写の請求

第七十四条第二項中「優先出資申込証、特定社債申込証、目論見書若しくは第八十五条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載」を「優先出資申込証の用紙、特定社債申込証の用紙若しくは目論見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録若しくは第八十五条第一項に掲げる資料に記載し、若しくは記録すべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録」に改め、「若しくは公告」の下に「（第九十五条第六項又は第九十九条第五項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。）」を、「その記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七十五条第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、「ノ請求」を削り、「「前項ノ株主」とあるのは「同項ノ社員」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ社員」と、同法第二百六十七条第五項」を「同条第二項において準用する商法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百六十七条第三項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と、「株主」とあるのは「社員」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前二項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ特定社員又ハ優先出資社員」と、同法第二百六十七条第六項」に改め、「読み替え

るものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第八十四条第三項中「第七十五条第一項」の下に「と、「同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項」とあるのは「同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十七条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項」を、「読み替えるものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第八十五条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第五項中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の書類」を「第一項に掲げる資料」に、「同項の書類」を「同項に掲げる資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第五条第三項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げる資料について準用する。

3　第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

第八十七条第二項第一号中「の書類」を「に掲げる資料」に改める。

第九十条第一項中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第九十一条第一項中「特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定目的会社の会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写

二　特定目的会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写

第九十三条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「書類」を「規定により第八十五条第一項各号に掲げる資料」に改め、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第五項及び第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第八十五条第三項の規定は第九項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出又はその謄本の送付について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第九十三条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第八十五条第三項の規定は第五項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第九十三条第四項第二号中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「について記載」及び「の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同項第八号中「営業報告書の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項の場合において、第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されているとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、取締役は、これらの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、前二項の規定により同条第一項各号に掲げる資料又は同項の附属明細書を提出したものとみなす。

4　第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されている場合、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、監査役又は会計監査人の請求があったときは、取締役は、前三項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該監査役又は会計監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第九十四条第一項中「第八十五条第一項の書類」を「第八十五条第一項に掲げる資料」に、「前条第三項及び第六項」を「前条第五項及び第九項」に、「書類の謄本」を「謄本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」に改める。

第九十五条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「通知には」を「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十三条第三項及び第六項」を「第九十三条第五項及び第九項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「書類」を「資料」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、次項の決定をした会計監査人存置会社においては、この限りでない。

第九十五条第五項の次に次の一項を加える。

6　会計監査人存置会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該会計監査人存置会社が第一項の承認を得、又は第四項後段の報告をした後遅滞なく、第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる資料に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であって内閣府

令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第九十五条第三項中「第九十三条第四項第三号」を「第九十三条第六項第三号」に、「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九十三条第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第九十七条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九十三条第三項及び第四項の規定は、第八十五条第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

第九十七条に次の一項を加える。

6　第八十五条第三項の規定は第四項の監査報告書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は第四項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

第九十九条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「通知には」を「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、同項を同条第六項とする。

第九十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次項の決定をした特定目的会社においては、この限りでない。

第九十九条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　会計監査人存置会社以外の特定目的会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該特定目的会社が第一項の承認を得た後遅滞なく、貸借対照表に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより、同項の承認を得た日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第九十九条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第百条第二項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改める。

第百四条第一項中「当該特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求める」を「次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第百四条第三項中「商法第二百九十三条ノ七」を「第二十九条第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三条ノ七」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を、「この場合において」の下に「、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第百四条第一項の特定社員又は優先出資社員」と」を加え、「同条第一号」を「同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号」に改め、「若ハ会社」と」の下に「、同条第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百四条」と」を加える。

第百七条中「第二百八十六条ノ四から」を「第二百八十六条ノ四第一項、第二百八十六条ノ五から」に、「同法第二百八十六条ノ四」を「同法第二百八十六条ノ四第一項」に改める。

第百十条第一項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を、「署名し」の下に「て、特定社債申込証を作成し」を加え、同条第二項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第三項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第六項中「第三十八条第五項」を「第三十八条第四項及び第五項の規定は特定社債申込証の用紙の交付について、同条第六項及び第七項の規定は特定社債申込証の作成について、同条第九項」に、「同法」を「同条第三項、第四項及び第六項中「優先出資」とあるのは「特定社債」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第百十条第五項」と、同法」に改める。

第百十三条第一項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に、「同法第三百十七条第三号」を「同法第三百十七条第一項第三号」に改め、「第八号及第十号」と」の下に「、同法第三百十七条第二項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を、「資産流動化計画ニ」と」の下に「、同法第三百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百十三条の二第三項中「並びに第三百四十一条ノ二第四項（第三者に対する有利発行）」を削り、「第五十三条第一項」の下に「又ハ第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の決議は、当該決議後最初に発行する転換特定社債であって、当該決議の日から六月以内に発行すべきものについてのみ効力を有する。

第百十三条の二の次に次の五条を加える。

（転換特定社債発行事項の公示）

第百十三条の二の二　特定目的会社は、転換特定社債（前条第二項の決議があったものを除く。）を発行する場合には、転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2　特定目的会社は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

3　特定目的会社は、第一項の公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、転換特定社債の割当てをすることができない。

（転換特定社債発行の手続）

第百十三条の二の三　転換特定社債については、特定社債申込証の用紙及び特定社債原簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　転換特定社債を優先出資に転換することができること。

二　転換の条件

三　転換によって発行すべき優先出資の内容

四　転換を請求することができる期間

2　転換特定社債については、転換特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（転換特定社債の登記）

第百十三条の二の四　転換特定社債を発行する場合においては、第百十三条第一項において準用する商法第三百三条の払込みがあった日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、転換特定社債の登記をしなければならない。

2　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　転換特定社債の総額

二　各転換特定社債の金額

三　各転換特定社債について払い込んだ金額

四　前条第一項各号に掲げる事項

3　商法第六十七条の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。

4　外国において転換特定社債を募集した場合において、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間については、その通知が到達した時から起算する。

（転換の請求）

第百十三条の二の五　転換を請求する者は、請求書に転換特定社債券を添付して特定目的会社に提出しなければならない。

2　前項の請求書には、転換をする特定社債を表示し、請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。

3　転換を請求する者は、第一項の請求書の提出に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、同項の請求書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該転換を請求する者は、同項の請求書を提出したものとみなす。

4　第二十九条第五項の規定は前項の特定目的会社の承諾について、第十八条第五項の規定は前項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記録された情報について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第五項中「定款」とあるのは「請求書」と、「発起人」とあるのは「転換を請求する者」と、第二十九条第五項中「特定社員」とあるのは「転換を請求する者」と、「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第一項において準用する商法第三百三十九条において準用する同法第二百三十二条第二項」と読み替えるものとする。

5　第三項の場合において、第一項の転換特定社債券は、第三項の電磁的方法による事項の提供に際し提出しなければならない。

（閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された優先出資の議決権）

第百十三条の二の六　第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該期間内は、議決権を有しない。

2　特定目的会社が、社員総会において議決権を行使することのできる優先出資社員を定めるため第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めているときは、その日以後の転換の請求によって発行された優先出資社員は、当該優先出資については、議決権を有しない。

第百十三条の三中「商法第二百八十条ノ十（発行の差止め）、第二百八十条ノ十一（不公正な価額で引き受けた者の責任）、第三百四十一条ノ二ノ二（転換社債発行事項の公示）、第三百四十一条ノ三（第五号を除く。）から第三百四十一条ノ六まで（転換社債発行の手続、転換社債の登記、転換の請求及び閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権）及び第三百四十一条ノ七第二項（転換株式の規定の準用）」を「商法第二百八条、第二百二十二条ノ三、第二百二十二条ノ六第一項、第二百二十二条ノ七、第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一（質権の効力、転換によって発行する株式の発行価額、転換の効力の発生、転換の登記、発行の差止め、不公正な価額で引き受けた者の責任）」に改め、「この場合において」の下に「、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「転換」と、同法第二百二十二条ノ三中「前条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式（以下転換予約権付株式ト称ス）」とあるのは「転換特定社債」と、同法第二百二十二条ノ六中「定款又ハ取締役会ノ決議」とあるのは「定款」と」を加え、「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第三項、第四項及び第六項」に改め、「、同法第三百四十一条ノ二ノ二第一項中「転換社債ヲ発行」とあるのは「転換特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第二項ノ決議アリ

タル転換特定社債ヲ除ク）ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ七第二項において準用する同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「転換」と」を削る。

第百十三条の四第五項中「第百十三条の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条の次に次の七条を加える。

（新優先出資引受権付特定社債発行事項の公示）

第百十三条の四の二　特定目的会社は、新優先出資引受権付特定社債（前条第四項の決議があったものを除く。）を発行するときは、新優先出資引受権付特定社債の総額、発行価額、新優先出資の引受権の内容、新優先出資の引受権を行使することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2　第百十三条の二の二第二項の規定は、前項の通知について準用する。

3　特定目的会社は、第一項の公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、新優先出資引受権付特定社債の割当てをすることができない。

（新優先出資引受権付特定社債発行の手続）

第百十三条の四の三　新優先出資引受権付特定社債については、特定社債申込証の用紙及び特定社債原簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　新優先出資引受権付特定社債であること。

二　第五条第一項第二号ニ(2)から(5)までに掲げる事項

三　第百十三条の四の七の払込みを取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所

2　新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、次条第一項の新優先出資引受権証券を発行するときは、この限りでない。

（新優先出資引受権証券の発行と方式）

第百十三条の四の四　資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがある場合においては、特定目的会社は、新優先出資引受権付特定社債券とともに新優先出資引受権証券を発行しなければならない。

2　新優先出資引受権証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一　新優先出資引受権証券であることの表示

二　特定目的会社の商号

三　第五条第一項第二号ニ(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

四　前条第一項第三号に掲げる事項

（新優先出資引受権証券の譲渡方法）

第百十三条の四の五　新優先出資引受権証券が発行された場合においては、新優先出資の引受権を譲渡するには、新優先出資引受権証券を交付しなければならない。

2　商法第二百五条第二項及び第二百三十条並びに小切手法第二十一条の規定は、新優先出資引受権証券について準用する。

（新優先出資引受権付特定社債の登記）

第百十三条の四の六　新優先出資引受権付特定社債の登記については、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　新優先出資引受権付特定社債であること。

二　新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の総額

三　各新優先出資引受権付特定社債の金額

四　各新優先出資引受権付特定社債について払い込んだ金額

五　第五条第一項第二号ニ(1)から(3)までに掲げる事項

2　第百十三条の二の四第一項、第三項及び第四項の規定は、新優先出資引受権付特定社債の登記について準用する。

（新優先出資の引受権の行使）

第百十三条の四の七　新優先出資の引受権を行使する者は、請求書を特定目的会社に提出し、かつ、新優先出資の発行価額の全額を払い込まなければならない。請求書を提出する場合において、新優先出資引受権証券を発行しているときは、新優先出資引受権証券を添付し、新優先出資引受権証券を発行していないときは、新優先出資引受権付特定社債券を呈示しなければならない。

2　新優先出資の引受権を行使する者は、前項の請求書に、新優先出資の引受権の行使によって発行される優先出資の口数及び住所を記載し、これに署名しなければならない。

3　第百十三条の二の五第三項、第二十九条第五項及び第十八条第五項の規定は第一項の請求書の提出について、第百十三条の二の五第五項の規定は第一項の新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条の二の五第三項中「転換を請求する者」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、第二十九条第五項中「特定社員」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第一項において準用する商法第三百三十九条において準用する同法第二百三十二条第一項」と、第十八条第五項中「定款」とあるのは「請求書」と、「発起人」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と読み替えるものとする。

4　第一項の払込みは、新優先出資引受権付特定社債券又は新優先出資引受権証券に記載した銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

5　商法第百七十八条及び第百八十九条の規定は、前項の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する。この場合において、同法第百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

（優先出資社員となる時期）

第百十三条の四の八　前条第一項の規定により新優先出資の引受権を行使した者は、同項の払込みの時に優先出資社員となる。

第百十三条の五中「、第三百四十一条ノ九（新株引受権付社債発行事項の公示）、第三百四十一条ノ十二（第三号を除く。）（新株引受権付社債発行の手続）並びに第三百四十一条ノ十五（新株引受権付社債の登記）」を削り、「同法第二百二十二条ノ七（転換の登記）、第三百四十一条ノ六（閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権）、第三百四十一条ノ十六（新株引受権の行使）及び第三百四十一条ノ十七（株主となる時期）」を「第百十三条の二の六及び商法第二百二十二条ノ七（転換の登記）」に改め、「同法第三百四十一条ノ十三（新株引受権証券の発行と方法）及び第三百四十一条ノ十四（新株引受権の譲渡方法）の規定は新優先出資引受権証券について、」を削り、「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第三項、第四項及び第六項」に改め、「、同法第三百四十一条ノ九第一項中「新株引受権附社債ヲ発行」とあるのは「新優先出資引受権附特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第四項ノ決議アリタル新優先出資引受権附特定社債ヲ除ク）ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ十二第二号中「第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号、第五号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号ニ(2)及至(5)」と、同法第三百四十一条ノ十五第一項第五号中「第三百四十一条ノ八第二項第一号乃至第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号ニ(1)乃至(3)」と、同法第三百四十一条ノ十六第三項において準用する同法第百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第三百四十一条ノ十三第一項中「第三百四十一条ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定」とあるのは「資産流動化計画ニ新優先出資ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨ノ定」と、同条第二項第三号中「第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号ニ(2)、(3)及(5)」と、同項第四号中「前条第三号及第四号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十三条の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二第四号」と」を削る。

第百十七条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百十八条の二に次の一項を加える。

5　第百十三条の二の二第二項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「社員」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

第百十八条の三第一項中「添付し」を「交付し」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の特定目的会社にあっては、第五十三条第四項において準用する第五十二条第二項の承諾をした社員に対し電磁的方法により前項の招集の通知をするときは、同項の書類に記載すべき事項を当該通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、同項の書類を当該社員に交付しなければならない。

第百十八条の四第四項中「商法第二百四十五条ノ三第三項から第五項まで」を「第二十九条第四項及び第五項の規定は第一項の通知又は第二項の書面による請求について、商法第二百四十五条ノ三第四項から第六項まで」に改め、「について」の下に「、それぞれ」を加え、「同法第二百四十五条ノ二第三項中」を「第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、同条第五項中「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十三条第四項において準用する第五十二条第二項」と、同法第二百四十五条ノ三第四項中」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第百十八条の五第二項中「各特定社債権者に対して」の下に「書面又は電磁的方法をもって」を加え、同条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百十八条の五の二に次の一項を加える。

5　第二十九条第四項及び第五項の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「特定短期社債権者」と、同項中「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十八条の二第五項において準用する第百十三条の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と読み替えるものとする。

第百十八条の六第三項中「前条第三項及び第四項の規定は、」を「第二十九条第四項及び第五項の規定は」に改め、「同条第三項」を「第二十九条第四項中「特定社員」とあるのは「特定約束手形の所持人」と、同条第五項中「第五十二条第二項」とあるのは「第百十八条の二第五項において準用する第百十三条の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と、前条第三項」に改める。

第百十八条の七第二項中「第百十八条の五の二第三項及び第四項の規定は、」を「第百十三条の二の二第二項の規定は前項の催告について、第百十八条の五の二第三項及び第四項の規定は」に改め、「債権者について」の下に「、それぞれ」を加え、「同条第三項」を「第百十三条の二の二第二項中「社員」とあるのは「特定目的借入れに係る債権者」と、第百十八条の五の二第三項に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第百十九条第二項中「第九十五条第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第九十五条第一項、第二項、第五項及び第七項」に改める。

第百二十一条第六号中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第百二十六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項の場合においては、同項において準用する第五条第三項の電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

第百二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第五条第三項の規定は、第一項の財産目録又は貸借対照表について準用する。

第百二十七条第二項中「商法第四百二十条第二項から第五項まで」を「第八十五条第三項の規定は前項の事務報告書又は附属明細書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は前項の貸借対照表若しくは事務報告書又は附属明細書の提出について、商法第四百二十条第三項から第七項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「清算人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「監査役」と、同法第四百二十条第三項及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、「「社員」と」の下に「、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を加え、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第六項」に、「書類ニ」を「モノニ」に、「書類（」を「モノ（」に、「書類）」を「モノ）」に、「書類」を「資料」に、「商法第四百二十条第五項」を「商法第四百二十条第七項」に改め、同条第三項中「第四百二十条第五項」を「第四百二十条第七項」に改める。

第百三十条第一項中「第二百四十四条第二項から第四項まで」を「第二百四十四条第二項から第六項まで」に改め、「第四百二十七条」と」の下に「、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と」、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を加える。

第百三十二条第二項中「第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第三項」を「第百十三条の四の七第五項」に改める。

第百三十五条第三号中「調査報告書及び」を「調査報告並びに」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に、「これらの」を「その」に改める。

第百三十七条第一号中「第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第一項」を「第百十三条の四の七第一項」に改める。

第百四十二条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第百五十一条第二項中「それぞれ議決権のあるものに限る。」を削り、「という。）」の下に「に係る議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「の総数又は総額」を「に係る議決権の総数」に改め、「又は額」を削り、「所有し」を「保有し」に改める。

第百五十四条の見出し及び同条中「帳簿書類」を「帳簿及び資料」に改める。

第百七十四条第三項中「株主名簿」の下に「ノ複本ニ記載シタルトキ（其ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録シタルトキヲ含ム）」を、「ヲ権利者名簿」の下に「ノ複本ニ記載シタルトキ」を加える。

第百七十五条第二項中「第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで」を「第二百二十四条第一項、第三項及び第四項、第二百二十四条ノ二並びに第二百二十四条ノ三」に改め、「第二百二十四条第三項中」の下に「「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中」を加える。

第百八十一条第四項中「第二百二十条第三項及び第四項」を「第二百二十条第三項及び第五項」に、「特定信託管理者」と」の下に「、同条第五項中「前二項」とあるのは「第三項」と」を加える。

第百八十八条中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百三十九条第二項及び第三項」を「第二百三十九条第二項及び第四項」に、「第二百三十九条ノ二（議決権の不統一行使）」を「第二百三十九条ノ四第一項及び第三項（議決権の不統一行使）」に、「第三百三十九条第二項から第四項まで」を「第三百三十九条第二項、第三項、第五項及び第六項（第二号を除く。）」に、「第二百三十九条ノ二第一項」を「第二百三十九条ノ四第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同法第三百三十九条第二項中」を「同法第三百三十九条第三項中」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第百八十九条第三項中「第五項」の下に「（第二号を除く。）」を、「目的たる事項」と」の下に「、同条第二項及び第四項中「書面又は電磁的方法」とあるのは「書面」と、同項中「書面並びに第一項及び第二項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録」とあるのは「書面」と」を加える。

第百九十一条第二項中「社債管理会社」とあるのは「代表権利者又ハ特定信託管理者」と」の下に「、同条第三項中「第一項乃至第三項」とあるのは「第一項及第二項」と」を加える。

第二百三条第二項中「第二百八十二条」の下に「第一項及び第二項（第三号及び第四号を除く。）」を、「第一項ノ期日」と」の下に「、「其ノ謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「其ノ謄本」と」を、「係ル債権者」と」の下に「、「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と」を加える。

第二百十条第四項中「第二百四十五条ノ三」を「第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで」に改める。

第二百十四条第五項中「第二百八十二条第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を、「係ル債権者」と」の下に「、「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と」を加える。

第二百十八条第三項中「商法第二百八十二条第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を、「権利者」と」の下に「、「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と」を加える。

第二百二十五条第四項中「第三十八条第五項」を「第三十八条第九項」に改める。

第二百三十二条第一号中「書類」を「資料（これらの資料が電磁的記録で作成されている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電

磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）に改め、同条第十二号中「（第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる書類」を「（第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる資料若しくは第三条第四項（第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる電磁的記録」に、「場合を含む。）の書類」を「場合を含む。）に規定する資料」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二百三十四条第一号中「帳簿書類」を「帳簿及び資料」に改める。

第二百四十三条第一項中「重要な事項について不実の記載のある優先出資申込証、特定社債申込証」を「優先出資申込証若しくは特定社債申込証の用紙」に、「文書を行使し」を「文書であって重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供し」に改め、同条第二項中「、重要な」を「重要な」に改め、「行使し」の下に「、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録のあるものをその売出しの事務の用に供し」を加える。

第二百四十五条中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第二百五十二条第一項第三号中「、書類若しくは書面の閲覧若しくは謄写又はこれらの謄本若しくは抄本」を「に係る閲覧若しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面」に改め、同項第九号中「第百十三条の三において準用する商法第三百四十一条ノ三又は第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十二」を「第百十三条の二の三又は第百十三条の四の三」に、「又は特定社債申込証」を「若しくは特定社債申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）」に、「これらに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第十号中「これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「又は当該書面若しくは第三十八条第四項（第百十条第六項において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第十四号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同項第十九号中「これらの複本」及び「特定社債原簿若しくはその複本」の下に「（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え、「記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、又は不実の記載若しくは記録」に改め、同項第二十号中「第二百三十九条第五項（第五十九条第二項又は第百八十四条第二項」を「第二百三十九条第六項（第五十八条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ二第八項において準用する場合、第五十九条第二項若しくは第百八十四条第二項」に改め、「第二十一条の三第六項において準用する場合」の下に「又は第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する場合」を加え、「第二百四十四条第三項」を「第二百四十四条第五項」に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第五項」に、「第四百二十条第三項」を「第四百二十条第五項」に、「、書類又は書面」を「又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録」に改め、同項第二十二号中「第九十五条第二項若しくは第九十九条」を「第五十八条の二第二項若しくは第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ二第二項若しくは第三項の規定、第九十五条第二項若しくは同条第三項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条」に、「書類又は書面を添付し」を「際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供し」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　第九十五条第六項又は第九十九条第五項の取締役の決定があった場合において、これらの項に規定する措置を執らなかったとき。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第百二十九条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第三百五十三条第四項」を「第三百五十三条第五項」に、「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改め、同条第二項中「第三百五十三条第五項」を「第三百五十三条第六項」に、「第四百八条第四項」を「第四百八条第五項」に改める。

（預金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十条　預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第七項中「株式（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）又は持分」を「議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）」に、「発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超える数又は額の株式又は持分を所有している」を「総株主又は総社員の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超える数の議決権を保有している」に、「発行済株式の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超える数又は額の株式又は持分」を「総株主又は総社員の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超える数の議決権」に、「所有する」を「保有する」に改める。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第百三十一条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「の株式への転換」の下に「の請求」を加え、「転換により発行された他の」を「転換の請求により発行された他の」に、「が株式への転換が可能とされる社債である場合にその転換により発行され」を「に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転され」に改める。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十二条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債であって金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第二条第五項に規定する劣後特約付社債に該当するものの転換により発行された株式及びこれについて商法の規定により分割又は併合された株式については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（新事業創出促進法の一部改正）

第百三十三条　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の七」を「第十一条の五」に改める。

第九条第一項中「第五項並びに第六項第一号」を「第五項第一号」に改め、同条第二項の表第三条第六項第二号の項中「第三条第五項第二号」に改め、同表第三条第六項第三号の項中「第三条第六項第三号」を「第三条第五項第三号」に改め、同表第三条第六項第六号の項中「第三条第六項第六号」を「第三条第五項第六号」に改め、同表第三条第七項の項中「第三条第七項」を「第三条第六項」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十一条の二第四項中「次に掲げる」を「新事業分野開拓のための事業に必要な資産の譲受けに関する」に改め、同項各号を削る。

第十一条の四及び第十一条の五を削り、第十一条の六第一項中「認定会社が」を「認定事業者であって株式会社であるもの（以下「認定会社」という。）が」に、「商法第二百四十六条第一項」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十六条第一項」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の七第一項の表第三条第一項の項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十六条第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権付社債」を「新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「第十一条の六」を「第十一条の四」に改め、同条第四項中「、第四項第一号」を削り、「第十一条の六第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

（新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十四条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法（以下この条において「旧新事業創出促進法」という。）第十条の創業者である株式会社又は旧新事業創出促進法第十一条の四第一項に規定する認定会社（次項において「認定会社」という。）が旧新事業創出促進法第十条又は第十一条の五第一項若しくは第二項の規定により旧商法第二百八十条ノ十九第三項の規定による限度を超える数の株式を目的とする新株の引受権を与える旨の同条第二項の決議をした場合における新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書に添付すべき書類に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に認定会社が旧新事業創出促進法第十一条の五第二項の規定により同項に規定する認定支援者に新株の引受権を与える旨の旧商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をした場合における当該認定会社の株式申込証の用紙に記載すべき事項、登記すべき事項及び登記の申請書に添付すべき書類に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての旧新事業創出促進法第十六条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（中小企業経営革新支援法の一部改正）

第百三十五条　中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（中小企業経営革新支援法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業経営革新支援法第八条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律等の一部改正）

第百三十七条　次に掲げる法律の規定中「を表示する証券若しくは」を削り、「転換社債券又は新株引受権付社債券」を「新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に改める。

一　政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律（平成十一年法律第百二十六号）第一条

二　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第七条第一項

三　自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）第七条第一項

（政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十八条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券についての前条各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第百三十九条　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第四条第三項中「前条第六項各号」を「前条第五項各号」に改め、同条第五項中「前条第六項及び第七項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第八条第五項中「証明書」を「資料」に改め、同条第六項中「報告書」を「報告」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条　削除

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

第十四条第二号中「特定認定活用事業者」を「認定活用事業者であって第六条第三項に規定する特定活用事業者であるもの」に改める。

第二十六条第一項第二号中「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）に、「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この条において「旧産業再生法」という。）第四条第一項に規定する認定事業者である株式会社が旧産業再生法第九条第一項の規定により旧産業再生法第三条第五項に規定する特定関係事業者の取締役又は使用人に新株の引受権を与える旨の旧商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をした場合における当該株式会社の株式申込証の用紙に記載すべき事項、登記すべき事項及び登記の申請書に添付すべき書類に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧産業再生法第九条第三項に規定する特定認定活用事業者である株式会社が同項の規定により旧商法第二百八十条ノ十九第三項の規定による限度を超える数の株式を目的とする新株の引受権を与える旨の同条第二項の決議をした場合における新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書に添付すべき書類に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債については旧産業再生法第二十六条の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第百四十一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総数又は出資の総額」を「株主等の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の総数」に改め、「又は額」を削り、「株式（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）又は持分を所有する」を「議決権を保有する」に、「発行済株式の総数又は出資の総額」を「株主等の議決権の総数」に、「株式又は持分を所有する」を「議決権を保有する」に改める。

別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係）第四号中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

（民事再生法の一部改正）

第百四十二条　民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四項中「記載され」の下に「、若しくは記録され」を加える。

第二百四十六条第一項第三号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（弁理士法の一部改正）

第百四十三条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「第三十二条」の下に「、第三十三条及び第三十四条」を、「この場合において」の下に「、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第三十四条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と」を加え、「、「社員」を「社員」に改め、同条第七項中「第百二十八条」の下に「、第百二十九条、第百三十条第一項及び第四項、第百三十一条」を加え、「、第百三十五条、第百三十六条」を「から第百三十六条まで」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第百四十四条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百四十五条　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「株主名簿」の下に「に記載され、若しくは記録された」を、「会員名簿」の下に「に記載された」を加える。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十六条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

（中間法人法の一部改正）

第百四十七条　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第百九十八条」を「第百九十八条前段」に改め、「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二十七条第二項中「第二百二十四条第一項及び第二項」を「第二百二十四条第一項及び第三項」に改める。

第三十七条第三項中「報告書」を「報告」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百八十一条第三項中「記載又ハ記録シタル」とあるのは、「記載シタル」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項中「第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで及び」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百三十七条ノ四、第二百三十八条並びに」に改め、同条第五項中「第四十二条」を「第四十二条第一項本文及び第二項から第四項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項本文中「書面又ハ電磁的方法（商法第百三十条第三項ノ電磁的方法ヲ謂フ以下同ジ）」とあるのは「書面」と、同条第二項から第四項までの規定中「書面又ハ電磁的方法」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

第四十九条第七項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二百六十七条第二項又ハ第三項」を「第二百六十七条第三項又ハ第四項」に改める。

第五十八条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二百六十七条第二項又ハ第三項」を「第二百六十七条第三項又ハ第四項」に改める。

第七十条第四項中「報告書」を「報告を記載した書面」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百八十一条第三項中「記載又ハ記録シタル」とあるのは、「記載シタル」と読み替えるものとする。

第八十条中「第百九十八条」を「第百九十八条前段」に改め、「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第九十一条第一項中「第四百二十条から」を「第四百二十条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第四百二十一条から」に、「第四百二十七条並びに」を「第四百二十七条第一項及び第三項並びに」に、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第六項」に、「書類ニ」を「モノニ」に、「書類（」を「モノ（」に、「書類」を「モノ」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二百六十七条第二項又ハ第三項」を「第二百六十七条第三項又ハ第四項」に改める。

第九十二条第一号中「同条第三項」を「同条第三項前段」に、「第二百三十七条ノ三及び」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項並びに」に改め、同条第三号中「第七十条第四項」を「第七十条第四項前段」に改める。

第百二十条第一項中「第百三十条」を「第百三十条第一項及び第四項」に改める。

第百六十二条第九号中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に改め、同条第十三号中「第四百二十条第三項」を「第四百二十条第五項」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十八条　株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三条の二第二項」を「第三条の二第二項及び第三項」に改める。

（短期社債等の振替に関する法律の一部改正）

第百四十九条　短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録

の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第十一条第三号中「振替口座簿の」の下に「記載又は」を加える。

第二十四条第一項中「第三百七十四条ノ十七第四項」を「第三百七十四条ノ十七第五項」に、「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改め、同条第二項中「第四百八条第四項」を「第四百八条第五項」に改める。

第二十五条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書面に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第二十七条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十五条第四項の規定は、前項の分割計画書について準用する。

第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十五条第四項の規定は、前項の分割契約書について準用する。

第三十一条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十五条第四項の規定は、前項の譲渡契約書について準用する。

第三十九条中「及び第三項」を「及び第四項」に、「及び第三百三十九条第二項から第四項まで」を「並びに第三百三十九条第二項、第三項、第五項及び第六項（第二号を除く。）」に改め、「目論見書」の下に「若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」を、「記載」の下に「又ハ記録」を加え、「第三百三十九条第二項中」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項（第二号を除く。）」に改め、「「加入者」と」の下に「「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「議事録」と」を加える。

第四十四条中「振替口座簿の」の下に「記載又は」を加える。

第四十六条の見出しを「（振替口座簿の記載事項又は記録事項）」に改め、同条中「事項を」の下に「記載し、又は」を加え、同条に次の一項を加える。

3　振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

第四十七条第二項中「事項を」の下に「記載し、又は」を、「金額を」の下に「記載し、又は」を加える。

第四十八条第一項中「増額の」の下に「記載又は」を加え、同条第二項中「減額の」の下に「記載又は」を加え、同条第三項第一号中「増額の」の下に「記載又は」を加える。

第四十九条第一項中「事項を」の下に「記載し、又は」を加える。

第五十条の見出しを「（記載又は記録の変更手続）」に改め、同条中「その」の下に「記載又は」を加える。

第五十一条及び第五十二条中「事項を」の下に「記載し、又は」を、「増額の」の下に「記載又は」を加える。

第五十三条中「による」の下に「記載又は」を加える。

第五十四条中「における」の下に「記載又は」を加える。

第五十五条中「増額の」の下に「記載又は」を加える。

第五十九条第三項中「第三百四十一条ノ十八」を「第三百四十一条ノ十五」に改める。

第六十条の見出し中「振替口座簿に」の下に「記載され、又は」を加え、同条中「自己の口座に」の下に「記載され、又は」を加える。

第六十四条第一項第一号中「第二十五条第五項、第二十七条第五項、第二十九条第五項又は第三十一条第五項」を「第二十五条第六項、第二十七条第六項、第二十九条第六項又は第三十一条第六項」に改める。

第七十条中「振替口座簿に」の下に「記載し、若しくは」を、「事項を」の下に「記載せず、若しくは」を、「虚偽の」の下に「記載又は」を加える。

第七十二条第一号中「記載をして」を「記載をし、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をして」に改める。

第七十六条第四号中「通知に書面を添付し」を「通知に際し書面を交付し」に改め、同条第五号中「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第五項」に改め、同条第六号中「第二百三十九条第六項」を「第二百三十九条第七項第一号」に、「第三百三十九条第四項」を「第三百三十九条第六項第一号」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第百五十条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）」を「総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第六章において同じ。）をいう。以下同じ。）」に、「数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する」を「議決権を有する」に、「発行済株式の総数等の」を「総株主等の議決権の」に、「数又は額の株式等を所有

する」を「議決権を有する」に改め、同条第四項中「所有する株式等には」を「有する議決権には」に、「株式等（」を「株式又は持分に係る議決権（」に、「、議決権を行使し、又は議決権の」を「行使し、又はその」に、「又はその子会社に」を「若しくはその子会社に」に、「株式等を」を「議決権を」に、「株式等で」を「株式又は持分に係る議決権で」に、「受益者として議決権を行使し、又は議決権の」を「受益者として行使し、又はその」に改める。

第三十三条第四項中「及び第四条」を「、第四条から第六条の四まで、第七条（第一項第二号を除く。）及び第八条」に、「同法」を「商法特例法」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、「第三十三条第二項」の下に「の書類」を加える。

第三十五条第二項中「同条第二項第九号」を「同条第二項第二号中「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と、同項第九号」に改め、「第三十三条第一項」と」の下に「、「記載若ハ記録」とあるのは「記載」と」を加える。

第三十六条第三項中「第三十三条第一項」と」の下に「、「記載若ハ記録」とあるのは「商法」と」を加える。

第三十七条第四項中「、同法」を「、商法特例法」に、「書類」を「もの」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、「農林中央金庫法第三十三条第二項」の下に「の書類」を加える。

第三十九条第一項中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に改め、「第二十五条」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と」を加え、同条第二項中「準用スル第二百六十七条第一項」と」の下に「、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」と」を加え、同条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二及び」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二並びに」に、「第二百六十条ノ四第三項から第五項まで」を「第二百六十条ノ四第五項、第六項（第二号を除く。）及び第七項」に改め、「第二百六十条ノ四第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第五十条中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「商法第二百三十一条中」を「同法第二百三十一条中」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中」を加える。

第五十四条第十二項中「及び第三百四十一条ノ十六第三項」を「、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及び第三百四十一条ノ十六第二項」を「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

第七十二条第一項第五号中「所有する当該会社の株式等の数又は額」を「有する当該会社の議決権の数」に改め、同項第六号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等を超えて所有していない」を「基準議決権数を超えて有していない」に改め、同条第三項及び第五項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第七十三条の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等に」を「議決権に」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」を「実行による株式又は持分の取得」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有することと」を「有することと」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有することが」を「保有することが」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等を」を「議決権を」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有すること」を「有すること」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有するもの」を「保有するもの」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第七十五条中「第三十二条」の下に「、第三十三条及び第三十四条」を加え、「第二百八十五条中」を「第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三まで」を「第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三まで」に、「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に改め、「、本法」と」の下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第二百五十八条第一項」と」の下に「、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と」を加える。

第百条第一項第十七号中「第二百三十七条ノ

三」を「第二百三十七条ノ三第一項又は第二項」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十一条　農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第四項第十一号の業務を営む場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

（旧塩業組合法の一部改正）

第百五十二条　たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「第四百十九条」を「第四百十九条第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七条」を「第四百二十七条第一項及び第三項」に改め、「、第二百五十九条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十条ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第二百六十七条」の下に「（第二項を除く。）」を、「第二十二条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を、「組合員」との下に「、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

（旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第百五十三条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「議決権のない株式」を「議決権を行使することができる事項のない株式」に改める。

第三条第二項第三号イ中「転換」の下に「の請求」を加え、同号ロ中「が株式への転換が可能とされる社債である場合にその転換により発行」を「に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転」に改める。

（旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十四条　商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債であって旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律第二条第三項に規定する劣後特約付社債に該当するものの転換により発行された株式及びこれについて商法の規定により分割又は併合された株式については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百五十五条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、定款又は資産流動化計画が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をもって作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第五条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

3　資産流動化計画は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

第六条中「総理府令」を「内閣府令」に改め、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第五条第三項の規定は、資産流動化実施計画について準用する。

第八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第九条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第四条第三項の規定は、前項の変更後の資産流動化計画について準用する。

第十一条第三項中「第四条第二項及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第五条第三項ニ規定スル電磁的記録ヲ謂フ）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第十七条に次の一項を加える。

4　特定目的会社に係る商法第三十三条ノ二（会計帳簿及び貸借対照表の電磁的記録による作成）の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十八条第一項中「作成し」の下に「、定款が書面をもって作成されているときは」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項第九号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「第百六十六条第三

項」を「第百六十六条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第五条第三項の規定は、定款について準用する。

5　前項の規定により定款が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名に代わる措置を執らなければならない。

第十九条第一項中「記載された」を「記載し、又は記録された」に改める。

第二十二条第二項中「（平成十年法律第百五号）」を削る。

第二十四条第二項に次の一号を加える。

七　第九十五条第六項又は第九十九条第五項の取締役の決定があったときは、これらの項に規定する事項の提供を受けるために必要な事項であって内閣府令で定めるもの

第二十五条中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二十九条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二百四条ノ二第三項後段及び第四項後段」を「第二百四条ノ二第五項後段、第六項及び第七項後段」に、「第二百四条ノ三第一項から第三項」を「第二百四条ノ三第一項から第五項」に、「第二百四条ノ二第三項後段中」を「第二百四条ノ二第五項後段中」に改め、「第二十九条第三項ノ特定社員」と」の下に「、同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第四項」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と」を、「同条第二項中」の下に「「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項」と、同条第三項中」を、「係ル出資口数」と」の下に「、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項」と」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二百四条ノ二第二項及び第四項前段」を「第二百四条ノ二第四項、第六項及び第七項前段」に、「前項」を「第三項」に、「同条第二項中」を「同条第四項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項」と、」に、「同条第四項前段中」を「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第六項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第四項」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項ノ書面」と、同条第七項前段中「第四項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第六項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第四項」と、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　特定社員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該特定社員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

5　特定社員が第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の承諾をした者である場合においては、特定目的会社は、当該承諾に係る社員総会の会日の属する営業年度の決算期に関する定時社員総会の終結までの間は、正当な事由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

第三十条中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第三十一条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十二条中「特定社員名簿には、」を「特定目的会社は、特定社員名簿を作成し、これに」に改め、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第五条第三項の規定は、特定社員名簿について準用する。

第三十六条中「第二百二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十七条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第三十八条第一項中「優先出資申込証」の下に「の用紙」を加え、同項第五号から同項第七号までの規定中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第三項中「取締役は、優先出資申込証の」の下に「用紙の優先出資の申込者に対する」を、「ただし、優先出資申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第六項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　取締役は、前項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

第三十八条第三項の次に次の四項を加える。

4　取締役は、優先出資申込証の用紙の優先出資の申込者に対する交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該優先出資申込証の用紙の内容である事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該優先出資申込証の用紙を当該優先出資の申込者に交付したものとみなす。

5　前項の場合において、取締役は、第三項の書面に記載すべき事項を前項の優先出資申込証の用紙に記載すべき事項とともに電磁的方法により提供することができる。この場合に

おいては、前項後段の規定を準用する。

6　優先出資の申込者は、政令で定めるところにより、取締役の承諾を得て、優先出資申込証の用紙の内容である事項を記録した電磁的記録に優先出資申込証に記載すべき事項を記録して作成した電磁的記録の作成をもって、優先出資申込証の作成に代えることができる。この場合において、当該優先出資申込証に代えて作成した電磁的記録は、これを当該優先出資申込証とみなす。

7　第十八条第五項の規定は、前項の規定により優先出資申込証とみなされる電磁的記録に記録された情報について準用する。

第三十九条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「優先出資申込証」の下に「の用紙又は同条第五項若しくは第四項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「株式申込証」及び「優先出資申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第四十二条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第四十四条第一項中「優先出資社員名簿」の下に「を作成し、これ」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項中「第二百二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第三項の規定は、優先出資社員名簿について準用する。

第四十七条中「又は定款」を削り、同条にただし書として次のように加える。

ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第五十二条第一項中「対して、」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　社員総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、特定社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該社員総会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第五十三条第一項中「対して、」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「商法特例法」を「前条第二項及び商法特例法」に、「招集通知への参考書類の添付」を「招集の通知に際しての参考書類の交付等」に改め、「招集の」を削り、「同条中「株主の」とあるのは「優先出資社員の」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」と、「株主に」とあるのは「社員に」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主の」とあるのは「社員の」に改める。

第五十四条第三項中「商法第二百三十七条第二項」を「第二十九条第四項及び第五項の規定は前二項の書面による請求について、商法第二百三十七条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同法第二百三十七条第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又は優先出資社員」を「第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第一項の特定社員又は第二項の優先出資社員」と、同法第二百三十七条第三項中「株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十四条第一項ノ特定社員又ハ第二項ノ優先出資社員」に改める。

第五十六条第二項中「記載」の下に「し、又は記録」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第二十九条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第一項又は第二項の特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（特定社員の書面による議決権の行使）

第五十八条の二　特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない特定社員が書面をもって議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　商法第二百三十九条ノ二第二項から第八項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項及び第四項中「第二百三十二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第八項において準用する同法第二百三十九条第七項（第二号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3　第一項の決議については、第四十七条ただし書の規定は、適用しない。

第五十九条の見出しを「（優先出資社員の書面による議決権の行使等）」に改め、同条第一項中「社員総会の有議決権事項について議決権を有する優先出資社員の数が千人以上である場合には、当該」を削り、「当該有議決権事項」を「有議決権事項」に改め、同条第二項中「第二百三十九条ノ二（）」を「第二百三十九条ノ四（）」に改め、「第二十一条の三第二項中」の下に「「前項の会社に

あっては」とあるのは「特定目的会社は」と、」を加え、「社員総会」を「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」に、「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「同条第六項中」を「同条第七項（第二号を除く。）中」に、「商法第二百三十九条ノ二第一項」を「同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による議決権の行使）

第五十九条の二　特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない社員が電磁的方法により議決権（優先出資社員にあっては、有議決権事項に係る議決権）を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十八条の二第一項後段の規定を準用する。

2　商法第二百三十九条ノ二第二項及び第三項並びに同法第二百三十九条ノ三第三項から第七項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項中「第二百三十二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、「書面ヲ以テ為ス」とあるのは「電磁的方法ニ依ル」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第三項及び第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第三項及び第四項並びに同条第六項において準用する同法第二百三十九条ノ二第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項（第一号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第三項中「報告書」を「報告」に改め、「証明書」を「証明を記載し、又は記録した資料」に改める。

第六十二条中「第二百三十九条第二項から第六項」を「第二百三十九条第二項から第七項」に、「第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と」に、「同法第二百四十四条第四項において準用する同法第二百六十三条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類）」とあるのは「前項ニ掲グル書類」を「同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項中「株主及」とあるのは「社員及」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）」とあるのは「前項ニ掲グル資料」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第六十三条の見出しを「（書面又は電磁的方法による決議）」に改め、同条第一項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的方法による決議に係る承諾については、政令で定めるところによらなければならない。

第六十三条第二項及び第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同条第四項中「、書面」の下に「又は電磁的方法」を、「係る書面」の下に「並びに第一項及び第二項の電磁的方法が行われる場合における当該電磁的方法により作成される電磁的記録」を加え、同条第五項中「前項の書面の閲覧又は謄写を求める」を「次の請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第六十三条第六項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第六十六条第二号から第四号までの規定中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第七十条を次のように改める。

（定款、社員名簿等の公示）

第七十条　取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一　定款　本店及び支店

二　特定社員名簿、優先出資社員名簿及び特定社債原簿　本店（名義書換代理人を置いた場合には、本店又は名義書換代理人の営業所）

三　優先出資社員名簿及び特定社債原簿の複本（名義書換代理人を置いた場合には、前

号に掲げる資料を本店に備え置いたときに限る。）名義書換代理人の営業所

2　社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、特定目的会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3　社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　特定社員名簿、優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿が書面をもって作成されている場合における当該書面又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の閲覧又は謄写の請求

二　特定社員名簿、優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿が電磁的記録をもって作成されている場合又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録若しくは第八十五条第一項に掲げる資料に記載し、若しくは記録すべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録」に改め、「若しくは公告」の下に「（第九十五条第六項又は第九十九条第五項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。）」を、「その記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七十五条第二項中「第二百六十七条第二項から第六項まで」を「第二百六十七条第二項から第七項まで」に改め、「ノ請求」を削り、「前項ノ株主」とあるのは「同項ノ社員」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ社員」と、同法第二百六十七条第五項、」を「同条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百六十七条第三項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と、「株主」とあるのは「社員」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前二項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ特定社員又ハ優先出資社員」と、同法第二百六十七条第六項、」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第八十四条第三項中「第七十五条第一項」の下に「と、「同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項」とあるのは「同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十七条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項」を加える。

第八十五条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第五項中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の書類」を「第一項に掲げる資料」に改め、「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「同項の書類」を「同項に掲げる資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第五条第三項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げる資料について準用する。

3　第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

第八十七条第二項第一号中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、同項第二号中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第九十条第一項中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第九十一条第一項中「特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定目的会社の会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写

二　特定目的会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令に定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写

第九十三条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「書類」を「規定により第八十五条第一項各号に掲げる資料」に改め、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第五項及び第九項」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十項とし、同項の次

に次の一項を加える。

11　第八十五条第三項の規定は第九項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出又はその謄本の送付について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第九十三条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第八十五条第三項の規定は第五項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「監査役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第九十三条第四項第二号中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「について記載」及び「の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同項第八号中「営業報告書の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項の場合において、第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されているとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について同項の附属明細書に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、監査役又は会計監査人の請求があったときは、取締役は、前三項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該監査役又は会計監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第九十四条第一項中「第八十五条第一項の書類」を「第八十五条第一項に掲げる資料」に、「前条第三項及び第六項」を「前条第五項及び第九項」に、「書類の謄本」を「謄本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」に改める。

第九十五条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「通知には」を「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十三条第三項及び第六項」を「第九十三条第五項及び第九項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「書類」を「資料」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の決定をした会計監査人存置会社においては、この限りでない。

第九十五条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　会計監査人存置会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該会計監査人存置会社が第一項の承認を得、又は第四項後段の報告をした後遅滞なく、第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる資料に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第九十五条第三項中「第九十三条第四項第三号」を「第九十三条第六項第三号」に、「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九十三条第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第九十七条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九十三条第三項及び第四項の規定は、第八十五条第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

第九十七条に次の一項を加える。

6　第八十五条第三項の規定は第四項の監査報告書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は第四項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

第九十九条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「通知には」を「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次項の決定をした特定目的会社においては、この限りでない。

第九十九条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　会計監査人存置会社以外の特定目的会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該特定目的会社が第一項の承認を得た後遅滞なく、貸借対照表に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより、同項の承認を得た日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第九十九条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第百条第二項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改める。

第百一条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百四条第一項中「当該特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求める」を「次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第百四条第三項中「商法第二百九十三条ノ七」を「第二十九条第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三条ノ七」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を、「この場合において」の下に「、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第百四条第一項の特定社員又は優先出資社員」と」を加え、「同条第一号」を「同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号」に改め、「若ハ会社」と」の下に「、第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百四条」と」を加える。

第百七条中「第二百八十六条ノ四から」を「第二百八十六条ノ四第一項、第二百八十六条ノ五から」に、「同法第二百八十六条ノ四」を「同法第二百八十六条ノ四第一項」に改める。

第百八条中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百十条第一項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を、「署名し」の下に「て、特定社債申込証を作成し」を加え、同条第二項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を加え、同項第十二号及び第十五号中「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項第十六号及び第十七号中「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第五項中「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項の次に次の一項を加える。

6　第三十八条第四項の規定は特定社債申込証の用紙の交付について、同条第六項及び第七項の規定は特定社債申込証の作成について、同条第九項の規定は特定社債の応募者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項及び第六項中「優先出資」とあるのは「特定社債」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第百十条第五項」と読み替えるものとする。

第百十三条第一項中「第二百二十四条第一項及び第二項」を「第二百二十四条第一項から第三項まで」に、「第三百十七条第三号」を「第三百十七条第一項第三号」に改め、「乃至第九号」と」の下に「、同法第三百十七条第二項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百二十条第四項において準用する第五条第三項の電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

第百二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第五条第三項の規定は、第一項の財産目録又は貸借対照表について準用する。

第百二十七条第二項中「商法第四百二十条第二項から第五項まで」を「第八十五条第三項の規定は前項の事務報告書又は附属明細書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は前項の貸借対照表若しくは事務報告書又は附属明細書の提出について、商法第四百二十条第三項から第七項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「精算人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「監査役」と、同法第四百二十条第三項及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、「「社員」と」の下に「、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を加え、「第四百二十条第四項」を「第四百二十条第六項」に、「書類ニ」を「モノニ」に、「書類（」を「モノ（」に、「書類）」を「モノ）」に、「書類」を「資料」に、「商法第四百二十条第五項」を「商法第四百二十条第七項」に改め、同条第三項中「第四百二十条第五項」を「第四百二十条第七項」に改める。

第百二十八条中「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百三十条第一項中「第二百四十四条第二項から第四項まで」を「第二百四十四条第二項から

第六項まで」に改め、「第四百二十七条」と」の下に、「、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と」を加える。

第百三十八条中「第百三十五条第二号から第四号まで及び第七号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第百三十五条第二号、第四号及び第七号に掲げる書類

二　取締役及び監査役又は検査役の調査報告並びに第二十二条第二項において準用する商法第百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面並びにその附属書類

第百四十二条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第百五十四条の見出しを「（業務に関する帳簿及び資料）」に改め、同条中「総理府令」を「内閣府令」に、「帳簿書類」を「帳簿及び資料」に改める。

第百六十七条第一号中「に掲げる書類」を「に掲げる資料」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二号中「帳簿書類」を「帳簿及び資料」に改める。

第百七十四条第一項中「重要な事項について不実の記載のある優先出資申込証、特定社債申込証、目論見書、資産対応証券の募集の広告その他資産対応証券の募集に関する文書を行使したときは、」を「優先出資申込証若しくは特定社債申込証の用紙、目論見書、資産対応証券の募集の広告その他資産対応証券の募集に関する文書であって重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、」に改め、同条第二項中「、重要な」を「重要な」に改め、「不実の記載のあるものを行使し」の下に「、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について不実の記録のあるものをその売出しの事務の用に供し」を加える。

第百七十六条中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第百八十三条第一項第三号中「帳簿、書類若しくは書面の閲覧若しくは謄写又はこれらの謄本若しくは抄本」を「帳簿に係る閲覧若しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面」に改め、同項第九号中「又は特定社債申込証」を「若しくは特定社債申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）」に、「これらに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第十号中「これに記載すべき」を「又は当該書面若しくは第三十八条第四項（第百十条第六項において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に、「又は不実の記載」を「若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第十四号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同項第十九号中「複本」の下に「（電磁的記録が作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え、「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「不実の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同項第二十号中「第二百三十九条第五項（第五十九条第二項」を「第二百三十九条第六項（第五十八条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ二第八項において準用する場合、第五十九条第二項」に改め、「第二十一条の三第六項において準用する場合」の下に「又は第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する場合」を加え、「第二百四十四条第三項」を「第二百四十四条第五項」に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第五項」に、「第四百二十条第三項」を「第四百二十条第五項」に、「、書類又は書面」を「又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録」に改め、同項第二十二号中「第九十五条第二項」を「第五十八条の二第二項若しくは第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ二第二項若しくは第三項の規定、第九十五条第二項若しくは同条第三項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）に、「第九十九条第二項」を「同条第二項」に、「書類又は書面を添付し」を「際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供し」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　第九十五条第六項又は第九十九条第五項の取締役の決定があった場合において、これらの項に規定する措置を執らなかったとき。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条のうち証券取引法第百六十六条第二項第一号イ中「二」を「ヘ」に改める改正規定、同項第三号の改正規定及び同条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）に関する報告書**

一　議案の目的及び要旨

本案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか百十八の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年十一月二日

法務委員長　保利　耕輔

衆議院議長　綿貫　民輔殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可





発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
財務省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
四二〇円
（本体四〇〇円）
（配送料別）